

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2017年12月22日
【事業年度】	第3期（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）
【会社名】	株式会社スシローグローバルホールディングス
【英訳名】	Sushiro Global Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水留 浩一
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
【電話番号】	06（6368）3220
【事務連絡者氏名】	執行役員 清水 敬太
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
【電話番号】	06（6368）3220
【事務連絡者氏名】	執行役員 清水 敬太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

(はじめに)

当社は、1984年10月23日に設立された株式会社すし太郎(以下「旧株式会社あきんどスシロー」という。)を前身としております。旧株式会社あきんどスシローは、すしを通して人々の暮らしを豊かにすることを経営理念に掲げ、より多くのお客様に良質かつ低価格なすしを味わっていただくために積極的に店舗展開を行うことで、日本の伝統食すしの発展に寄与することを目標としてまいりました。2003年9月18日には、東京証券取引所市場第二部に株式上場いたしました。

ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドにより設立されたエーエスホールディングス株式会社は、2008年9月に旧株式会社あきんどスシローのマネジメント・バイ・アウト(以下「MBO」という。)を発表し、株式の公開買付け(以下「本公開買付け」という。)を実施いたしました。本公開買付けは、2008年11月10日に成立し、これにより旧株式会社あきんどスシローは、エーエスホールディングス株式会社の子会社となり、2009年4月1日に東京証券取引所市場第二部の株式上場を廃止いたしました。エーエスホールディングス株式会社は、2009年5月31日を効力発生日として旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でエーエスホールディングス株式会社の商号を株式会社あきんどスシロー(以下「前株式会社あきんどスシロー」という。)に変更いたしました。

その後、主要株主がユニゾン・キャピタル・グループ等からベルミラ・アドバイザーズ・グループが助言を提供するベルミラ・ファンドに異動するにあたり、ベルミラ・ファンドにより2012年7月31日に設立されたCEILジャパン株式会社は、2012年9月28日に前株式会社あきんどスシローの全株を取得し、同社を子会社といたしました。CEILジャパン株式会社は、2013年1月1日に前株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でCEILジャパン株式会社の商号を株式会社あきんどスシローに変更しております。

株式会社あきんどスシローは、2015年3月31日に単独株式移転により、株式会社あきんどスシローホールディングスを設立、持株会社体制に移行し、同社は2015年10月1日付で商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更し、現在に至っております。

さらに2015年10月1日に新業態の開発を行う目的で、株式会社あきんどスシローから新設分割により株式会社スシロークリエイティブダイニングを設立し、同日に株式会社スシロークリエイティブダイニングが発行する全株式を株式会社あきんどスシローから当社に株式譲渡しております。

1 ベルミラ・ファンドはベルミラ・アドバイザーズ株式会社又はその関係会社(ベルミラ・アドバイザーズ・グループ)が助言を提供するファンドであり、ベルミラ・ファンドが全株式を保有するSardilux S.à r.l.を通じ、Consumer Equity Investments Limited(以下「CEIL」という。)の株式の過半を間接的に保有している。なお、2017年3月30日の東京証券取引所市場第一部への上場に伴う当社株式売出しにより、CEILは当社の親会社以外の支配株主に該当しないこととなり、2017年9月末現在における当社株式の保有比率は28.91%となりました。

(1) 株式会社すし太郎の設立と株式会社あきんどスシロー(旧株式会社あきんどスシロー)への商号変更

旧株式会社あきんどスシローは、創業者の清水義雄氏が1975年7月に大阪市阿倍野区において、個人ですし店(回転寿司ではなく、職人が客の注文に応じてすしを握るスタイルの店舗)を開業したことに始まります。その後、大阪市内においてテイクアウト専門店を開業する等の変遷を経て、1984年10月23日、回転すし店の店舗展開を目的とする株式会社すし太郎が大阪府豊中市に設立されました。その後、1999年8月1日に、株式会社すし太郎(代表取締役：清水義雄)を存続会社、清水義雄氏の実弟である清水豊氏が代表取締役を務めていた株式会社すし太郎(本社：大阪府吹田市)を消滅会社とする合併が行われ、2000年12月に商号を株式会社すし太郎から株式会社あきんどスシローに変更し、「すしを通して人々の暮らしを豊かにしたい」という経営理念の下、お客様には高品質で付加価値の高いサービスを継続的に提供するとともに、「回転すし総合管理システム」の導入などによる効率性の追求を併せて行うことで、お客様満足度の向上に日々努め、2003年9月18日に東京証券取引所市場第二部に株式上場いたしました。

(2) エーエスホールディングス株式会社によるMBOの実施

エーエスホールディングス株式会社は、旧株式会社あきんどスシロー(実質上の存続会社)株式の取得等を目的として、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドにより2008年8月8日に設立されました。

旧株式会社あきんどスシローの取締役会は、ユニゾン・キャピタル・グループからの戦略的非公開化の提案内容について、慎重に検討・協議した結果、当提案が従来の提携関係を越えた強固な資本関係を構築することで旧株式会社あきんどスシローの企業価値向上を企図したものであり、旧株式会社あきんどスシローが掲げる中期経営計画と整合するものであったことから、旧株式会社あきんどスシローの成長にとって極めて有意義であり、また本公開買付けの買付価格及び諸条件は旧株式会社あきんどスシローの株主にとって妥当なものであると判断し、本公開買付けについて、2008年9月24日開催の取締役会で決議し、賛同の意見表明をいたしました。

エーエスホールディングス株式会社は、2008年9月25日に旧株式会社あきんどスシロー株式等への公開買付けを実施し、2008年11月10日に成立しました。これにより旧株式会社あきんどスシローは、エーエスホールディングス

株式会社の子会社となり、2009年4月1日に東京証券取引所市場第二部の株式上場を廃止いたしました。その後、エースホールディングス株式会社は、2009年5月31日を効力発生日として旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でエースホールディングス株式会社の商号を株式会社あきんどスシロー（以下「前株式会社あきんどスシロー」という。）に変更いたしました。

(3) ユニゾン・キャピタル・グループ等からペルミラ・ファンドへの主要株主の異動

CEILジャパン株式会社は、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンド等が保有する前株式会社あきんどスシロー株式の全株を取得する目的で、ペルミラ・ファンドにより2012年7月31日に設立されました。

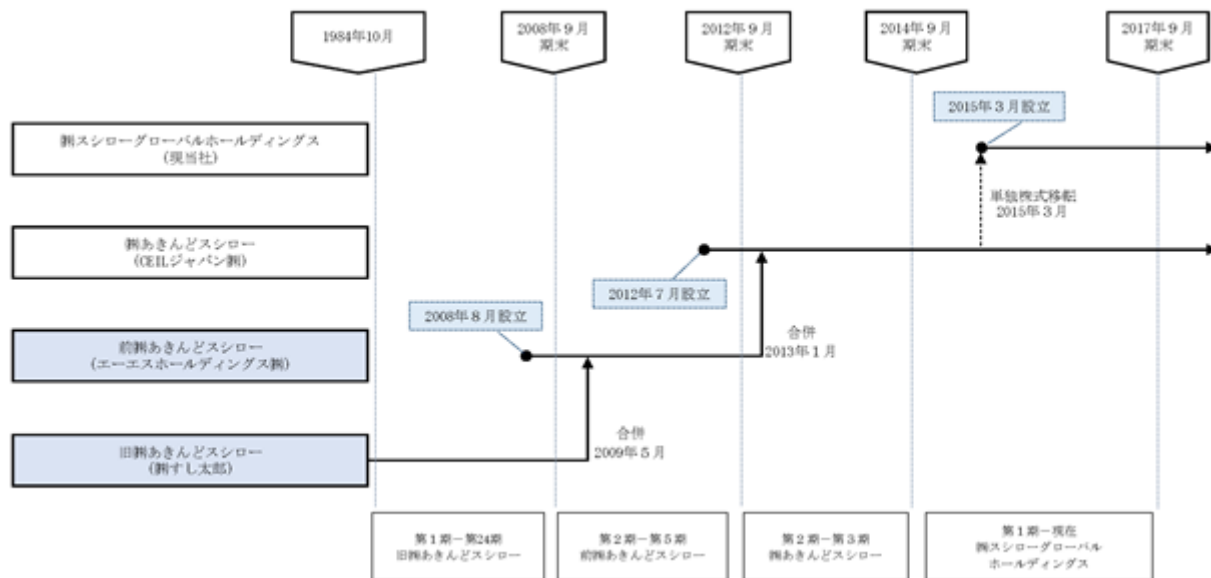
CEILジャパン株式会社は、LBO(Leveraged Buyout)を実施し、自己資金のほか金融機関からの借入約400億円の外部資金調達を実施することで、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンド等から前株式会社あきんどスシロー株式の全株を2012年9月28日に取得しました。連結財政状態計算書に計上されている借入金の一部、ブランド53,596百万円及びのれん30,371百万円は当該子会社化により認識されたものであります。その後、CEILジャパン株式会社は2013年1月1日を効力発生日として前株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でCEILジャパン株式会社の商号を株式会社あきんどスシローに変更しております。なお、2015年12月に資本政策上の観点から自己株式250億株を総額250億円で取得しており、取得に要する資金を新規に借り入れております。当該自己株式は、2016年12月にそのすべてを消却しております。

のれんの減損については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (22) 減損会計の適用に伴うリスク」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 14.資産の減損」をご参照ください。借入金については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (23) 多額の借入金及び財務制限条項への抵触に伴うリスク」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 17.借入金」をご参照ください。

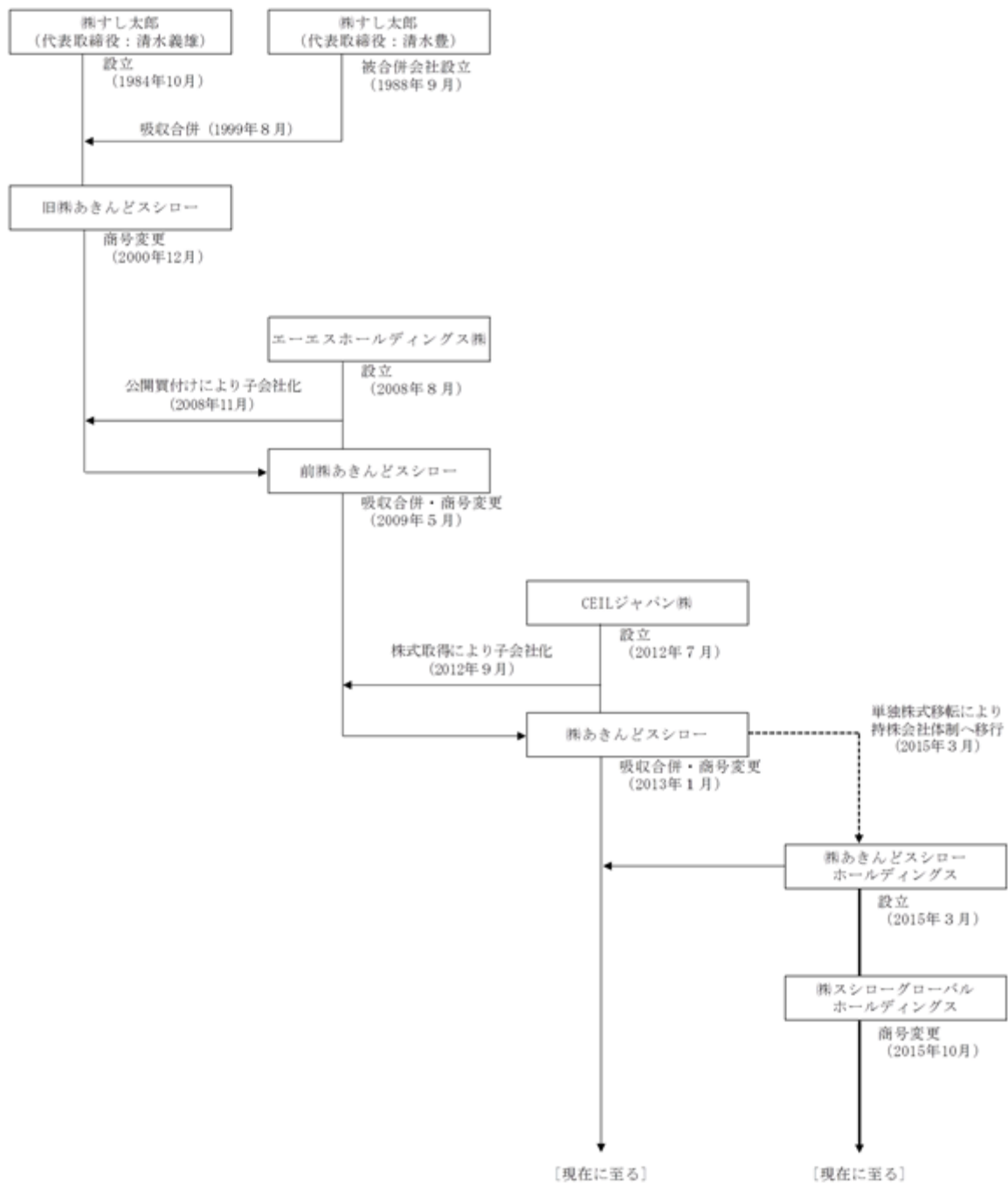
(4) 株式会社スシローグローバルホールディングスの設立

株式会社あきんどスシローは、2015年3月31日に単独株式移転により、株式会社あきんどスシローホールディングスを設立し、持株会社体制に移行しました。また、株式会社あきんどスシローホールディングスは、2015年10月1日付で商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更し、現在に至っております。

以上の当社の事業運営主体の変遷を図示いたしますと次のとおりであります。



< 当社の変遷 >



なお、本書に関しましては、株式会社あきんどスシローが旧株式会社あきんどスシロー及び前株式会社あきんどスシローの業務を主たる業務として継続して行っているため、一連の継続企業として記載しております。また、必要に応じて、旧株式会社あきんどスシロー、前株式会社あきんどスシローの表記を分けて記載しております。

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	第1期	第2期	第3期
決算年月	2015年9月	2016年9月	2017年9月
売上収益 (百万円)	136,174	147,702	156,402
営業利益 (百万円)	6,888	7,509	9,204
税引前利益 (百万円)	5,226	4,692	8,995
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	3,826	3,184	6,952
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	3,950	3,248	6,951
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	46,712	24,922	31,853
資産合計 (百万円)	116,472	122,356	125,562
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	665.99	892.43	1,145.36
基本的1株当たり当期利益 (円)	54.79	90.11	253.16
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	54.29	85.86	247.09
親会社所有者帰属持分比率 (%)	39.9	20.0	25.0
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	8.6	9.0	24.8
株価収益率 (倍)	-	-	14.26
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,972	15,215	11,574
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,980	4,581	5,533
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,812	5,854	5,663
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,394	8,149	8,538
従業員数 (人)	1,443	1,459	1,397
(外、平均臨時雇用者数)	(14,492)	(15,439)	(16,371)

(注) 1. 第2期より国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。なお、第1期のIFRSによる連結経営指標等をあわせて記載しております。

2. 当社は、2015年3月31日に株式会社あきんどスシローを株式移転完全子会社とする単独株式移転により、株式移転完全親会社として設立されましたが、株式移転前後で当社グループ全体の実態にかわりはないため、IFRS移行日の連結財政状態計算書は、株式会社あきんどスシローの2014年10月1日現在の財政状態計算書を引き継いで作成しております。また、第1期の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書についても、株式会社あきんどスシローの2014年10月1日から2015年9月30日までの損益及びキャッシュ・フローを取り込み作成しております。

3. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

4. 第1期及び第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

5. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

6. 臨時雇用者数は、パートタイマー及びアルバイトの人数であり、1日8時間で換算した年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

7. 当社は、2016年12月22日付で普通株式590株を1株にする株式併合を実施しております。1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益については、第1期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準		
	第 1 期	第 2 期	第 3 期
決算年月	2015年 9 月	2016年 9 月	2017年 9 月
営業収益 (百万円)	101	506	375
経常損失 () (百万円)	1,008	1,856	685
当期純損失 () (百万円)	1,010	2,492	660
資本金 (百万円)	100	100	100
発行済株式総数 (株)	41,200,762,837	41,200,762,837	27,458,920
純資産額 (百万円)	37,465	10,157	9,581
総資産額 (百万円)	70,500	64,797	60,459
1株当たり純資産額 (円)	534.99	359.36	338.88
1株当たり配当額 (円)	-	-	45.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	14.46	70.54	24.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	53.00	15.20	15.39
自己資本利益率 (%)	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
従業員数 (人)	19	27	48
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(3)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第1期から第3期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4. 第1期及び第2期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。第3期の株価収益率については、当期純損失のため、記載しておりません。

5. 第1期及び第2期の配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。第3期の配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

6. 当社は2015年3月31日設立のため、第1期は2015年3月31日から9月30日までの6ヶ月1日間となっております。

7. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

8. 臨時雇用者数は、パートタイマー及びアルバイトの人数であり、1日8時間で換算した年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

9. 当社は、2016年12月22日付で普通株式590株を1株にする株式併合を実施しております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額については、第1期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

2【沿革】

前述の「はじめに」に記載のとおり、当社の前身は株式会社すし太郎（旧株式会社あきんどスシロー）であります。CEILジャパン株式会社（現株式会社あきんどスシロー）は、2012年7月31日に設立され、株式会社すし太郎（旧株式会社あきんどスシロー）の事業を承継した形式上の存続会社である前株式会社あきんどスシローを2012年9月28日に子会社化しました。その後、CEILジャパン株式会社を存続会社、同社を消滅会社とする合併を2013年1月1日に行い、同日付で当社の商号を株式会社あきんどスシローに変更しております。その後、株式会社あきんどスシローは、2015年3月31日に単独株式移転により、株式会社あきんどスシローホールディングスを設立し、持株会社体制に移行、2015年10月1日付で商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更し、現在に至っております。

そこで、以下では、株式会社すし太郎の設立から、CEILジャパン株式会社（現株式会社あきんどスシロー）による前株式会社あきんどスシローの吸収合併、持株会社体制移行を経た現在に至る沿革を記載しております。また、株式会社すし太郎の設立から東京証券取引所市場第二部の上場廃止までと、当該上場廃止から現在に至るまでの2つに表を分けております。

（株式会社すし太郎（旧株式会社あきんどスシロー）の設立から公開買付けによる上場廃止まで）

年月	事項
1984年10月	株式会社すし太郎(本社：大阪府豊中市、代表取締役：清水義雄)を設立。店名を「すし太郎」として豊中市に1号店を出店。
1991年10月	株式会社すし太郎の出店方針を直営店主体に切り替え、神戸市須磨区落合に往復ベルトコンベア方式の第1号店となる落合店を出店。
1995年12月	株式会社すし太郎の加工場を宝塚安倉店隣接地に併設。
1996年9月	株式会社すし太郎が、1皿100円均一の第1号店となる高司店を兵庫県宝塚市に出店。
1999年8月	株式会社すし太郎を存続会社とし、株式会社すし太郎(清水義雄氏の実弟である清水豊氏が代表取締役である会社)と合併。
2000年12月	商号を株式会社あきんどスシロー（旧株式会社あきんどスシロー）に変更。大阪府摂津市鶴野に本社を移転し、新加工場及び倉庫を本社内に統合併設。
2001年9月	東京都葛飾区及び福生市に出店し、関東エリアに進出。
2002年7月	名古屋市熱田区に出店し、中部エリアに進出。
2003年9月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
2003年11月	関東エリアの配送業務を外部へ委託。
2004年2月	本社内の加工場を全面廃止。
2005年2月	大阪府吹田市に本社機能移転。
2006年4月	大阪府吹田市に本店登記移転。
2006年9月	岡山県岡山市に出店し、中国エリアに進出。
2007年8月	株式会社極洋及びユニゾン・キャピタル・グループと戦略的業務提携。
2008年1月	徳島県徳島市に出店し、四国エリアに進出。
2008年4月	宮城県石巻市に出店し、東北エリアに進出。
2008年4月	熊本県菊池郡菊陽町に出店し、九州エリアに進出。
2008年7月	札幌市手稲区に出店し、北海道エリアに進出。
2008年9月	エーエスホールディングス株式会社による旧株式会社あきんどスシロー株券等に対する公開買付けを開始。
2008年11月	エーエスホールディングス株式会社による旧株式会社あきんどスシロー株券等に対する公開買付けを完了。（発行済普通株式の65.19%及びすべての新株予約権を保有し、これにより旧株式会社あきんどスシローを子会社化。）
2009年2月	エーエスホールディングス株式会社を存続会社、旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする吸収合併契約を臨時株主総会で決議。
2009年4月	東京証券取引所市場第二部の上場を廃止。

(旧株式会社株式会社あきんどスシローの公開買付けによる上場廃止以降、現在に至るまで)

年月	事項
2009年5月	エーエスホールディングス株式会社が旧株式会社あきんどスシローを吸収合併し、株式会社あきんどスシロー(前株式会社あきんどスシロー)に商号を変更。
2011年4月	韓国ソウル市に子会社、SUSHIRO KOREA, INC.を設立。
2012年9月	CEILジャパン株式会社がユニゾン・キャピタル・グループ等の保有する前株式会社あきんどスシロー株式全株を取得し、子会社化。
2013年1月	CEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローを吸収合併し、株式会社あきんどスシローに商号を変更。
2015年3月	株式会社あきんどスシローホールディングスを株式移転により設立、持株会社体制へ移行。
2015年9月	沖縄県浦添市に出店し、沖縄エリアに進出。
2015年10月	株式会社あきんどスシローホールディングスの商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更。
2015年10月	大阪府吹田市に株式会社スシロークリエイティブダイニングを株式会社あきんどスシローから新設分割により設立。株式会社スシロークリエイティブダイニングが発行する全株式を株式会社あきんどスシローから株式会社スシローグローバルホールディングスに株式譲渡。
2016年4月	米国で寿司関連の和食レストランを展開するCEI US Holdings Corporation(現Sushiro U.S. Holdings Inc.)の全株式を取得し、子会社化。
2016年9月	都心型店舗の1号店となるSUSHIRO南池袋店を開店。
2016年10月	米国事業を展開するSushiro U.S. Holdings Inc.が運営する2店舗を閉店。
2017年3月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2017年8月	台湾タイペイ市に子会社、Sushiro Taiwan Co., Ltd.を設立。
2017年9月	株式会社神明、元気寿司株式会社と資本業務提携。

3【事業の内容】

当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定・経営管理を担当しており、当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成され、直営方式による回転すし店のチェーン展開を主たる事業としております。

当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、国内では「スシロー」ブランドにて直営方式による回転すし店を中心に展開し、海外では韓国で直営方式による回転すし店を展開しております。

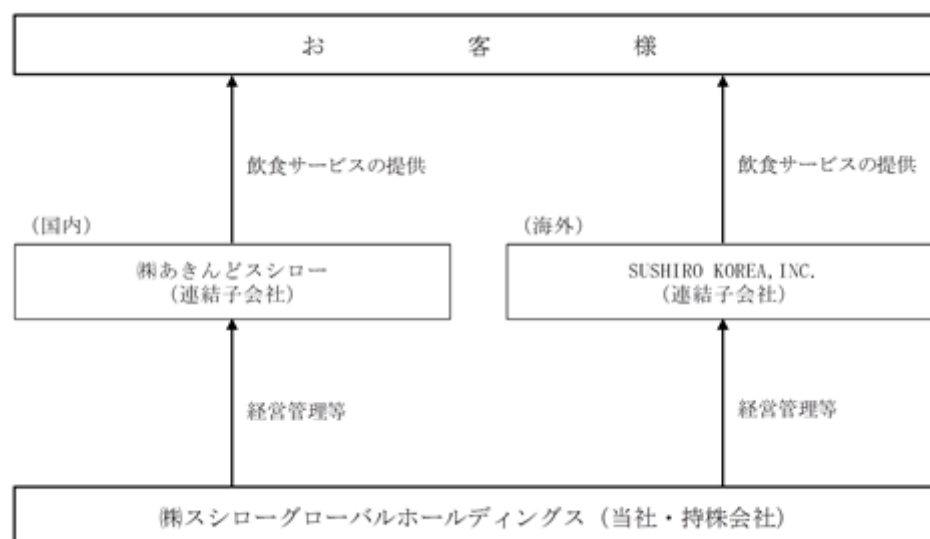
「スシロー」の競争力の源泉は、仕入、店内調理、そしてITシステムの活用であります。仕入においては、コストをかけ、より良い食材を使用し、鮮魚仕入のノウハウ・スキルや規模を活かした価格交渉力を用いながら、供給業者との直接取引関係を用いて実施しております。また、セントラルキッチンを経由しない店内調理を実施しており、研鑽を積んだ従業員（パートタイマー及びアルバイトを含みます。）が店内調理を担当、体系化された研修制度や従業員の定着により、店内調理ノウハウを蓄積しております。さらに、ITシステムを活用した接客・サービスに寄与する効率的な店舗運営を実施しており、ICチップ内蔵の皿を用いたビッグデータ分析のほか、タッチパネル注文システムにより、注文を受けてから出来立ての寿司を提供する仕組みなどを導入しております。

これらの競争力を活かすことで、スシローは食材の質へこだわりつつ店内調理を行いながら、食の安全に徹底したうまいすしを提供し、原則1皿100円＋税のお手頃価格とITシステムを活用した効率的なオペレーションでお客様に腹一杯になっていただき、店舗や接客・サービス等で顧客満足度を高めることで心も一杯になっていただくことで当社の使命を果たしております。

当社グループの事業の系統図は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度末現在、連結子会社であるSushiro U.S. Holdings Inc.は店舗営業を行っておりません。

（事業系統図）



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社あきんどスシロー (注)1、2	大阪府吹田市	100百万円	すし事業	(所有) 100.0	当社からの役務提供 資金の貸付 役員の兼任 3名
SUSHIRO KOREA, INC. (注)2	韓国ソウル市	5,000百万ウォン	すし事業	(所有) 94.0	当社からの役務提供 役員の兼任 2名
株式会社スシロークリエイティブダイニング (注)2	大阪府吹田市	10百万円	すし事業	(所有) 100.0	当社からの役務提供 役員の兼任 2名
その他2社(注)3					

(注)1. 株式会社あきんどスシローについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. Sushiro U.S. Holdings Inc.は、2016年10月に全店舗を閉鎖したため、その他に含めております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2017年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
すし事業	1,397 (16,371)
合計	1,397 (16,371)

(注)1. 当社グループはすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

2. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイト)は、年間の平均人員を1日8時間換算で()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2017年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
48(3)	42	1.4	7,970,883

(注)1. 当社はすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

2. 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイト)は、年間の平均人員を1日8時間換算で()内に外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 従業員数が、前事業年度末に比べて21人増加しておりますのは、主として子会社から当社へ品質管理部門を移管したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておらず、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策を背景として、企業収益や雇用・所得環境の改善など、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、英国のEU離脱問題、米国大統領選後の政策、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の経済先行の懸念など、依然として先行きは不透明な状況にあります。

外食業界におきましては、消費者の節約志向が続く中、少子高齢化による労働力の減少や人件費の高騰、業種・業態の垣根を越えた顧客獲得競争の激化など、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、美味しいすしを通じてより多くの皆さまに驚きと感動を感じて頂きたいという願いに向けて、商品開発、店内調理、安心・安全の取り組み及びサービスの向上に取り組んでまいりました。

また、店舗開発につきましては、38店舗出店（国内36店舗、海外2店舗）、4店舗退店（国内1店舗、海外3店舗）したことにより、当連結会計年度末の店舗数は、国内477店舗、海外7店舗の合計484店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益156,402百万円（前連結会計年度比5.9%増）、営業利益9,204百万円（前連結会計年度比22.6%増）、税引前利益8,995百万円（前連結会計年度比91.7%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益6,952百万円（前連結会計年度比118.3%増）となりました。

EBITDAは13,899百万円（前連結会計年度比13.3%増）、調整後EBITDAは13,933百万円（前連結会計年度比10.6%増）、調整後当期利益は6,473百万円（前連結会計年度比30.0%増）となりました。

- (注) 1. EBITDA = 営業利益 + その他の費用 - その他の収益 + 減価償却費及び償却費 + 長期前払費用償却費 + 長期前払費用（敷金及び保証金）償却費
2. 調整後EBITDA = EBITDA + 経営指導契約に基づく経営指導料 + Sushiro U.S.Holdings Inc.関連損益
3. 調整後当期利益 = 当期利益 + 経営指導契約に基づく経営指導料 + 上場関連費用 + リファイナンスコスト + Sushiro U.S.Holdings Inc.関連損益 + 税効果調整等
4. 経営指導契約に基づく経営指導料とは、当社とConsumer Equity Investments Limitedとの間のコンサルティング契約に基づく報酬を意味します。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ389百万円増加し、8,538百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、11,574百万円（前連結会計年度比23.9%減）となりました。

これは主に、税引前利益8,995百万円、減価償却費及び償却費3,904百万円、減損損失375百万円の計上があった一方で、営業債権及びその他の債権の増加が305百万円、利息の支払額が248百万円、法人所得税の支払額が1,729百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、5,533百万円（前連結会計年度比20.8%増）となりました。

これは主に、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出が4,547百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、5,663百万円（前連結会計年度比3.3%減）となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出が4,503百万円、リース債務の返済による支出が1,075百万円あったこと等によるものであります。

(3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則(第7章及び第8章を除く。)により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

(のれん及び無形資産)

のれんの会計処理について、日本基準では一定期間にわたって均等償却をしておりますが、IFRSでは識別可能な資産をのれんとは区別して認識するとともに、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を非償却としております。

この結果、IFRSでは日本基準に比べて、前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」がそれぞれ3,517百万円減少しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っており、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、「生産実績」に代えて「仕入実績」を記載しております。

当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	前年同期比(%)
すし事業(百万円)	75,574	104.7
合計(百万円)	75,574	104.7

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	前年同期比(%)
すし事業(百万円)	156,402	105.9
合計(百万円)	156,402	105.9

(注)上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」という経営理念のもと、回転寿司レストランチェーンを中核事業に、現在、484店舗（国内477店舗、海外7店舗）を展開し、年間約1億4千万人のお客様にご来店いただいております。

今後も、それぞれの地域で皆様に喜ばれ、なお一層必要とされる店作りを目指してまいります。

当社グループは、このような経営の基本方針に基づいて事業を展開し、株主の皆様に対する利益の最大化を図ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、EBITDA、調整後EBITDA及び調整後当期利益を重要な経営指標として位置づけております。

なお、EBITDA、調整後EBITDA及び調整後当期利益を以下の算式により算出しております。

EBITDA = 営業利益 + その他の費用 - その他の収益 + 減価償却費及び償却費 + 長期前払費用償却費 + 長期前払費用（敷金及び保証金）償却費

調整後EBITDA = EBITDA + 経営指導契約に基づく経営指導料 + Sushiro U.S.Holdings Inc.関連損益

調整後当期利益 = 当期利益 + 経営指導契約に基づく経営指導料 + 上場関連費用 + リファイナンスコスト + Sushiro U.S.Holdings Inc.関連損益 + 税効果調整等

（注）経営指導契約に基づく経営指導料とは、当社とConsumer Equity Investments Limitedとの間のコンサルティング契約を意味します。

(3) 経営環境

当社グループを取り巻く外食業界の経営環境におきましては、少子高齢化による労働力の減少や人件費の高騰、業種・業態の垣根を越えた顧客獲得競争の激化など、引き続き厳しい経営環境が予想されます。

(4) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」という使命の下に、高品質な食材の仕入れ、鮮度管理の徹底、店内調理へのこだわり、きめ細やかな清掃・接客により、地域に喜ばれる店舗を作ってまいりました。今後、一層お客様に喜ばれ必要とされる店舗づくりのためには、顧客ニーズへの柔軟な対応、より強固な組織体制の整備、市場競争力の向上が必要であると認識しており、以下の重点施策に取り組んでいく所存であります。

新規出店の継続

当社グループは、これまで西日本を中心として「スシロー」を郊外のロードサイドを中心に新店してきましたが、将来的に国内の人口減少や出店余地の減少が予測されることから、西日本に加え首都圏を含む東日本や、既に展開している地域における都市部への新店もより本格化してまいります。

既存店の収益力強化

当社グループは、他社とのサービスの一層の差別化を図り、既存店の収益力を強化することが重要であると認識しております。

イ．来店客数の増加

当社グループの優位性は、創業以来「うまさ」にこだわり、それを維持してきたことにあります。店舗数を拡大していくにつれ、各店舗における高い満足度を提供するためにサービスの均一化を図ってきた一方で、今後はより地域特性に応じたサービスの提供、キャンペーンやオリジナル商品の投入、PR戦略を推進することで既存店舗の来店客数の増加を図ってまいります。

また、カフェ、夜飲みといった利用シーンを拡大していくことで顧客の再来店を促していくほか、アイドルタイムにおける稼働率の向上やスマートフォンアプリを活用した「まいどポイント」等の顧客満足度・顧客ロイヤリティ向上施策を実施することで来店客数の更なる増加を図ってまいります。

ロ．定番商品への取り組み

当社グループでは、競合他社との差別化、効率化を求めてきましたが、改めて「うまさ」に対するこだわりを見つめ直すことが重要であると考えております。特に強みである店内調理に着目し、あえて手間をかけること、当社グループの調達力を活かしてうまい部位を使用すること等により商品に磨きをかけ、お客様の

期待する本格的なすしの味や食感を提供することで差別化することに注力してまいります。また、これらを実行するために体系化された研修制度や従業員の定着率向上によって店内調理ノウハウを蓄積し、研鑽を積んだ従業員が店内調理を担当することで高品質な商品の提供に取り組んでまいります。

ハ．顧客ニーズへの対応

アプリの登録者情報、店舗での発券等の顧客情報に基づき、お客様の特性に応じたサービスの提供、客単価の向上、オリジナルメニューの強化を推進してまいります。

また、オンライン注文システムの改善やテイクアウト専用メニューの導入を実施することでテイクアウトニーズへの対応を推進していくほか、ICチップ内蔵の皿を用いたビッグデータ分析やタッチパネル注文システムの改善などITシステムを活用することで高品質な接客・サービスで顧客ニーズに対応してまいります。

このほか、お客様等からのアンケートや外部業者を活用した店舗サービスの評価を利用し、店舗ごとの課題を特定、改善することでオペレーションの改善を図ってまいります。

コストの最適化

インフレによる原材料費、人件費等の市況推移によるコスト上昇が想定されております。当社グループにおいては、インフレの影響を受けやすい費用項目は当社グループのコストに大きな影響を与えることが考えられるため、以下の施策により最適化を図ってまいります。

イ．食材調達

当社グループは日本国内に477店舗（2017年9月30日現在）を有する回転すしチェーンであり、食材については原則として本社で一括調達することによるスケールメリット、仕入先との協力体制や生産者との長期的な関係の構築により、調達コストの削減や価格の安定化に努めてまいります。

ロ．人件費等

当社グループでは、店舗オペレーションの効率化や従業員の教育、標準化による生産性の向上、社員業務の移管等により、人件費の削減に取り組んでまいります。

海外事業拡大の機会

当社グループは、韓国に7店舗(2017年9月30日現在)を展開しており、海外事業の拡大は当社グループの更なる成長要素であることから、国内のみならず海外においても成長性のある市場に対して事業拡大の機会を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のあるリスクのうち、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のようなものがあります。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 経済情勢の変化に伴うリスク

当社グループの店舗の大部分が日本国内に所在しているため、日本国内の景気変動や、消費税率引上げを含む政府の経済政策により、当社グループの事業、業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。特に、雇用水準等の変化による消費者の可処分所得の減少、回転寿司を含む外食又はテイクアウトへの支出の減少、為替相場の変動（主に円安）による鮮魚類の仕入コストの増加は、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 回転寿司業界及び外食産業全体における競合に関するリスク

当社グループは、すし事業に特化して、直営の低価格回転寿司店を多店舗展開しておりますが、近年においては一皿100円を基本とする低価格回転寿司が全国的に普及する中で、業界内における寡占化の傾向が強まってきております。さらに、寿司業界には、低価格回転寿司の大手チェーン店の他にも、伝統的な寿司店や、大手チェーン以外の低価格の回転寿司店又は高価格の回転寿司店が存在しており、当社グループは、価格帯等は異なるものの、これらの店舗とも競合関係にあります。当社グループはまた、ファミリーレストラン、ファストフード店等の飲食店、個人経営及び家族経営の飲食店、また、コンビニエンスストア、テイクアウト及び宅配サービス、スーパーマーケット等とも競合関係にあります。

当社グループの事業における最も重要な競争要因は、品質、味及び価格であると考えておりますが、立地、利便性及びアクセスのしやすさ、メニューの幅、当社グループのブランド認知度といった他の要因も重要であると考えております。当社グループは、寿司の品質及び味において競合他社との差別化を図ることに努めており、厳選した素材を調達し、新鮮で高品質な寿司を提供するために競合他社よりも若干高い売上原価率の維持に努めております。価格に基づく競争は、低価格回転寿司業界においては特に熾烈であり、当社グループは、寿司及びサイドメニューの質及び品数の豊富さの確保にも重点を置きつつ、競合他社の価格に対抗することが求められる可能性があります。

さらに、日本の人口減少により、日本のレストラン及び飲食業界の全体的な規模の成長が鈍化する可能性があり、それにより競争が激化する可能性があります。これに加えて、低価格回転寿司業界における寿司店数の増加は、1店舗当たりの来店客数の減少につながる可能性があり、当社グループは、低価格回転寿司業界の主要な競合他社とのみでなく、当社グループの店舗同士でも競合が生じる可能性があります。当社グループは、メニューの改善により、顧客に提供する価値及び平均客単価を上げることが、競争力を維持するために重要であると考えておりますが、競争力を維持することができなかった場合、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

競争において優位に立つためには、とりわけ、顧客を惹き付けるために広告宣伝費をかけ、マーケティングに経営資源を投入する必要があります。しかしながら、かかるマーケティング戦略は成功しない可能性があります。例えば、来店客数増加を目的とした新しい種類のメニューの導入や、季節限定、地域限定又は販促目的のキャンペーンは成功しない可能性があり、その場合、収益が減少する可能性があります。加えて、当社グループの競合他社の中には、当社グループに比べ、マーケティング及び広告宣伝活動により多くの資源を投入できる企業が存在する可能性があります。また、レストラン業界全体の統合又は当社グループの主要な競合他社がより大きなレストラン・チェーンに買収されることにより、かかる競合他社が当社グループよりも大きな購買力及びマーケティング力を得る可能性もあります。もし当社グループの競合他社がマーケティング及び広告宣伝活動への支出を当社グループに比べて増加させた場合、当社グループの来店客数の減少及び店舗当たり売上高の減少を招く可能性があり、当社グループの財務状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 消費者の嗜好の変化に伴うリスク

当社グループが事業を展開するレストラン及び飲食サービス業界は、急速に変化する消費者の嗜好の影響を受けます。当社グループは、新鮮で高品質な寿司を、魅力的な価格で、清潔で快適な回転寿司の形式により、質の高い接客とともに、スシローブランドのもとで展開する回転寿司専門店を通じて提供することを使命としております。当社グループとしては、一皿100円を基本とする低価格回転寿司は幅広い顧客に支えられた安定的な市場であると考えておりますが、消費者の嗜好が当社グループの核となるスシローの店舗コンセプト又は当社グループが主に提供するメニューから乖離した場合、当社グループの事業及び当社グループの店舗の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、近時、当社グループは、顧客により多くの選択肢を提供すべく、寿司及び寿司以外のメニューをそれぞれ拡張しており、また、ピーク以外の時間帯における来店客数を増やすための方策を講じております。しかしながら、これらの取組みが、当社グループの業績に期待どおりの影響をもたらす保証はありません。

当社グループが消費者の嗜好を正確に予測若しくは把握できない場合、又はそれに応えていくことができない場合、当社グループはマーケット・シェアを失う可能性があり、その結果、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 食品の衛生管理に関するリスク

当社グループの基本メニューは、鮮魚その他の海産物によって構成されており、それらが適切に保管、輸送、調理又は提供されなかった場合には、汚染等により食の安全の問題が発生する可能性があります。食の安全は、当社グループの最重要事項であり、当社グループは、調達、保管、輸送、調理及び提供の全過程において、食品衛生法等の食の安全に関する適用法令を遵守し、食の安全に関連する事故のリスクを減少させるために多大な資源を投じております。もっとも、当社グループの努力にかかわらず、ノロウイルス、病原性大腸菌、A型肝炎、サルモネラ菌その他の食の安全の問題等の食中毒事故が発生する可能性を完全に排除することは困難です。さらに、当社グループが鮮魚等の原材料について第三者である供給業者に依存していることに伴い、当社グループがコントロールできない要因によって食中毒事故が発生するリスクがあり、その場合には当社グループの多数の店舗が影響を受ける可能性があります。また、予防策に対する耐性を持つ新たな若しくは異なる系統の疾病又は潜伏期間の長い疾病が発生する可能性があり、これによって、原因を迅速に特定し、改善措置をとることが困難となる可能性があります。

さらに、当社グループ又は低価格回転寿司業界全体の食の安全性（食中毒、異物混入又は汚染の事故を含みます。）に関連する報道、風評又は苦情（根拠の有無を問いません。）により、当社グループに対する信用に悪影響が及び可能性があり、その場合、当社グループの評判並びに事業、財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受ける可能性があります。また、当社グループはノロウイルス等の食中毒による事故を対象とする保険に加入しておりますが、当社グループの在庫の食品のうち一部に汚染があった場合には、当社グループは汚染されていることが確認されていない部分についても在庫を処分することが必要となる可能性があり、その結果、一時的に膨大なコストがかかる可能性があります。

さらに、当社グループは食品衛生法をはじめとする数多くの健康及び食の安全に関する法的規制に服しております。当社グループが健康又は食の安全に関する法規制を遵守しなかった場合には、店舗の営業許可の取消しや営業停止を含む行政処分や、罰金その他制裁を受ける可能性があります。また、健康及び食の安全に関連する法律、規則又は規制が新たに導入されることにより、当社グループ全体の運営コストが増加する可能性があります。

(5) 食材等の調達困難・価格高騰に伴うリスク

当社グループの事業の採算性を維持するためには、鮮魚類等の食材及び店舗用品の価格変化を正しく予測し、適切に対応することが重要となります。鮮魚類等の食材及び店舗用品の価格は、例えば、国内外のインフレーションの進行、天候不順・異常気象・自然災害の発生、新興国の継続的な成長による急激な需要の増加及び価格の高騰、物流上の障害、政府による輸入制限処置の発動、国際的な漁獲制限、取引先の倒産又は事故・災害による供給停止、食品衛生上の問題又は放射能汚染等による出荷制限・風評被害、為替の変動、増税等の影響を受けます。これらの当社グループがコントロールできず、予測の困難な要因により原材料等の調達不安や価格高騰が発生した場合には、売上原価率の上昇等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの使用する鮮魚、米その他の生鮮食材の価格が将来的に高騰し、当社グループがかかる価格の高騰を顧客に転嫁することができない場合には、当社グループの営業利益は減少します。さらに、日本におけるインフレーション又は為替相場の変動により、生鮮食材の調達コストがさらに上昇する可能性があります。これらのコスト上昇を効果的に調整することができない場合には、売上げ及び顧客基盤に影響を与えない方法により調達業務の効率化又はコスト上昇分の価格転嫁を行うとしても、当社グループの事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

店舗の水道光熱費（主に電気、水道及びガスの費用）の増加についても、増加費用を顧客に転嫁することができない場合又は転嫁しないことを選択した場合には、当社グループの営業利益に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、2011年3月の東日本大震災及び福島原子力発電所の事故の後には、日本全国で電気料金が上昇し、当社グループのコストを上昇させる要因となりました。

(6) 中期経営計画に関するリスク

当社グループは2016年7月に「2017年9月期 - 2019年9月期 中期経営計画」（以下「中期経営計画」という。）を公表しており、着実な新規出店の継続、既存店売上高のトレンド継続及び厳格なコスト管理を通じた利益率の改善を成長軸とした成長戦略を掲げています。

しかしながら、当社グループがかかると見られる目標を達成することができるか否かは、本「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載された事項を含む多くのリスクや課題の影響を受けます。

中期経営計画を策定する中で、当社グループは様々な前提を置いております。このような前提は必ずしも正しいという保証はなく、仮にかかる前提が誤っていた場合であっても、当社グループはこれに対応して成長戦略又は事業運営を適時に変更することができない可能性があります。

(7) 新規出店計画に関するリスク

当社グループは、中期経営計画のもと、着実な新規出店の継続を通じた成長を目指しております。当社グループは、店舗開発チームを強化し、売上予測並びに店舗賃貸借及び立地の選択に係るシミュレーションを改善すること等により、店舗開発能力の向上に努めております。現時点において、当社グループの中心事業である国内のすし事業は、郊外の大型店舗を中心とした出店を進めていく出店方針であります。

また、2016年9月期にオープンした南池袋店を皮切りに都心への出店を開始しており、省スペースでも出店可能な都心型フォーマットの確立と出店拡大を実行していく方針であります。都心型店舗は、とりわけ潜在的な顧客に対する外食の選択肢が多いこと、また、店舗賃料、人件費及び光熱費等の全体的なコストが高いことから、郊外型店舗に比べ、より激しい競争にさらされることが想定されます。

当社グループの出店に要する初期コストは出店場所により異なるため、想定される該店舗の営業利益ベースで投資回収ができなかった場合、また、出店余地の減少により出店計画どおり出店できなかった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループの将来の店舗業績は、当社グループとしてどのような新規市場及び店舗立地を選定するか、当社グループの店舗のコンセプトがどの程度当該市場において受け入れられるか、並びに当社グループの店舗のコンセプトをどう都市部に当てはめるか、といった様々な要因の影響を受けます。郊外エリア又は都市部に向けた当社グループの店舗のコンセプトは、当社グループのブランド認知度が低い地域の顧客に対しては十分に魅力的でない可能性があります。また、既存市場においても当社グループの店舗のコンセプトの人気の陰りが生じる可能性があります。さらに、新規店舗が成功しない可能性もあり、1店舗当たり売上高を従前のように維持できない可能性もあります。

加えて、計画どおりの費用対効果で新規出店数を達成できない可能性があります。新規出店の遅延又は失敗は当社グループの成長戦略及び業績予測に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 不動産の賃借に関するリスク

当社グループの出店立地条件及び店舗の特徴は、幹線道路に沿った郊外型が中心であり、また店舗規模については、当社グループの店舗運営上の効率性を踏まえ、客席数が概ね200席程度の大型店舗が出店の中心となっております。このため、店舗建設にあたっては駐車場を含む十分なスペースの確保が必要条件となっております。また、当社グループの店舗は借地又は賃借用の建物を使用しております。そのため、当社グループが事業を継続する上では、これらの場所を好条件で賃借し続けることができるか否かに影響を受けます。

新規店舗及び既存店舗において賃料の大幅な増加がある場合、当社グループの運営コストは増加します。加えて、当社グループがより好条件の立地において賃貸借契約を締結し、維持し又は更新することができるかは、賃貸人が賃貸借期間の終了時に更新に合意するか否か等、賃貸人に関するリスクにさらされており、当該リスクが顕在化した場合、当該立地において賃貸借契約を維持できず、移転を余儀なくされる可能性があります。さらに、出店場所を新たに検討する際において、他のレストランその他の潜在的な賃借人との競争が生じた場合、賃料等のコストが増加する可能性があり、仮にかかるコストをかけることができなかった場合には魅力的な機会を失う可能性があります。また、このようなコストの増加は、一般的には都市部においてより高額となる可能性があります。また、当社グループは、賃貸借終了や採算性等を理由に閉店を余儀なくされた場合、資産の処分による損失その他関連する損失を被る可能性があります。さらに、賃借先である家主の破産等が発生した場合には、敷金及び保証金、建設協力金の回収不能が生ずる可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 店舗及びサプライ・チェーンの管理等に関するリスク

当社グループは、当社グループの拡大に伴い、役員、従業員及び既存のインフラについて生じる需要の増大又は変化について十分に素早く対応することができない可能性があります。同様に、当社グループが拡大するにつれ、より効率的な店舗運営及びその他コスト管理を通じた各店舗の生産性の向上を中期経営計画において企図しているとおりに実行できないことにより、又は、会社規模でのコスト削減の取り組みが実行できないことにより、当社グループの全体の収益を効果的に拡大することができない可能性があります。当社グループは、当社グループの直接の仕入れ先として機能する多数の商社及び卸売業者等から成るサプライ・チェーンを管理することが困難になる可能性もあります。

(10) 新規国内市場への進出に伴うリスク

2016年9月、当社グループは南池袋にスシローブランドの都心型の店舗を開店しました。都心型店舗は、当社グループの既存の郊外型店舗と大きく異なるわけではありませんが、都心における競争環境、運営コスト、消費者の嗜好及び消費傾向の違いに影響される可能性があります。例えば、南池袋店は、都市部においては店舗賃料その他運営コストが高額であることから、必然的に店舗の規模が比較的小さく、核となる商品の一皿あたりの価格が郊外型店舗よりも高額（120円）となっています。当社グループは、店舗数が比較的小さく、現時点でブランド認知度が比較的低い地域にも店舗を増やしており、その結果、少なくとも当初は既存店舗よりも店舗売上高の平均が低くなる可能性があり、販売費及び一般管理費等の運営費用が高くなる可能性があります。当社グループのブランド認知度が低い又は激しい競争若しくはコストの増加が避けられない地域における出店は、期待する売上及び収益水準を計上するまで時間がかかる可能性があり、計上できない可能性もあります。

なお、当社グループは過去に回転寿司と異なる業態の店舗を導入したことがあります。例えば、東京都心において、子会社である株式会社スシロークリエイティブダイニングより「ツマミグイ」及び「七海の幸」店舗を出店し、これらは回転寿司とは異なるフォーマットで寿司を提供するというコンセプトの店舗でしたが、当社グループは2016年に、当社グループの収益目標に見合わない判断し、「ツマミグイ」及び「七海の幸」の合計4店舗を閉鎖しました。当社グループは、今後も、開発・運営の経験が限られた、回転寿司と異なる業態の店舗を開く可能性があります。新たな店舗コンセプトは期待される売上・収益水準に達しない可能性があり、当社グループが投資を回収できない可能性もあります。

(11) 自然災害等の予期できない事象に関するリスク

当社グループは、全国に店舗を配置しており、当社グループが事業を展開する地域において、大規模な地震や洪水、台風、新型インフルエンザ等の感染症の大流行等の自然災害、又は大惨事、社会・政治的な事件若しくは動乱が発生した場合、原材料の調達障害、本社機能の停止、店舗の損壊、顧客の外出離れ等の悪影響をもたらすことから、当社グループの事業、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記自然災害等により影響を受ける地域では日常生活が打撃を受け、その結果、当社グループの店舗において機会損失が生じ、また、当社グループの本社、店舗及び設備を含む資産、又は材料が運搬される物流施設が損傷する可能性や、水道、電気、ガス等のライフラインの利用が制限され、当社グループの店舗運営が停止する可能性があります。さらに、当社グループの仕入先が同様の状況に陥り、その結果、サプライ・チェーンが寸断される可能性があります。例えば、2016年4月の熊本地震の後、当社グループはサプライ・チェーンの一部寸断されたことにより一部店舗の営業を見合わせることを余儀なくされました。また、新型インフルエンザ等の感染症の流行も、顧客の外出傾向及び当社グループの従業員の労働能力の双方に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループの店舗運営コストの大部分は、固定費及び準固定費であるため、上記要因による売上の減少は営業利益を減少させ、営業損失につながる可能性があります。当社グループが加入する災害保険は回復に要するコストをカバーするのに十分でない可能性があります。

(12) 経営陣への依存及び有能な店長の確保に関するリスク

当社グループは、当社グループの戦略決定、事業運営、事業機会の特定、潜在的なリスクへの対応及び当社グループの取引関係の管理に貢献してきた経営陣に依存しております。当該経営陣がビジネス、経済、健康、家庭その他の理由から当社グループ事業から離脱する場合、当社グループは有能な代替的人材を迅速に確保することができないか、又は同水準のコストで確保できない可能性があり、これにより当社グループの事業は悪影響を受ける可能性があります。

さらに、当社グループの事業運営においては、魅力的な職場環境を提供すること等によって十分な人数の店長を確保することが重要であります。店長は、各店舗の従業員の勤務スケジュールの決定に加え、各店舗の鮮魚その他の生鮮食材及び店舗用品の必要量を判断する責任者となっており、その結果、販売コスト及び人件費に係る直接の管理を通じて店舗運営費を管理することが可能になっています。当社グループは、これらの職位を全うし、こなすことのできる必要な技術及び経験を有する有能な人材の数を十分に確保できない可能性があります。こうした有能な人材確保市場における競合関係により、当社グループはより高額な給料を支払い、また、より充実した福利厚生を提供することが求められる可能性があります。有能な人材の採用及び雇用ができない場合は、離職者数ないし人件費の増加につながる可能性があります。また、当社グループのサービスの質を落とす可能性があります。これらはいずれも当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。また、こうした場合は、計画した新規出店の遅延をもたらす可能性もあります。

(13)パートタイマー及びアルバイトの人材確保・労務管理に関するリスク

当社グループは、多くのパートタイマー等を雇用しており、かかるパートタイマー等の採用・雇用維持は店舗運営コストを低く維持する戦略の重要な構成要素となっております。そのため、当社グループは店舗運営においてパートタイマー等に大きく依存しております。近年は、少子高齢化及び人口減少により、一般的に労働者への需要が増大し、パートタイマー等の賃金が上昇する傾向が見られ、それにより当社グループは既存の店舗及び新規店舗において十分な従業員を確保することが難しくなる可能性があります。その結果、当社グループの労務関連コストが増加し、店舗運営が停止若しくは縮小し、又は費用対効果の面で十分な従業員を配置することができるまで新規出店の計画を中止せざるを得ない可能性があります。これらの要因は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、近時の労働関連規制においては、有期雇用や、正社員とパートタイマー等とで異なる労働条件を呈示することが可能となる範囲が制限される傾向にあり、その結果、パートタイマー等を雇用する使用者において、人件費の増加が生じています。例えば、2016年10月以降、使用者は原則として一週間あたり20時間以上勤務する短時間労働者の社会保険料を負担することが必要となりました。労働者及び雇用関係に関する厳格な規制は、費用対効果を確保しつつ十分な人数の店舗従業員を雇用することができなくなる可能性があります。また、最低賃金、残業時間その他の労働条件、介護休業、健康保険、雇用保険その他の保険等の要素を含む正社員及びパートタイマーに係る規制並びにこれらの労務関連の事項に関するその他の法律の将来的な改正も、事業運営の妨げになり、又はかかるコストの増加につながる可能性があります。また、労働関連規制の違反が発生した場合、当社グループは、規制当局による業務改善命令に服する可能性があります。従業員からの請求や法令遵守関連の費用又は損害を被る可能性があります。

(14)情報通信システムに関するリスク

当社グループは、事業運営全般にわたり、サプライ・チェーンの管理、受付システム、タッチパネル注文、注文及びレーン上の管理並びに廃棄の管理等において、情報通信システムに大きく依存しております。また、当社グループは2015年2月に店舗の予約、待ち時間の確認、テイクアウトの注文等の機能を備えたスマートフォン向けのスシローアプリを導入しました。そのため、当社グループが事業全体を効果的に管理し、メニュー品の調理、配送及び販売を相互に効果的に連携するためには、これらのシステムの信頼性及び能力が非常に重要となります。これらのシステムが効果的に稼働しない場合、アップグレード又は代替のシステムへの移行に問題が発生した場合、サイバー攻撃の結果としてこれらのシステムのセキュリティに重大なネットワーク侵害があった場合、又はそれ以外の原因により継続的かつ安全なオンライン・プラットフォームを維持することができない場合には、顧客サービスに遅延が生じ、当社グループの経営の効率が下がり、問題を改善するために多額の設備投資が必要となり、又は当社グループの評判を毀損する風評が生じる可能性があります。

かかるシステムの維持において、当社グループはグループ内部でデータセンターを運営する方法はとっておらず、その代わりにアプリケーション・サービス・プロバイダに委託しており、また、当社グループのデータ管理のためにクラウド・サービス・プロバイダにも委託しております。アプリケーション・サービス・プロバイダ又はクラウド・サービス・プロバイダのミス等により、個人情報及び秘密情報の漏洩又はその他のセキュリティ違反及び当社グループのシステムの混乱が生じる可能性があります。また、アプリケーション・サービス・プロバイダ又はクラウド・サービス・プロバイダが何かの理由で運営を停止することにより、当社グループの運営が妨げられるリスクが存在します。さらに、当社グループの競合他社がより効果的な情報通信システムを開発し、それによって競合他社が顧客にとってより魅力的となる又はその店舗若しくは事業運営が強化される可能性があります。

(15) インターネット等による風評被害に伴うリスク

スシローブランドは、当社グループの事業の成功にとって重要な要素です。当社グループが保有する商標等の不正利用、商品への異物混入や苦情等、インターネット上での様々な書き込みにより風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社グループの事業、財政状態、業績、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。また、従業員又は第三者が関与する不適切行為その他の事故によってもブランドイメージ及び社会的信用は損なわれる可能性があります。

風評被害は、違法、不公平又は一貫性のない従業員の行為の申立て、従業員の不満、病気、傷害、メディア報道又はインターネット若しくはSNSサイトへの不適切な書き込み、犯罪行為、データプライバシー侵害、内部統制の不備、又は当社グループの従業員若しくは同一若しくは類似の業界における他社の従業員が関与するスキャンダルによって発生する可能性があります。申立てや苦情が認められるか否かにかかわらず、当社グループの店舗、競合他社の店舗、回転寿司市場又はより広範な日本の食品サービス業界に関する好意的ではない評判は、当社グループの全店舗に関する信用性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ又はその業界に関する風評（食の安全、食品に関する政府若しくは業界団体の調査結果、魚の乱獲に関する環境問題又は当社グループの店舗における業務上の問題に関するものを含みます。）は、当社グループの評判を毀損し、当社グループの集客及び売上げに悪影響を及ぼし、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 海外事業の展開に伴うリスク

当社グループは「世界中のお客様に、うまいすしを届けたい。」を掲げ、海外戦略を具体的に推進するため、韓国子会社「SUSHIRO KOREA, INC.」において当連結会計年度末現在7店舗を運営しております。これら韓国の店舗における収益は、2017年9月30日に終了した連結会計年度の当社グループの連結収益合計の1%未満です。また、当社グループは、他のアジアを中心とする国外市場等へと海外事業を拡大させる可能性を検討しております。

海外での店舗運営の実績が限定的であることに加えて、当社グループは、海外事業の運営全般において、消費者の嗜好、価格意識、外食の性及び消費傾向の相違、ブランド認知度の低さ、地元の店舗での外食等の他の選択肢との競合、消費動向又は原材料費、流通費及び人件費に影響を及ぼす現地の経済状況の変化、材料費及び外国為替相場の変動、戦争行為、テロ攻撃、伝染病の大流行及び当社グループがコントロールできないその他の事由、当該市場における当社グループの経営能力又は事業を行うコストに影響を及ぼす現地の法律上及び規制上の要件の変更等の多くの課題等に直面する可能性があります。これらの課題等は、当社グループの財政状態、経営成績及び成長戦略に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは以前にSushiro Seasonal Kitchenのブランド名で米国にテイクアウトに注力した店舗を2店舗展開していましたが、かかる店舗は当社グループの収益計画に見合わない判断したため、2016年10月に閉店しました。

(17) 訴訟その他の法的手続に伴うリスク

当社グループには、通常の業務において発生する製造物責任、契約違反、人身被害並びに労働及び雇用等に関する請求に関し、顧客、賃貸人、納入・供給業者及び従業員を含む第三者からの訴訟のリスクが存在します。当社グループに対する請求が有効であるか否か、また当社グループが最終的に責任を負うこととされるか否かにかかわらず、かかる請求があった場合には防御に費用がかかる可能性があり、また、時間と費用がかかり、結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる請求が当社グループが加入する保険の対象とされていない場合又は保険の担保範囲を大きく超える判決があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの申立てから生じる風評もまた、当社グループの評判又は見通しに悪影響を及ぼし、さらに当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) 個人情報その他の機密情報の漏洩に関するリスク

当社グループは、多数の個人の顧客から様々な情報を取得し保有しております。当社グループは、顧客情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報取扱事業者として、個人情報保護に係る義務等の遵守が求められております。

当社グループは、クレジットカード処理システム及び当社グループの顧客向けロイヤリティ・ポイント・システムを含むスマートフォン向けのスシローアプリやウェブサイトを利用した注文システム等を通じて個人情報を定期的に収集しております。個人情報が漏洩した場合には、損害賠償請求及び行政処分等により、当社グループの評判が毀損し、多額の是正費用が必要となり、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) ペルミラ・アドバイザーズ・グループによる影響に関するリスク

当社はグローバルなプライベート・エクイティ・ファームであるペルミラ・アドバイザーズ・グループが助言を提供するペルミラ・ファンドが出資をするConsumer Equity Investments Limitedから出資を受けており、当連結会計年度末現在において当社の大株主となっておりますが、2017年9月29日締結の資本業務提携契約に基づき、2017年11月に全株式が株式会社神明に譲渡されております。

(20) 知的財産権に関するリスク

当社グループの事業の運営においては、当社グループが日本及び韓国で用いる店舗名やロゴ、当社グループの店舗のデザイン等の商標、特許その他の当社グループが専有する知的財産権を活用してブランドの価値を構築し維持することが重要となります。当社グループがその知的財産権を保護することに失敗した場合、又は第三者が当社グループの知的財産権を悪用若しくは侵害し、若しくは当社グループの知的財産権が競合他社に知られ若しくは競合他社により独自に開発された場合には、当社グループのブランドの価値が損なわれる可能性があり、これにより当社グループの事業が重大な悪影響を受け、当社グループのブランドが市場で受け入れられなくなり、又はブランド価値を維持することができなくなる可能性があります。また、当社グループは、当社が事業を行う又は行おうとする分野における類似の知的財産権の先使用权者から請求を受ける可能性があります。これにより、当社グループのイメージ、ブランド又は競争力が損なわれ、当社グループが多額のペナルティ及び費用を負担することとなる可能性があります。

(21) 外国為替相場の変動に伴うリスク

当社グループの運営は外国為替相場の変動及び外国為替に係る規制の変化により影響を受けます。商社及び卸売業者等の当社グループの直接の仕入先から仕入れる生鮮食材の調達コスト等の大部分は円貨建てとなっておりますが、一部の仕入先に係る調達費用は外貨建てとなっております。これらの外貨が日本円に対して強くなる場合、また、仕入先がかかる相場変動によるコスト増を当社グループに転嫁しようとする場合、当社グループの調達コストは増加する可能性があります。かかる為替相場の変動のリスクに対処するために、当社グループは将来的にヘッジ取引その他の為替変動リスクを最小限に抑える方策を行う可能性がありますが、かかる方策を行ったとしても、外国為替相場の変動リスクを十分回避できる保証はありません。

(22) 減損会計の適用に伴うリスク

無形資産（特にブランド）及びのれんは当社グループの資産の相当な部分を占めます。当社グループのブランド及びCEILジャパン株式会社が2012年9月に行った前株式会社あきんどスシローの買収により発生したのれんは、当連結会計年度末現在それぞれ53,596百万円及び30,371百万円であり、合わせて当社グループの総資産の66.9%を占めています。IFRSのもとでは、ブランド及びのれんは償却の対象とはならず、毎年及び減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストが実施されます。また、当社グループの事業資産も、帳簿価額を回収することができない可能性を示す事象や状況変化があった場合には減損テストが実施されます。

減損を計上すべきか否かの決定には、高度な判断が必要となります。特に、当該資産から利益を得る店舗の将来キャッシュフローの大幅な減少、法的要因又は事業環境における重大な不利な変化等の要因は減損につながる可能性があります。こうした要因について不利な変化があった場合、これらの資産の回収可能性に重大な影響を及ぼし、当社グループの財政状態及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。当社グループは、資産の減損の金額及び時期を正確に予測することができません。当社グループの資産の価値が減損した場合、当社グループの財政状態及び経営成績が重大な悪影響を受ける可能性があります。

(23) 多額の借入金及び財務制限条項への抵触に伴うリスク

当社グループは、金融機関を貸付人とする借入契約を締結しており、多額の借入れを行っております。多額の負債及び将来の追加借入れは当社グループの事業に重要な影響を与える可能性があり、例えば、返済資金を要する結果として多額の資金を要する投資及び将来のビジネスチャンスへの支出が難しくなる可能性、現在の負債のリファイナンスを含め、債券市場又は銀行からの追加的な資金調達を行う能力に制約がかかる可能性、当社グループが事業を維持し成長させるのに十分な運転資金を確保できない場合に、経済環境の低迷に対する影響を受けやすい可能性、当社グループよりも財務レバレッジが低い競合他社及び豊富な資金を有する競合他社に比べ、競争上不利になる可能性等があります。

また、当社グループが将来リファイナンスをすることができるかについては、金融市場及び資本市場並びにその時点の当社グループの財政状態より影響を受けます。当社グループが良い条件でリファイナンスすることができる保証はなく、そのことにより当社グループの財政状態及び事業運営は悪影響を受ける可能性があります。

当社グループの借入金の一部については、元本が円建ての変動金利となっているため、市場金利の変動の影響を受けます。金利政策に変更等があり、円金利が上がった場合には、当社グループの変動金利による借入れに適用される金利は上昇し、当該借入れに係る金利の支払い額はヘッジがなされない限りにおいて増加します。加えて、当社グループの長期借入れの一部は固定金利のため、市場金利の上昇は、当該借入れをリファイナンスする場合又は事業資金若しくは設備投資資金のために借入れを増加させる場合に、当社グループの金利の支払い額は増加します。

さらに、借入契約には、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、貸付人の請求があれば同契約上の期限の利益を失うため、直ちに債務の弁済をするための資金の確保が必要となり、当社グループの財政状態及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、利息等の返済原資は主にキャッシュフローによるものと考えており、当社グループがこれらの支払を行うことができるか否かは、当社グループの将来の業績により左右されます。当社グループに十分な資金がない場合、当社グループは、既存の借入れの全部又は一部のリファイナンス、資産の売却又は更なる金銭の借入れが必要となる可能性があります。当社グループは、これらの代案を当社グループが受入可能な条件によって行うことができず、又は全く行うことができない可能性があります。

なお、財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 17. 借入金」に記載しております。

(24)新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、役員、従業員に対しインセンティブ付与のため、新株予約権の発行及びストック・オプション制度を採用しております。

また、今後も優秀な人材を確保するために、ストック・オプション制度を活用していく可能性があり、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与する新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

株式会社三井住友銀行等との借入契約

当社は2016年9月27日付で株式会社三井住友銀行をエージェントとするファシリティ契約を締結しておりますが、上場基準を満たしたため、2017年3月8日に当該ファシリティ契約の変更を行っております。

2017年3月8日付の変更を含む、当該ファシリティ契約の主な契約内容は、以下のとおりであります。

契約の相手先

株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行

借入枠

ファシリティA借入枠 187億48百万円

ファシリティB借入枠 350億円

リボルビングファシリティ借入枠 50億円

借入金額

ファシリティA、B 当初借入金額537億48百万円

返済期限

ファシリティA：2016年12月31日より3ヶ月ごとに返済（最終返済日2021年3月31日）

ファシリティB：最終返済日（2021年3月31日）に一括返済

リボルビングファシリティ：利息期間（2週間、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月のいずれかを選択）の最終日に返済。ただし、一定の条件を満たせば、当該元本はさらにロールオーバーが可能。

利率

日本円TIBOR（0%が下限）に一定のマージンを加算

主な借入人の義務

イ．借入人の決算書類を提出する義務

ロ．本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと

ハ．財務制限条項を遵守すること

財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記

17. 借入金」に記載しております。

株式会社神明及び元気寿司株式会社との資本業務提携契約

当社は、2017年9月29日開催の取締役会において、当社と元気寿司株式会社の間で経営統合に関する協議を開始することを目的に、当社、株式会社神明及び元気寿司株式会社の間で資本業務提携を行うことを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っておりますが、前提条件やその後の環境等に变化がある場合には、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

(売上収益・売上総利益)

売上収益は、前連結会計年度に比べ8,700百万円増加（前連結会計年度比5.9%増）し、156,402百万円となりました。これは主に、38店舗の新規出店、テイクアウト商品の強化及び1皿280円の高価格帯すしメニューが売上に貢献したこと等によるものであります。

売上原価は、75,498百万円となり、売上原価率は前連結会計年度に比べ0.5ポイント低下し、48.3%となりました。これは仕入コストの安定化及び廃棄の削減に努めたこと等によるものであります。

この結果、売上総利益は、前連結会計年度に比べ5,210百万円増加（前連結会計年度比6.9%増）し、80,905百万円となりました。

(販売費及び一般管理費・その他の収益・その他の費用・営業利益)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ3,874百万円増加（前連結会計年度比5.8%増）し、70,976百万円となりました。これは主に、店舗数の増加に伴う人件費及び地代家賃の増加したこと等によるものであります。

その他の収益は、前連結会計年度に比べ76百万円減少（前連結会計年度比38.9%減）し、119百万円となりました。これは主に、前連結会計年度に比べ減損損失の戻入が139百万円減少したこと等によるものであります。また、その他の費用は、前連結会計年度に比べ435百万円減少（前連結会計年度比34.0%減）し、844百万円となりました。これは主に、前連結会計年度にリストラ関連費用を231百万円計上したこと、前連結会計年度に比べ減損損失が195百万円減少した一方で、上場関連費用が154百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、営業利益は、前連結会計年度に比べ1,696百万円増加（前連結会計年度比22.6%増）し、9,204百万円となりました。

(金融収益・金融費用・親会社の所有者に帰属する当期利益)

金融収益は、前連結会計年度に比べ141百万円増加（前連結会計年度比185.2%増）し、217百万円となりました。これは主に、当連結会計年度に為替差益を80百万円、デリバティブ評価益を64百万円計上したこと等によるものであります。また、金融費用は、前連結会計年度に比べ2,466百万円減少（前連結会計年度比85.3%減）し、427百万円となりました。これは主に、前連結会計年度にリファイナンスに係るコストを1,178百万円計上したこと、前連結会計年度に比べ支払利息が978百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前連結会計年度に比べ3,768百万円増加（前連結会計年度比118.3%増）し、6,952百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

(資産)

総資産の残高は、前連結会計年度末に比べ3,206百万円増加し、125,562百万円となりました。

流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ841百万円増加し、11,975百万円となりました。これは主に、現金及び現金同等物が389百万円、営業債権及びその他の債権が306百万円それぞれ増加したこと等によるものであります。

非流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ2,365百万円増加し、113,587百万円となりました。これは主に、新規出店等により有形固定資産が1,908百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末に比べ3,736百万円減少し、93,762百万円となりました。

流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ1,028百万円増加し、27,722百万円となりました。これは主に、未払法人所得税が1,189百万円、その他の金融負債が429百万円それぞれ増加した一方で、引当金が421百万円、借入金金が241百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

非流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ4,764百万円減少し、66,040百万円となりました。これは主に、引当金が449百万円増加した一方で、借入金が4,114百万円、繰延税金負債が845百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(資本)

資本合計は、前連結会計年度末に比べ6,942百万円増加し、31,800百万円となりました。これは主に、当期利益を6,946百万円計上したこと等によるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因の分析について

当社グループの売上及び費用は、経済情勢、他社との競合、消費者の嗜好の変化、食材価格、水道光熱費、新規出店、不動産賃料、自然災害、人件費等による影響を受けます。これらの変動要因が発生し、当社グループが適切に対応できなかった等の場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える他の要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ389百万円増加し、8,538百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、11,574百万円(前連結会計年度比23.9%減)となりました。

これは主に、税引前利益8,995百万円、減価償却費及び償却費3,904百万円、減損損失375百万円の計上があった一方で、営業債権及びその他の債権の増加が305百万円、利息の支払額が248百万円、法人所得税の支払額が1,729百万円あったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、5,533百万円(前連結会計年度比20.8%増)となりました。

これは主に、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出が4,547百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、5,663百万円(前連結会計年度比3.3%減)となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出が4,503百万円、リース債務の返済による支出が1,075百万円あったこと等によるものであります。

財務マネジメント

当社グループは、設備投資や運転資金のために、最適な資金確保と流動性の保持及び健全な財政状態を維持することを財務方針としております。

資金の流動性については、現金及び現金同等物に加え、銀行とコミットメントライン契約を締結しており、成長を維持するために必要とされる十分な流動性を確保していると考えております。

(参考情報)

当社グループは、経営成績の推移を把握するために、以下の算式により算出されたEBITDA等を重要な経営指標として位置づけており、当連結会計年度及び過去2年間のEBITDA、調整後EBITDA及び調整後当期利益の推移は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

回次	国際会計基準		
	第1期	第2期	第3期
決算年月	2015年 9月	2016年 9月	2017年 9月
営業利益	6,888	7,509	9,204
(調整額)			
+ その他の費用	574	1,279	844
- その他の収益	92	195	119
+ 減価償却費及び償却費	3,323	3,591	3,904
+ 長期前払費用償却費	33	37	20
+ 長期前払費用(敷金及び保証金)償却費	51	46	46
EBITDA(注)1、5	10,777	12,267	13,899
(調整額)			
+ 経営指導契約に基づく 経営指導料(注)2	142	118	26
+ Sushiro U.S. Holdings Inc. 関連損益	-	215	7
調整後EBITDA(注)3、5	10,920	12,600	13,933

(単位：百万円)

回次	国際会計基準		
	第1期	第2期	第3期
決算年月	2015年 9月	2016年 9月	2017年 9月
当期利益	3,784	3,164	6,946
(調整額)			
+ 経営指導契約に基づく 経営指導料(注)2	142	118	26
+ 上場関連費用	-	253	407
+ リファイナンスコスト	496	1,209	-
+ Sushiro U.S. Holdings Inc. 関連損益	-	686	10
+ 税効果調整等	233	449	896
調整後当期利益(注)4、5	4,189	4,981	6,473

(注)1. EBITDA = 営業利益 + その他の費用 - その他の収益 + 減価償却費及び償却費 + 長期前払費用償却費 + 長期前払費用(敷金及び保証金)償却費

2. 経営指導契約に基づく経営指導料とは、当社とConsumer Equity Investments Limitedとの間のコンサルティング契約に基づく報酬を意味します。

3. 調整後EBITDA = EBITDA + 経営指導契約に基づく経営指導料 + Sushiro U.S. Holdings Inc.関連損益

4. 調整後当期利益 = 当期利益 + 経営指導契約に基づく経営指導料 + 上場関連費用 + リファイナンスコスト + Sushiro U.S. Holdings Inc.関連損益 + 税効果調整等

5. EBITDA、調整後EBITDA及び調整後当期利益はIFRSにより規定された指標ではなく、当社グループが、投資家にとって当社グループの業績を評価するために有用であると考えられる財務指標であります。当該財務指標は、非現金支出項目及び経営指導契約に基づく経営指導料や上場後には発生しないと見込まれる上場関連費用、毎期発生しないリファイナンスコストや全店舗を閉鎖したSushiro U.S. Holdings Inc.関連損益等の非経常的な費用項目（通常の営業活動の結果を示していると考えられない項目、又は競合他社に対する当社グループの業績を適切に示さない項目）の影響を除外しております。
- なお、EBITDA、調整後EBITDA及び調整後当期利益は、当期利益に影響を及ぼす項目の一部を除外しており、分析手段としては重要な制限があることから、IFRSに準拠して表示された他の指標の代替的指標として考慮されるべきではありません。当社グループにおけるEBITDA、調整後EBITDA及び調整後当期利益は、同業他社の同指標又は類似の指標とは算定方法が異なるために、他社における指標とは比較可能でない場合があり、その結果、有用性が減少する可能性があります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、グループ全体で38店舗出店（国内36店舗、海外2店舗）、4店舗退店（国内1店舗、海外3店舗）いたしました。その結果、当連結会計年度末における店舗数は、すべて直営で国内477店舗、海外7店舗の合計484店舗となりました。

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は、5,666百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産4,547百万円、敷金及び保証金824百万円、無形資産295百万円であります。

なお、上記金額には、消費税は含まれておりません。

また、当社グループはすし事業の単一セグメントのため、セグメントの名称の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループはすし事業の単一セグメントのため、セグメントの名称の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2017年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (百万円)	工具器具備品 (百万円)	有形固定資産 その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (大阪府吹田市)	事務所設備等	0	0	-	0	48

(注) 1. 本社は賃借しており、年間賃借料は36百万円であります。

2. 従業員数は、就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー及びアルバイト）は含まれておりません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2017年9月30日現在

会社名	事業所名	店舗数 (店)	土地借用 面積 (㎡)	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (百万円)	工具器具備品 (百万円)	有形固定資産 その他 (百万円)	敷金及び 保証金等 (百万円)	計 (百万円)		
株式会社 あきんど スシロー	東日本 エリア	店舗 (北海道地方)	10	16,521	490	219	57	205	971	23
		店舗 (東北地方)	17	40,735	620	324	75	241	1,260	46
		店舗 (関東地方)	132	209,495	3,580	1,742	400	2,228	7,950	355
		店舗 (中部地方)	87	193,506	2,549	1,067	193	1,172	4,981	210
	西日本 エリア	店舗 (近畿地方)	117	219,912	1,812	886	122	1,140	3,959	257
		店舗 (中国地方)	20	38,247	759	340	75	407	1,582	58
		店舗 (四国地方)	26	69,732	898	248	37	366	1,548	61
		店舗 (九州地方)	63	139,592	2,704	745	160	551	4,160	159
		店舗 (沖縄地方)	4	5,255	256	126	23	56	461	11
	本社等 (大阪府吹田市他)	-	36,590	66	74	19	401	560	143	
	合計	476	969,585	13,734	5,771	1,162	6,766	27,433	1,323	

(注) 1. 帳簿価額のうち「有形固定資産その他」は機械装置及び車両運搬具であります。

2. 本社及び店舗は賃借しており、年間賃借料は本社114百万円、店舗6,973百万円であります。

3. 従業員数は、就業人員（当該子会社から他社への出向者を除き、他社から当該子会社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー及びアルバイト）は含まれておりません。

4. 従業員数のうち、本社等には2017年9月30日現在オープンしていない店舗に係る従業員を含んでおります。
5. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

2017年9月30日現在

会社名	事業所名	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具器具備品 (百万円)	有形固定資産 その他 (百万円)	敷金及び 保証金 (百万円)	合計 (百万円)	
SUSHIRO KOREA, INC.	店舗他 (韓国ソウル市 他)	店舗設備他 (7店舗)	71	35	-	217	323	24

- (注) 1. 本社及び店舗は賃借しており、年間賃借料は本社5百万円、店舗170百万円であります。
2. 従業員数は、就業人員(当該子会社から他社への出向者を除き、他社から当該子会社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイマー及びアルバイト)は含まれておりません。
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。
なお、当社グループはすし事業の単一セグメントのため、セグメントの名称の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		増加能力 (客席数)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株式会社あき んどスシロー	東日本エリア 23店舗	店舗設備他	3,148	391	自己資金 及び借入金	2017年7月	2018年9月	4,195
	西日本エリア 10店舗	店舗設備他	1,367	195	自己資金 及び借入金	2017年7月	2018年9月	1,960
	合計	-	4,515	586	-	-	-	6,155

- (注) 1. 投資予定金額の総額には敷金及び保証金並びに建設協力金941百万円を含んでおります。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 月別出店計画は次のとおりであります。

会社名	2017年 10月	11月	12月	2018年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
株式会社あき んどスシロー	2	3	2	2	2	3	2	4	2	3	2	6

(2) 重要な改修

重要な設備の改修の計画はありません。

(3) 重要な除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	109,000,000
計	109,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2017年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2017年12月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,458,920	29,012,496	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,458,920	29,012,496	-	-

- (注) 1. 2017年3月30日をもって、当社普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しております。
2. 2016年12月15日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式25,000,000株の消却を行い、2016年12月15日開催の第2期定時株主総会決議により、2016年12月22日付で普通株式590株を1株に株式併合しております。これにより発行済株式総数は41,173,303,917株減少し、27,458,920株となっております。
3. 2016年12月15日開催の第2期定時株主総会決議により、定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。
4. 新株予約権2,332,353,284個が行使されたことにより、発行済株式総数は1,553,576株増加し、29,012,496株となっております。
5. 「提出日現在発行数」欄には、2017年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2012年12月21日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,099,841,411(注)3、4	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	732,602(注)4、9	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993.02(注)5、9	-
新株予約権の行使期間	自 2015年3月31日 至 2019年12月27日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,012.441979 資本組入額 1,006.220989 (注)9	-
新株予約権の行使の条件	(注)6	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	-

(注)1. 上記の新株予約権は、CEILジャパン株式会社(現株式会社あきんどスシロー)が発行した新株予約権のうち、株式会社あきんどスシローの単独株式移転により当社を設立した日(2015年3月31日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社あきんどスシローから当社が承継したものであります。

2. 2016年5月19日開催の臨時株主総会及び2016年12月15日開催の定時株主総会において、新株予約権発行要項の一部を変更する決議を行っております。

3. 本新株予約権は、新株予約権1個につき0.012937013円で有償発行しております。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権の1個あたりの目的となる株式の数は0.393株とする。ただし、2016年12月22日以降は、本新株予約権の1個あたりの目的となる株式の数は0.0006661株とする。

本新株予約権の割当日以降に当社が普通株式につき株式の分割、株式の併合又は株式無償割当てをする場合、その他対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。

5. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (2) 上記に掲げた事由によるほか、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。
- (3) 行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第6位まで算出し、小数第6位を四捨五入する。

6. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 以下において、

「スシロー株式」とは、当社が所有する株式会社あきんどスシローの株式を意味する。

「スシロー売却」とは、スシロー株式の所有権の譲渡（単一の取引によるか、関連する一連の取引によるかを問わない。）であって、かかる譲渡の購入予定者（及び本関連当事者。ただし、当社、当社の関連会社又は担保実行買主を除く。）（以下「スシロー購入予定者」という。）が、発行済み普通株式の50%以上を保有することになる結果をもたらすもの、又は株式会社あきんどスシローの資産の大部分を売却するものをいう。

「CEIL」とは、Consumer Equity Investments Limitedを意味する。

「本普通株式」とは、当社の普通株式を意味する。

「本関連当事者」とは、関連当事者又は共同保有者を意味する。

「担保実行買主」とは、シンジケート団が本件担保権を実行したこと（帰属清算、処分清算及び任意売却を問わない。以下同じ。）に伴って株式を買い受ける買主を意味する。

「上場」とは、上場証券市場において、当社、又はその子会社のいずれかの株式取引を行うための上場許可をいう。

「本件売却」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

- ・ CEILが所有する本普通株式の所有権の譲渡（単一の取引によるか、関連する一連の取引によるかを問わない。）であって、かかる譲渡の購入予定者（及び本関連当事者。ただし、CEIL、CEILの関連会社又は担保実行買主を除く。）（以下「当社購入予定者」という。）が、発行済みの本普通株式の50%以上を保有することになる結果をもたらすもの
- ・ CEILの支配権の変更、即ち、P4 Sub Continuing L.P.1、Permira IV Continuing L.P.、Permira Investments Limited及びP4 Co-Investment L.P.が、合計して、直接又は間接にCEILの発行済株式の50%以上を保有しないことになる結果をもたらすもの（CEILの支配権の変更をもたらすCEILの発行済株式の譲渡の購入予定者を、以下「CEIL購入予定者」という。）。

「購入予定者」とは、スシロー購入予定者、CEIL購入予定者又は当社購入予定者を意味する。

「本件担保権」とは、CEILがその所有する本普通株式に設定した担保権と実質上同じ条件で、本新株予約権の行使により発行される本普通株式に対して設定される担保権、及び当社がスシロー株式に設定する担保権を意味する。

「シンジケート団」とは、（旧）株式会社あきんどスシローの株式取得に伴う取引のために又は当該取引に関連して当社、株式会社あきんどスシロー又はCEIL若しくはCEILの関係会社が資金調達（当該資金調達に基づく借入金を弁済するために行う資金調達及びそれに伴いその他の目的のために行う資金調達を含む。）を行った銀行、金融機関その他の債権者を意味する。

- (2) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下のいずれかに該当する場合に限り、本新株予約権を行使できる。ただし、下記(3)に定める場合はこの限りでない。

本普通株式が上場した場合

スシロー売却に関する拘束力のある契約（条件付きか、そうではないかを問わない）が締結され、かつ、CEILが本新株予約権者に対して本新株予約権の行使の意思を確認するための通知を行った場合
本件売却に関する拘束力のある契約（条件付きか、そうでないかを問わない）が締結されるか、又はCEILがその企業集団の組織再編のために必要であると判断した場合に、CEIL又は本件売却における売却当事者が、CEIL及び本新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約に従い、本新株予約権者に対してその保有する本新株予約権のすべてを行使することを書面により通知した場合

- (3) 本新株予約権者（ の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、2016年12月22日以降は、本(3)は本新株予約権者がCEILである場合には適用されない。

本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合（ただし、2016年12月22日以降は、当社の取締役会が行使を承認した場合はこの限りではない。）

本新株予約権者が死亡した場合

本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合

本新株予約権者が、当該者に適用される当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の社内規程に違反する行為を行ったと当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社取締役会が判断した場合

本新株予約権者が、当該者の従業員の地位について適用される又は仮に従業員の地位を有するとすれば適用される、当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の就業規則に違反する行為を行い、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇等の対象となり得ると当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の取締役会が判断した場合

本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合

本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の事前の書面による承諾を得ないで当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等のアドバイザー又は役員その他経営管理にあたる地位に就任することを含む。）を行った場合

新株予約権割当契約又は本新株予約権者が当事者である委任契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合

本件担保権が実行された場合

- (4) 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

7. 取得条項付新株予約権

- (1) 本新株予約権者（ただし、2016年12月22日以降は、本新株予約権者がCEILである場合を除く。以下(2)について同じ。）が当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失し、かつ、本新株予約権者がグッド・リーパーである場合、当社は、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たり0.012937013円を支払うことをもって取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権の数を定めるものとする。

- (2) 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失し、かつ、本新株予約権者がバッド・リーパーである場合、当社は、別途当社の取締役会が定める日の到来をもって、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

- (3) (1)及び(2)において、

「グッド・リーパー」とは、以下のいずれかの理由により当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社（以下併せて「本件グループ会社」という。）による雇用又は本件グループ会社に対する顧問契約関係が終了（以下「退職」という。）した者をいう。

(a) 死亡

(b) 永久的な健康障害、身体障害及び精神障害により、現在の立場でその者の通常の業務を継続することが不可能であるとCEIL又は当社若しくは株式会社あきんどスシローの取締役会が設置する報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）が任命又は承認した医療専門家により認定された場合

(c) 事前にCEIL又は報酬委員会により承認された場合において退職した場合

「バッド・リーパー」とは、グッド・リーパーでない者をいう。

- (4) 本件担保権の実行（以下「当該担保権実行」という。）により当社の発行済普通株式の総数が第三者によって取得された場合において、当該第三者が、当該担保権実行に伴って、本新株予約権者が有する本新株予約権を取得しないときは、当社は本新株予約権を本新株予約権者から本新株予約権1個当たり公正価格で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。「公正価格」とは本新株予約権1個につき、当該担保権実行に際して当該第三者が当社の発行済普通株式の総数の対価として支払う額から本件担保権に係る被担保債権の額を控除した残額を当社の発行済普通株式の総数で除し、当該除算によって得られた額に本新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数を乗じ、そこから新株予約権1個あたりの行使価格を減じた金額をいう。ただし、上記計算の結果得られる公正価格が零又は負の数値である場合には、当社は本新株予約権を本新株予約権者から無償で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。

8. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、当社は残存新株予約権を無償で取得し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - (4) 新株予約権を行使することのできる期間
組織再編行為の効力発生日から上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に応じて決定する。
 - (6) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に定める新株予約権の行使時の払込金額及び上記（注）3に準じて決定する。
 - (7) その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得条項
上記（注）4及び（注）5に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - (9) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
9. 2016年12月15日開催の第2期定時株主総会決議により、2016年12月22日付で普通株式590株を1株に株式併合しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2013年2月12日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	286,915,151(注)3、4	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	191,113(注)4、9	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993.02(注)5、9	-
新株予約権の行使期間	自 2015年3月31日 至 2019年12月27日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,012.441979 資本組入額 1,006.220989 (注)9	-
新株予約権の行使の条件	(注)6	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	-

(注)1. 上記の新株予約権は、株式会社あきんどスシローが発行した新株予約権のうち、株式会社あきんどスシローの単独株式移転により当社を設立した日(2015年3月31日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社あきんどスシローから当社が承継したものであります。

2. 上記 (注)2と同様。
3. 上記 (注)3と同様。
4. 上記 (注)4と同様。
5. 上記 (注)5と同様。
6. 上記 (注)6と同様。
7. 上記 (注)7と同様。
8. 上記 (注)8と同様。
9. 上記 (注)9と同様。

2014年3月28日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	76,510,706(注)3、4	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,963(注)4、9	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993.02(注)5、9	-
新株予約権の行使期間	自 2015年3月31日 至 2019年12月27日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,224.737891 資本組入額 1,112.368946 (注)9	-
新株予約権の行使の条件	(注)6	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8	-

(注)1. 上記 (注)1と同様。

2. 上記 (注)2と同様。

3. 本新株予約権は、新株予約権1個につき0.154347680円で有償発行しております。

4. 上記 (注)4と同様。

5. 上記 (注)5と同様。

6. 上記 (注)6と同様。

7. 取得条項付新株予約権

(1) 本新株予約権者(ただし、2016年12月22日以降は、本新株予約権者がCEILである場合を除く。以下(2)について同じ。)が当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失し、かつ、本新株予約権者がグッド・リーパーである場合、当社は、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たり0.154347680円を支払うことをもって取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権の数を定めるものとする。

(2) 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失し、かつ、本新株予約権者がバッド・リーパーである場合、当社は、別途当社の取締役会が定める日の到来をもって、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

(3) (1)及び(2)において、

「グッド・リーパー」とは、以下のいずれかの理由により当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社(以下併せて「本件グループ会社」という。)による雇用又は本件グループ会社に対する顧問契約関係が終了(以下「退職」という。)した者をいう。

(a) 死亡

(b) 永久的な健康障害、身体障害及び精神障害により、現在の立場でその者の通常の業務を継続することが不可能であるとCEIL又は当社若しくは株式会社あきんどスシローの取締役会が設置する報酬委員会(以下「報酬委員会」という。)が任命又は承認した医療専門家により認定された場合

(c) 事前にCEIL又は報酬委員会により承認された場合において退職した場合

「バッド・リーパー」とは、グッド・リーパーでない者をいう。

(4) 本件担保権の実行(以下「当該担保権実行」という。)により当社の発行済普通株式の総数が第三者によって取得された場合において、当該第三者が、当該担保権実行に伴って、本新株予約権者が有する本新株予約権を取得しないときは、当社は本新株予約権を本新株予約権者から本新株予約権1個当たり公正価格で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。「公正価格」とは本新株予約権1個につき、当該担保権実行に際して当該第三者が当社の発行済普通株式の総数の対価として支払う額から本件担保権に係る被担

保償権の額を控除した残額を当社の発行済普通株式の総数で除し、当該除算によって得られた額に本新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数を乗じ、そこから新株予約権1個あたりの行使価格を減じた金額をいう。ただし、上記計算の結果得られる公正価格が零又は負の数値である場合には、当社は本新株予約権を本新株予約権者から無償で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。

8. 上記 (注) 8 と同様。

9. 上記 (注) 9 と同様。

2014年3月28日臨時株主総会決議(第4回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	153,021,412(注)3	22,953,212(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,927(注)3、8	15,289(注)3、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993.02(注)4、8	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年3月31日 至 2019年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,993.02 資本組入額 996.51 (注)8	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注)1. 上記 (注)1 と同様。

2. 上記 (注)2 と同様。

3. 上記 (注)4 と同様。

4. 上記 (注)5 と同様。

5. 上記 (注)6 と同様。

6. 取得条項付新株予約権

(1) 本新株予約権者(ただし、2016年12月22日以降は、本新株予約権者がCEILである場合を除く。)が当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合、当社は、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権の数を定めるものとする。

(2) 本件担保権の実行(以下「当該担保権実行」という。)により当社の発行済普通株式の総数が第三者によって取得された場合において、当該第三者が、当該担保権実行に伴って、本新株予約権者が有する本新株予約権を取得しないときは、当社は本新株予約権を本新株予約権者から本新株予約権1個当たり公正価格で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。「公正価格」とは本新株予約権1個につき、当該担保権実行に際して当該第三者が当社の発行済普通株式の総数の対価として支払う額から本件担保権に係る被担保権の額を控除した残額を当社の発行済普通株式の総数で除し、当該除算によって得られた額に本新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数を乗じ、そこから新株予約権1個あたりの行使価格を減じた金額をいう。ただし、上記計算の結果得られる公正価格が零又は負の数値である場合には、当社は本新株予約権を本新株予約権者から無償で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。

7. 上記 (注)8 と同様。

8. 上記 (注)9 と同様。

2014年4月28日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	100,994,080(注)3	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,272(注)3、8	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993.02(注)4、8	-
新株予約権の行使期間	自 2015年3月31日 至 2019年12月27日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,993.02 資本組入額 996.51 (注)8	-
新株予約権の行使の条件	(注)5	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	-

(注)1. 上記 (注)1と同様。

2. 上記 (注)2と同様。

3. 上記 (注)4と同様。

4. 上記 (注)5と同様。

5. 上記 (注)6と同様。

6. 上記 (注)6と同様。

7. 上記 (注)8と同様。

8. 上記 (注)9と同様。

2015年3月31日臨時株主総会決議（第6回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	191,276,767(注)2、3	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	127,409(注)3、8	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993.02(注)4、8	-
新株予約権の行使期間	自 2015年4月21日 至 2019年12月27日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,414.361286 資本組入額 1,207.180643 (注)8	-
新株予約権の行使の条件	(注)5	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	-

(注)1. 上記 (注)2と同様。

2. 本新株予約権は、新株予約権1個につき0.280656145円で有償発行しております。

3. 上記 (注)4と同様。

4. 上記 (注)5と同様。

5. 上記 (注)6と同様。

6. 取得条項付新株予約権

(1) 本新株予約権者(ただし、2016年12月22日以降は、本新株予約権者がCEILである場合を除く。以下(2)について同じ。)が当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失し、かつ、本新株予約権者がグッド・リーパーである場合、当社は、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たり0.280656145円を支払うことをもって取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権の数を定めるものとする。

(2) 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失し、かつ、本新株予約権者がバッド・リーパーである場合、当社は、別途当社の取締役会が定める日の到来をもって、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

(3) (1)及び(2)において、

「グッド・リーパー」とは、以下のいずれかの理由により当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社(以下併せて「本件グループ会社」という。)による雇用又は本件グループ会社に対する顧問契約関係が終了(以下「退職」という。)した者をいう。

(a) 死亡

(b) 永久的な健康障害、身体障害及び精神障害により、現在の立場でその者の通常の業務を継続することが不可能であるとCEIL又は当社若しくは株式会社あきんどスシローの取締役会が設置する報酬委員会(以下「報酬委員会」という。)が任命又は承認した医療専門家により認定された場合

(c) 事前にCEIL又は報酬委員会により承認された場合において退職した場合

「バッド・リーパー」とは、グッド・リーパーでない者をいう。

(4) 本件担保権の実行(以下「当該担保権実行」という。)により当社の発行済普通株式の総数が第三者によって取得された場合において、当該第三者が、当該担保権実行に伴って、本新株予約権者が有する本新株予約権を取得しないときは、当社は本新株予約権を本新株予約権者から本新株予約権1個当たり公正価格で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。「公正価格」とは本新株予約権1個につき、当該担保権実行に際して当該第三者が当社の発行済普通株式の総数の対価として支払う額から本件担保権に係る被担保権の額を控除した残額を当社の発行済普通株式の総数で除し、当該除算によって得られた額に本新株

予約権 1 個当たりの目的である普通株式の数を乗じ、そこから新株予約権 1 個あたりの行使価格を減じた金額をいう。ただし、上記計算の結果得られる公正価格が零又は負の数値である場合には、当社は本新株予約権を本新株予約権者から無償で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。

7. 上記 (注) 8 と同様。

8. 上記 (注) 9 と同様。

2015年3月31日臨時株主総会決議(第7回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	474,239,183(注)2、3	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	315,890(注)3、8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,493.39(注)4、8	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年4月21日 至 2019年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,554.578727 資本組入額 1,777.289364 (注)8	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7	同左

(注)1. 上記 (注)2 と同様。

2. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき0.040757915円で有償発行しております。

3. 上記 (注)4 と同様。

4. 上記 (注)5 と同様。

5. 上記 (注)6 と同様。

6. 取得条項付新株予約権

(1) 本新株予約権者(ただし、2016年12月22日以降は、本新株予約権者がCEILである場合を除く。以下(2)について同じ。)が当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失し、かつ、本新株予約権者がグッド・リーパーである場合、当社は、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個当たり0.040757915円を支払うことをもって取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権の数を定めるものとする。

(2) 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失し、かつ、本新株予約権者がバッド・リーパーである場合、当社は、別途当社の取締役会が定める日の到来をもって、当該事由の生じた本新株予約権者より、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社の取締役会決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

(3) (1)及び(2)において、

「グッド・リーパー」とは、以下のいずれかの理由により当社、株式会社あきんどスシロー及び/又は当社の関連会社(以下併せて「本件グループ会社」という。)による雇用又は本件グループ会社に対する顧問契約関係が終了(以下「退職」という。)した者をいう。

(a) 死亡

(b) 永久的な健康障害、身体障害及び精神障害により、現在の立場でその者の通常の業務を継続することが不可能であるとCEIL又は当社若しくは株式会社あきんどスシローの取締役会が設置する報酬委員会(以下「報酬委員会」という。)が任命又は承認した医療専門家により認定された場合

(c) 事前にCEIL又は報酬委員会により承認された場合において退職した場合

「バッド・リーパー」とは、グッド・リーパーでない者をいう。

(4) 本件担保権の実行（以下「当該担保権実行」という。）により当社の発行済普通株式の総数が第三者によって取得された場合において、当該第三者が、当該担保権実行に伴って、本新株予約権者が有する本新株予約権を取得しないときは、当社は本新株予約権を本新株予約権者から本新株予約権1個当たり公正価格で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。「公正価格」とは本新株予約権1個につき、当該担保権実行に際して当該第三者が当社の発行済普通株式の総数の対価として支払う額から本件担保権に係る被担保権の額を控除した残額を当社の発行済普通株式の総数で除し、当該除算によって得られた額に本新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数乗じ、そこから新株予約権1個あたりの行使価格を減じた金額をいう。ただし、上記計算の結果得られる公正価格が零又は負の数値である場合には、当社は本新株予約権を本新株予約権者から無償で取得でき、本新株予約権者はこれに応じる。

7. 上記（注）8と同様。

8. 上記（注）9と同様。

2015年3月31日臨時株主総会決議（第8回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	140,397,081(注)2	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	93,517(注)2、7	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993.02(注)3、7	-
新株予約権の行使期間	自 2015年3月31日 至 2019年12月27日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,993.02 資本組入額 996.51 (注)7	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	-

(注)1. 上記（注）2と同様。

2. 上記（注）4と同様。

3. 上記（注）5と同様。

4. 上記（注）6と同様。

5. 上記（注）6と同様。

6. 上記（注）8と同様。

7. 上記（注）9と同様。

2016年5月19日臨時株主総会決議（第9回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	200,000,000(注)2	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	133,220(注)2、7	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,493.39(注)3、7	-
新株予約権の行使期間	自 2016年6月20日 至 2019年12月27日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,493.39 資本組入額 1,746.695 (注)7	-
新株予約権の行使の条件	(注)4	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	-

(注)1. 2016年12月15日開催の定時株主総会において、新株予約権発行要項の一部を変更する決議を行っておりません。

2. 上記 (注)4と同様。

3. 上記 (注)5と同様。

4. 上記 (注)6と同様。

5. 上記 (注)6と同様。

6. 上記 (注)8と同様。

7. 上記 (注)9と同様。

2016年5月19日臨時株主総会決議（第10回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	226,854,166(注)2	150,343,460(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	151,050(注)2、7	100,144(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993.02(注)3、7	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年6月20日 至 2019年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,993.02 資本組入額 996.51 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 上記 (注)1と同様。

2. 上記 (注)4と同様。

3. 上記 (注)5と同様。

4. 上記 (注)6と同様。

5. 上記 (注)6と同様。

6. 上記 (注)8と同様。

7. 上記 (注)9と同様。

2016年9月29日臨時株主総会決議（第11回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	50,000,000(注)2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,305(注)2、7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,493.39(注)3、7	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年9月29日 至 2019年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,493.39 資本組入額 1,746.695 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1.上記 (注)1と同様。

2.上記 (注)4と同様。

3.上記 (注)5と同様。

4.上記 (注)6と同様。

5.上記 (注)6と同様。

6.上記 (注)8と同様。

7.上記 (注)9と同様。

2016年9月29日臨時株主総会決議（第12回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	50,000,000(注)2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,305(注)2,7	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,493.39(注)3,7	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年9月30日 至 2021年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,493.39 資本組入額 1,746.695 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 上記 (注)1と同様。

2. 上記 (注)4と同様。

3. 上記 (注)5と同様。

4. 上記 (注)6と同様。

5. 上記 (注)6と同様。

6. 上記 (注)8と同様。

7. 上記 (注)9と同様。

2016年9月29日臨時株主総会決議（第13回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (2017年9月30日)	提出日の前月末現在 (2017年11月30日)
新株予約権の数(個)	184,773,282(注)2	154,934,100(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	123,018(注)2、7	103,202(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,993.02(注)3、7	同左
新株予約権の行使期間	自 2016年9月29日 至 2019年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,993.02 資本組入額 996.51 (注)7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得について、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注)1. 上記 (注)1と同様。
 2. 上記 (注)4と同様。
 3. 上記 (注)5と同様。
 4. 上記 (注)6と同様。
 5. 上記 (注)6と同様。
 6. 上記 (注)8と同様。
 7. 上記 (注)9と同様。

- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年3月31日 (注)1	41,200,762,837	41,200,762,837	300	300	-	-
2015年9月25日 (注)2	-	41,200,762,837	200	100	25	25
2016年12月15日 (注)3	25,000,000,000	16,200,762,837	-	100	-	25
2016年12月22日 (注)4	16,173,303,917	27,458,920	-	100	-	25

(注)1. 2015年3月31日に単独株式移転により会社が設立されたことによるものであります。

2. 資本金の減少は無償減資によるものであり、資本準備金の増加は減少する資本金の一部を組み入れたことによるものであります。

3. 自己株式の消却による減少であります。

4. 2016年12月15日開催の第2期定時株主総会決議により、2016年12月22日付で普通株式590株を1株に株式併合しております。

5. 2017年10月1日から2017年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,553,576株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,715百万円増加しております。

6. 会社法第447条第3項の規定に基づき取締役会の決議により、2017年11月7日付で減資を行い、資本金の額が1,715百万円減少しております。

(6) 【所有者別状況】

2017年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	31	41	458	65	48	46,921	47,564	-
所有株式数 (単元)	-	36,444	2,042	18,686	107,019	305	110,073	274,569	2,020
所有株式数の割合 (%)	-	13.27	0.74	6.81	38.98	0.11	40.09	100.00	-

(注)自己株式62株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7)【大株主の状況】

2017年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
Consumer Equity Investments Limited (常任代理人 野村證券株式会社)	25-28 NORTH WALL QUAY, DUBLIN 1, IRELAND (東京都中央区日本橋1丁目9番1号)	7,939,459	28.91
全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町1丁目3番1号	1,111,100	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	949,300	3.46
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NORWAY (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	556,700	2.03
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2丁目3番3号	416,600	1.52
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 HKMPF 10PCT POOL (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	356,100	1.30
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	338,000	1.23
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	315,100	1.15
株式会社極洋	東京都港区赤坂3丁目3番5号	277,700	1.01
マルハニチロ株式会社	東京都江東区豊洲3丁目2番20号	277,700	1.01
計	-	12,537,759	45.66

- (注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は、949,300株であります。
2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は、338,000株であります。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は、315,100株であります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2017年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,456,900	274,569	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 2,020	-	-
発行済株式総数	27,458,920	-	-
総株主の議決権	-	274,569	-

【自己株式等】

2017年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

2014年3月28日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

決議年月日	2014年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 3名（注）1、3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- （注）1．上記の新株予約権は、株式会社あきんどスシローが発行した新株予約権のうち、株式会社あきんどスシローの単独株式移転により当社を設立した日（2015年3月31日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社あきんどスシローから当社が承継したものであり、付与対象者の区分及び人数は、新株予約権付与時点のものであります。
- 2．2016年5月19日開催の臨時株主総会及び2016年12月15日開催の定時株主総会において、新株予約権発行要項の一部を変更する決議を行っております。
- 3．後記（Consumer Equity Investments Limitedによる当社新株予約権買取について）記載の本新株予約権買取合意により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社執行役員1名となっております。

2015年3月31日臨時株主総会決議（第7回新株予約権）

決議年月日	2015年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- （注）2016年5月19日開催の臨時株主総会及び2016年12月15日開催の定時株主総会において、新株予約権発行要項の一部を変更する決議を行っております。

2016年5月19日臨時株主総会決議（第10回新株予約権）

決議年月日	2016年5月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 1名 当社従業員 4名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 107名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1．2016年12月15日開催の定時株主総会において、新株予約権発行要項の一部を変更する決議を行っております。

- 2．後記（Consumer Equity Investments Limitedによる当社新株予約権買取について）記載の本新株予約権買取合意、付与対象者の転籍及び退職等により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社従業員6名、当社子会社従業員95名となっております。

2016年9月29日臨時株主総会決議（第11回新株予約権）

決議年月日	2016年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）2016年12月15日開催の定時株主総会において、新株予約権発行要項の一部を変更する決議を行っております。

2016年9月29日臨時株主総会決議（第12回新株予約権）

決議年月日	2016年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）2016年12月15日開催の定時株主総会において、新株予約権発行要項の一部を変更する決議を行っております。

2016年9月29日臨時株主総会決議（第13回新株予約権）

決議年月日	2016年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 109名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1．2016年12月15日開催の定時株主総会において、新株予約権発行要項の一部を変更する決議を行っております。

- 2．後記（Consumer Equity Investments Limitedによる当社新株予約権買取について）記載の本新株予約権買取合意、付与対象者の転籍及び退職等により、本書提出日現在において、付与対象者の区分及び人数は当社従業員7名、当社子会社取締役1名、当社子会社従業員96名となっております。

（Consumer Equity Investments Limitedによる当社新株予約権買取について）

当社は、当社株主であるCEIL及びストック・オプション制度に基づき発行した当社新株予約権の保有者（以下「新株予約権者」という。）との間で、新株予約権者において、行使時の払込金額の支払いを伴わずに、新株予約権を行使の上で株式を売却した場合と実質的に同様の経済的効果を得させること等を目的として、CEIL又は当社による新株予約権の取得等に関する合意（以下「本新株予約権買取合意」という。）をしておりません。

本新株予約権買取合意の概要は以下のとおりであります。

当社経営陣等が保有する新株予約権

当社経営陣等は、保有する新株予約権（ただし、第12回新株予約権を除く。）につき、CEILが当社普通株式の東京証券取引所の上場（以下「本件上場」という。）後に当社普通株式を売却（以下「CEIL上場後売却」という。）する場合、一定の場合を除き、適用法令に違反しないこと等を条件として、当該新株予約権者による累積売却割合（以下に定義する。）が、CEILによる当社株式の累積売却割合（以下に定義する。）を超えない限度で、新株予約権1個当たり、CEIL上場後売却の売却金額のうち新株予約権1個の目的となる

株式相当分から当該新株予約権の行使価額を控除した金額をもって、CEILに対して売却（以下「上場後処分」という。）することを求めることができます。

さらに、当社経営陣等のうち、第7回新株予約権、第9回新株予約権及び第11回新株予約権については、CEILが当社の2019年9月期の決算公表後においても当社の株式又は新株予約権を保有している場合、適用法令に違反しないこと等を条件として、新株予約権1個当たり、2019年12月27日における当社の株式の金融商品取引所における終値に新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額から新株予約権の行使価額を控除した金額をもって、保有する第7回新株予約権、第9回新株予約権及び第11回新株予約権を、当社に対して売却することを請求した場合、当社は、取締役会が承認した範囲内で本新株予約権を取得することができます。

なお、当社経営陣等は、本新株予約権買取合意において、一定の場合を除き、以下のいずれか早い日まで、その保有する新株予約権又は新株予約権を行使することで取得する当社株式を譲渡しないことに合意しています。

(A) (i) 本件上場から2年後若しくは(ii)最後に実施されたCEIL上場後売却の日から2年後のうちいずれか遅い日（ただし、本件上場から2年以内にCEIL上場後売却が行われなかった場合は、本件上場から2年後の日とする。）、

(B) CEILが当社株式及び新株予約権のいずれについても保有を失ったとき、又は、

(C) 2019年10月1日

(注) 当社経営陣等とは、新株予約権者のうち、当社取締役、当社執行役員、株式会社あきんどスシロー取締役及び執行役員、当社元取締役、株式会社あきんどスシロー元取締役並びに株式会社あきんどスシロー元執行役員をいいます。

「新株予約権者による累積売却割合」とは、当該時点までに当該新株予約権者がCEILに対して売却した新株予約権の個数の累計数及びCEIL上場後売却に伴い当該新株予約権者が売却を希望する新株予約権の個数の合計を、当該新株予約権者が上場前処分の前日において保有する新株予約権の個数で除した割合をいいます。

「CEILによる当社株式の累積売却割合」とは、以下の計算式により算出される割合をいいます。

$$\text{CEILによる当社株式の累積売却割合} = 1 - \frac{\text{当該CEIL上場後売却時点又は当該上場後処分の前日のうちいずれか早い時点においてCEILが保有する新株予約権を行使することにより取得できる株式の合計数}}{\text{当該CEIL上場後売却の後にCEILが保有すると合理的に予想する株式数} + \text{本件上場の前日においてCEILが保有する当社の株式数}}$$

2017年12月21日第3期定時株主総会決議

決議年月日	2017年12月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	各事業年度において、当社普通株式128,200株を上限とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1円
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から40年間とする。（注）1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．詳細については、本有価証券報告書提出後の取締役会において決議いたします。

2. 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。

行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた新株予約権の数に、相対的TSR（下記の算式に従って算出されます。）に応じて次頁のグラフに基づき算出される権利確定率（以下「権利確定率」といいます。）を乗じた数とします。また、対象取締役が割当日から3年を経過する日よりも前に当社及び当社の子会社の取締役又は執行役員のいずれの地位を喪失した場合には、次頁のグラフに基づき算出される権利確定率に、割当日からの在任月数（1月未満は切り捨て）を36で除した割合を乗じて、権利確定率を算出するものとします。なお、対象取締役が行使できる新株予約権の数に1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

〔相対的TSRの算式〕

相対的TSR = 絶対的TSR ÷ TOPIX成長率

絶対的TSR = { 期末の株価 + 配当金総額 } ÷ 期首の株価

期末の株価：割当日から3年を経過する日（対象取締役が割当日から3年を経過する日よりも前に当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した場合には当該地位喪失日をいいます。以下同じ。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

期首の株価：割当日の属する月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

配当金総額：割当日から3年を経過する日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

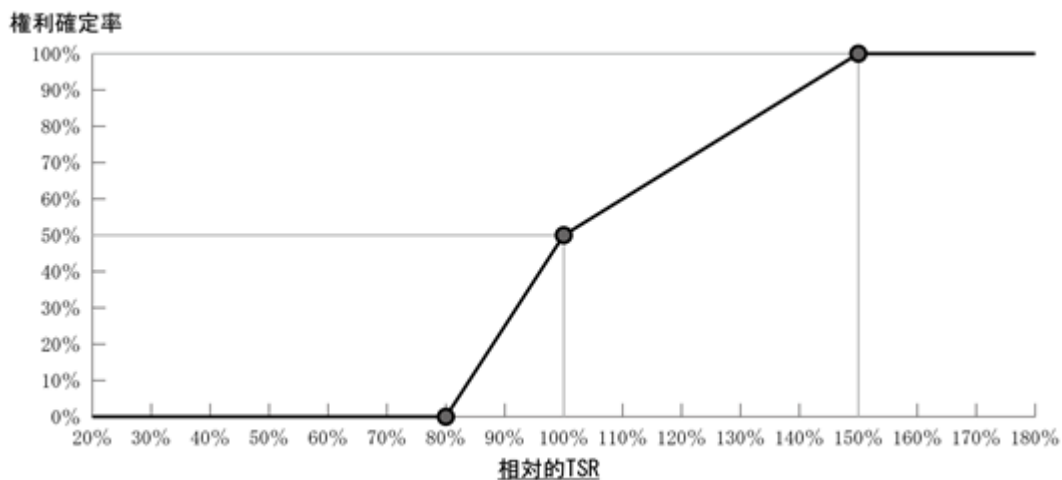
TOPIX成長率 = 期末のTOPIX ÷ 期首のTOPIX

期末のTOPIX：割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日のTOPIX（東証株価指数をいいます。以下同じ。）の終値平均値

期首のTOPIX：割当日の属する月の各日のTOPIXの終値平均値

上記の計算において、終値平均値は、小数第2位を四捨五入します。

権利確定率グラフ



ただし、新株予約権を引き受ける者の役位に応じて、権利確定率の下限は16.60%～27.66%（以下「下限権利確定率」といいます。）とし、就任より1年以内に退任する場合には下限権利確定率は調整されます。

また、絶対的TSRが1（100%）を下回った場合又は期末の株価が期首の株価を下回った場合には、下限権利確定率が適用されます。

3. 当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。なお、付与株式数の調整に応じて、新株予約権の目的である株式の総数も調整されるものとします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第9号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2017年4月20日)での決議状況 (取得期間2017年4月20日)	4	14,100
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	4	14,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2017年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	58	205,320
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2017年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)		当期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月22日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	25,000,000,000	25,000,000,000	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	62	-	62	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2017年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、配当については業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、安定的・継続的な配当を行う予定であります。内部留保資金については、経営基盤の強化に向けた諸施策の実施のための積極的な投資等の原資として充当してまいります。

当社は、親会社の所有者に帰属する当期利益ベースでの連結配当性向40%を目標として、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2017年12月21日 株主総会	1,236	45.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2015年9月	2016年9月	2017年9月
最高(円)	-	-	3,615
最低(円)	-	-	3,250

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

なお、2017年3月30日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2017年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,615	3,595	3,410	3,485	3,535	3,610
最低(円)	3,415	3,375	3,250	3,295	3,380	3,405

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.09%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	水留 浩一	1968年1月26日生	1991年4月 ㈱電通入社 1996年2月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア㈱)入社 2000年4月 ㈱ローランド・ベルガー(日本法人)入社 2005年1月 同社代表取締役 2009年10月 ㈱企業再生支援機構(現㈱地域経済活性化支援機構)常務取締役 2010年1月 日本航空㈱管財人代理として更生計画の策定・実行に着手 2010年12月 同社取締役副社長 2012年7月 ㈱ワールド常務執行役員 2013年6月 同社取締役専務執行役員 2015年1月 ㈱あきんどスシロー顧問 2015年2月 同社代表取締役社長CEO(現任) 2015年3月 当社代表取締役社長(現任) 2015年6月 Sushiro USA LLC Manager(現任) 2015年9月 SUSHIRO KOREA, INC. 理事(現任) 2015年10月 ㈱スシロークリエイティブダイニング代表取締役(現任) 2016年5月 Sushiro U.S. Holdings Inc. Director	(注)2	30,411
取締役	総務部担当	木下 嘉人	1976年3月24日生	1999年4月 株式会社あきんどスシロー入社 2006年4月 同社営業部長 2007年12月 同社取締役人事総務部長 2011年4月 同社総務部長 2015年3月 同社人事総務部長 2015年10月 同社取締役執行役員人事総務本部長(現任) 2016年1月 当社執行役員総務部担当 2017年12月 当社取締役常務執行役員総務部担当(現任)	(注)2	838
取締役	-	堀江 陽	1970年3月14日生	2000年3月 株式会社あきんどスシロー入社 2012年4月 同社仕入部長 2012年10月 同社商品部長 2015年8月 同社商品企画部長兼新業態推進室長 2015年10月 株式会社スシロークリエイティブダイニング取締役(現任) 2016年10月 同社執行役員商品本部長(現任) 2017年12月 当社取締役執行役員(現任)	(注)2	961

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	新居 耕平	1979年4月16日生	1999年9月 株式会社あきんどスシロー入社 2009年10月 同社西日本第2担当統括課長 2010年6月 同社第一営業部統括課長 2012年10月 同社品質管理室長 2014年3月 同社第三営業部長 2016年10月 同社執行役員営業本部長(現任) 2017年12月 当社取締役執行役員(現任)	(注)2	975
取締役	-	藤尾 益雄	1965年6月14日生	2000年6月 株式会社神明常務取締役 2003年6月 同社専務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長(現任) 2013年5月 カッパ・クリエイトホールディングス株式会社取締役 2013年6月 元気寿司株式会社取締役 2013年11月 カッパ・クリエイトホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長 2014年5月 同社代表取締役会長 2014年6月 元気寿司株式会社取締役会長(現任) 2015年6月 株式会社ウーケ代表取締役社長 2017年3月 東果大阪株式会社取締役会長(現任) 2017年3月 株式会社神戸まるかん代表取締役会長(現任) 2017年6月 株式会社ウーケ代表取締役会長(現任) 2017年12月 当社取締役(現任)	(注)2	-
取締役	-	森 竜哉	1964年7月17日生	2004年6月 株式会社神明執行役員 2008年6月 同社取締役 2011年6月 同社上席執行役員 2016年10月 同社上席執行役員グループ商品本部長 2017年11月 同社上席執行役員管理本部経営企画室長(現任) 2017年12月 当社取締役(現任)	(注)2	-
取締役	-	ポール・クオ	1962年12月15日生	1986年7月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 1994年3月 クレディ・スイス入社 2003年6月 クレディ・スイスファーストボストン証券会社最高経営責任者及び日本における代表者 2004年4月 日本証券業協会証券戦略会議委員 2006年1月 一般社団法人国際銀行協会会長 2006年4月 クレディ・スイス証券(株)代表取締役社長兼CEO 2011年6月 (株)東京証券取引所取締役 2016年7月 当社取締役(監査等委員) 2017年12月 当社取締役(現任)	(注)2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	松本 晃	1947年7月20日生	1972年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1986年11月 センチュリーメディカル株式 会社出向 取締役営業本部長 1993年1月 ジョンソン・エンド・ジョン ソン メディカル株式会社 (現ジョンソン・エンド・ ジョンソン株式会社) 代表取 締役プレジデント エチコン エンドサージェリー事業本部長 1999年1月 同社代表取締役社長 2008年1月 同社最高顧問 2008年4月 カルビー株式会社顧問 2008年6月 同社取締役 2009年6月 同社代表取締役会長兼CEO (現任) 2014年12月 前田工織株式会社取締役(現 任) 2017年12月 当社取締役(現任)	(注)2	-
取締役 (監査等委員)	-	川島 育也	1947年5月22日生	1979年11月 陽光監査法人(現新日本有限 責任監査法人)入所 1981年4月 公認会計士登録 1984年6月 税理士登録 1984年6月 川島税理士事務所(現税理士 法人川島総合事務所)代表社 員(現任) 1990年7月 陽光監査法人(現新日本有限 責任監査法人)代表社員 2004年11月 ブレイクスルー・サポート(株) 代表取締役(現任) 2009年6月 新日本有限責任監査法人退所 2009年7月 公認会計士川島育也事務所開 設(現任) 2011年12月 前(株)あきんどスシロー監査役 2012年6月 (株)藤商事監査役(現任) 2013年1月 (株)あきんどスシロー監査役 (現任) 2015年3月 当社監査役 2015年12月 当社取締役(監査等委員) (現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	-	豊崎 賢一	1965年2月1日生	1984年10月 ㈱すし太郎入社 1992年12月 同社取締役 2000年12月 ㈱あきんどスシローに商号変更、取締役仕入部長 2004年1月 同社取締役営業本部長兼本社営業部長 2005年1月 同社取締役営業部長 2006年4月 同社取締役仕入部長 2007年12月 同社代表取締役副社長兼仕入部長 2008年8月 同社代表取締役副社長兼営業本部長兼仕入部長 2009年6月 同社代表取締役社長兼営業本部長兼仕入部長 2010年6月 同社代表取締役社長兼執行役員 2015年2月 同社取締役品質管理室担当 2015年3月 当社取締役 2017年7月 ㈱一豊代表取締役(現任) 2017年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	167,949
取締役 (監査等委員)	-	市毛 由美子	1961年3月13日生	1989年4月 弁護士登録 1989年4月 日本アイ・ビー・エム(㈱)入社のぞみ総合法律事務所パートナー(現任) 2009年4月 第二東京弁護士会副会長 2010年9月 日本弁護士連合会事務次長 2012年6月 NECネットエスアイ(㈱)社外取締役(現任) 2014年5月 イオンモール(㈱)社外監査役(現任) 2014年12月 三洋貿易(㈱)社外取締役(現任) 2016年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計						201,134

(注)1. 取締役ポール・クオ、松本晃、川島育也及び市毛由美子は、社外取締役であります。

2. 2017年9月期に係る定時株主総会終結の時から2018年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 2017年9月期に係る定時株主総会終結の時から2019年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2016年9月期に係る定時株主総会終結の時から2018年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	清水 敬太	財務経理部
執行役員	加藤 広慎	海外事業部
執行役員	小河 博嗣	経営企画室

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、法令や定款等の遵守状況を経営者自らが確認でき、その状況が持続される経営体制となっていることとあります。また「経営理念」及び「経営目標」を実現するために、全役員、従業員等の意識や業務活動を方向付けできるような経営の仕組みを確立することが、より公正で透明性の高い経営につながり、当社に関わるすべてのステークホルダーの利益に合うものと考えております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明及び現状の体制を採用している理由

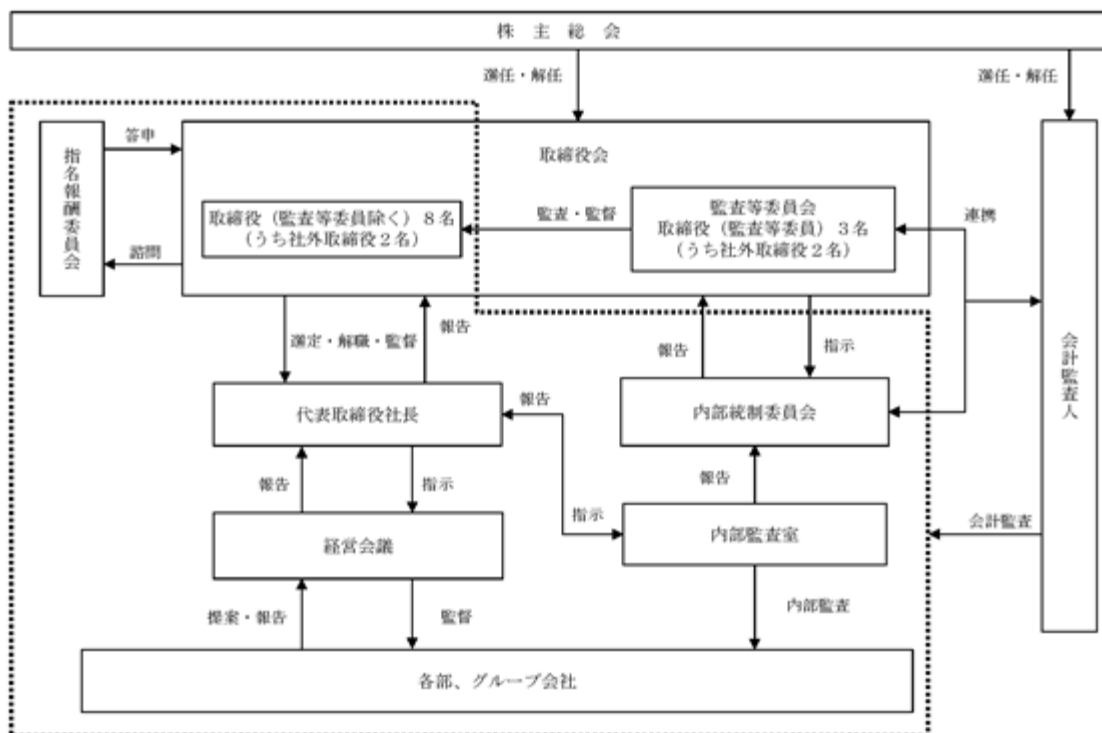
当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。監査等委員会の監査・監督体制を整備し、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高めることにより、取締役会の透明性及び客観性を高め、コーポレート・ガバナンスをより一層強化するとともに、取締役に對し権限委譲を行うことで、業務執行と監督との分離を促進し、業務執行にかかる意思決定の迅速化を実現することができる体制と考えております。

当社は会社の意思決定機関としての取締役会（取締役11名、うち社外取締役4名）を原則として毎月開催し、経営上の重要事項の決定や業務執行報告を実施しております。また、社外取締役2名を含む監査等委員3名は、監査等委員会を構成し、取締役会への出席や日常業務の中で随時監査を遂行することにより取締役の職務執行を監督しております。

さらに、取締役会の監督機能を補完するため、取締役会の傘下に経営会議、指名報酬委員会を設置し、指名報酬委員会の委員は過半数を独立社外取締役としております。加えてコーポレート・ガバナンスの向上を目的に、内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長、社外有識者としての弁護士及び委員長の選任した委員によって構成され、事務局が委員長に対して必要に応じて求める随時の開催の他に、四半期に1回定期開催しております。

経営会議は、社外役員を含めた全取締役によって構成され、取締役会決議事項の協議、その他経営上の重要事項の検討を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制図は次のとおりであります。



ロ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、以下のとおりであります。

- a．当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）は、企業理念、法令及び社内規程を遵守し、コンプライアンスの徹底を率先して実行する。
 - ・コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、代表取締役社長を委員長、社外有識者などを構成員とする内部統制委員会を設置し、委員会の定期的開催を通じてグループ各社横断的に必要な改善措置・全社的啓蒙策を講じる。また、内部統制委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
 - ・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、監査等の結果について、監査等委員会及び内部統制委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
 - ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく内部統制委員会に報告する体制を整える。
 - ・法令・定款・社内規程違反行為等のホットラインとして通報・相談窓口を設置し、法令遵守並びに社内規程違反に関する情報の早期把握及び解決を図る。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - ・取締役等の職務執行に係る情報及び文書等は、関係規程及び法令に基づき、担当部門が適切に保存及び管理する。
- c．当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、リスクマネジメント体制を整備するため、「リスク管理規程」を定め、内部統制委員会を設置する。
 - ・グループ経営上重要なリスクは、内部統制委員会において、把握・分析・評価を行い、改善策を策定するなど、適切な危機管理を行う体制を整える。
 - ・緊急事態発生時の対策は、「クライシス管理規程」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
 - ・情報セキュリティ活動を主導するため、「情報システム基本規程」を定め、情報資産の取扱基準を定める。
- d．当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的にその進捗状況を確認する。
 - ・取締役会の効率性及び適正性を確保するため、「取締役会規程」を定める。
 - ・内部統制委員会は、取締役会に対し適宜状況報告を行う体制を整える。
 - ・各取締役は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、責任範囲と決裁手続を明確化して職務の効率性を確保する。
- e．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社グループの業務執行の状況については、定期的に取締役会において報告されるものとする。
 - ・当社は、随時子会社から業務執行及び財務情報等の状況の報告を求めるものとする。
- f．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社グループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、当社グループ共通のコンプライアンスに関する規程を定め、これを周知徹底する。ただし、海外においては当該国の法令・慣習等の違いを勘案し、段階的な導入を進める等、適切な整備に努める。
 - ・当社グループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。
 - ・内部監査室は、当社グループ各社の内部監査を定期的実施する。

- g. 監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ・ 当社は、監査等委員が求めた場合、監査等委員の職務を補助すべき者として、専門性及び知識面において適任者を任命することとする。監査等委員補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員の同意を得ることとし、取締役等からの独立を確保するものとする。
- h. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等、監査役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他監査等委員への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制
- ・ 当社グループの監査等委員と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に監査等委員が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が適切に対応できる体制を整える。
 - ・ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。また当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けないことを社内規程等において定める。
 - ・ 当社グループの取締役及び使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員に報告する体制を整える。
 - ・ 各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- i. 監査等委員の職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
 - ・ 内部監査部門と監査等委員との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
 - ・ 監査等委員が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。
 - ・ 監査等委員が当社に対してその職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
- j. 反社会的勢力を排除するための体制
- ・ 「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて、断固としてこれを拒否する。

八．会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員	林 由佳	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	徳野大二	

（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

その他 18名

二．社外取締役の機能、役割、選任

社外取締役は、当社に対する経営の監督機能及びチェック機能を期待するとともに、独立した専門的な視点を通じて、適切な意思決定・経営監督を行い、経営の健全性・透明性の更なる向上を図るため、当社にとって重要な位置付けであります。

当社は、社外取締役の独立性に関する具体的な基準を定めており、一般株主との利益相反のおそれがなく、社外の広範な事業活動を通じた経営判断力を有する人材を選任しております。なお、社外取締役ポール・クオ、松本晃、川島育也及び市毛由美子を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外取締役は、取締役会を通じて内部統制部門及び内部監査室から適宜、報告を受けるなど連携を図っております。また、監査等委員である社外取締役は、会計監査人及び内部監査室から監査の方法と結果について報告を求めるほか、適宜、情報交換を行い相互の連携を図り、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的・効率的な監査に努めております。

ホ．社外取締役との関係

社外取締役ポール・クオ氏は、クレディ・スイス証券株式会社代表取締役兼CEO、株式会社東京証券取引所の各取締役を歴任され、経営者としての豊富な知見と経験を有していることから、当社グループに対して適切な助言・監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役松本晃氏は、長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役川島育也氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と見識から、当社グループに対して公正かつ客観的な経営の監督を行っていただけると判断し選任しております。

社外取締役市毛由美子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、企業法務にも精通していることから、当社グループに対して公正かつ客観的な経営の監督を行っていただけると判断し選任しております。

(会社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係)

社外取締役松本晃氏は、カルビー(株)代表取締役会長兼CEO、前田工織(株)の取締役であります。各兼職先と当社との間には、利害関係はありません。

社外取締役川島育也氏は、当社子会社である(株)あきんどスシローの監査役であります。当社は同社との間で業務委託契約及び出向契約に基づく取引があります。また、同氏は、税理士法人川島総合事務所代表社員、ブレイクスルー・サポート(株)代表取締役、公認会計士川島育也事務所代表、(株)藤商事社外監査役であります。各兼職先と当社との間に利害関係はありません。

社外取締役市毛由美子氏は、のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士、NECネットエスアイ(株)社外取締役、イオンモール(株)社外監査役、三洋貿易(株)社外取締役(監査等委員)であります。各兼職先と当社との間に利害関係はありません。

その他社外取締役の各人と当社との間には、人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、独立取締役の独立性に関する基準を次のとおり定めております。

(独立取締役の独立性基準)

- a．就任前10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の子会社の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。以下同じ)であった者
- b．当社の主要な株主(直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。)又はその業務執行者
- c．当社の主要な取引先(直近の3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の収益が当該事業年度における連結収益の2%以上を占める者をいう。)又はその業務執行者
- d．当社を主要な取引先(直近の3事業年度のいずれかにおける当社との取引における当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。)とする者又はその業務執行者
- e．現在、当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家又は過去3年間において、当社の会計監査人である監査法人の社員若しくはパートナー、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家
- f．当社から役員報酬以外に多額の金銭(当該金銭を得ている者が個人の場合には過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には(当該団体の)過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、又は当該団体の連結総売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するコンサルタント、会計専門家、法律専門家又は税務専門家をいう)

- g. 当社が多額の寄付(直近の3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額の寄付をいう。)を行っている団体の理事(業務執行に当たる者に限る)その他の業務執行者
- h. 当社の主要借入先(当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう)若しくはその親会社又はそれらの業務執行者
- i. 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者
- j. 就任前3年間のいずれかの時期において、上記bからhのいずれかに該当していた者又は該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
- k. 上記のいずれかに掲げる者(重要な者に限る)の近親者(二親等以内の親族をいう。)
- l. 仮に上記bからkまでのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、代表取締役社長直轄の内部監査室(9名)を設置して、定期的な業務監査を実施し、被監査部門に対して改善要請や指導を行い、適時社長に監査結果を報告しております。

また、内部監査室、監査等委員及び会計監査人は随時情報交換など相互連携を密にし、リスクの排除に努めております。

役員報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	その他	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	194	141	-	40	8	5	5
社外役員	27	27	-	-	0	-	3

(注)「その他」の内容は、取締役に無償で提供している社宅の賃料相当額であります。

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)					報酬等の 総額 (百万円)
			基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	その他	
水留 浩一	取締役	提出会社	65	-	28	5	3	101

(注)「その他」の内容は、取締役に無償で提供している社宅の賃料相当額であります。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役報酬は、株主総会の決議により、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に報酬限度額を決定しています。

監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬である基本報酬(定期同額給与)と業績連動型の変動報酬によって構成されています。基本報酬は各取締役の役職・役割に応じて支給し、変動報酬は、160百万円を上限に業績向上に対するインセンティブを高めることを目的に設定した目標(業績予想における売上高成長率、当期純利益の達成度で構成)を達成した場合に支給される額を基本報酬の50%として、最高業績時に支給される最高支給額を200%、最低業績を下回った場合の支給額を0%とし、これに既存売上高の100%を下回った場合には25%を減算することにより算出される0%~200%の範囲で業績確定後に一括して支払われることを基本といたします。なお、当社の執行役員、子会社の取締役及び執行役員にも同様の算定方法により支給しております。

社外取締役の報酬については、業務執行者から独立して社外取締役の職責を全うするために、固定報酬のみで構成されおります。

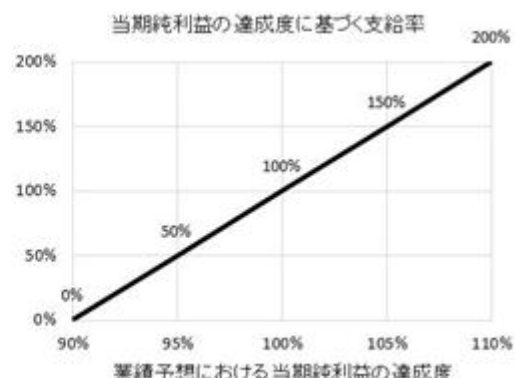
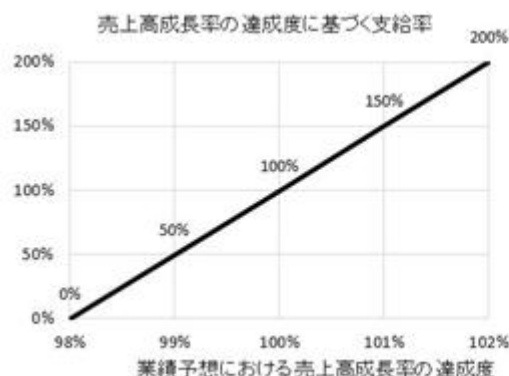
また、中長期インセンティブとして、株価条件付株式報酬型ストックオプションを付与しております。

監査等委員である取締役の報酬については、当社の職務執行に対する監査の実効性を確保することを主眼に、業務執行者から独立して監査等委員の職責を全うするために、固定報酬のみで構成され、株主総会により承認された範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

なお、取締役には退職慰労金制度はありません。（但し、当該制度廃止前に支給が決定されていたものは除きます。）

・監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の変動報酬の計算方法

$$\left[\text{基本報酬（年額報酬の50\%）} \times \left[\text{業績予想における売上高成長率の達成度に基づく支給率} \times 50\% + \text{業績予想における当期純利益の達成度に基づく支給率} \times 50\% \right] - \text{既存店売上高成長率による調整（未達の場合は25\%）} \right] \times 70\%$$



・株価条件付株式報酬型ストックオプション

株価条件付株式報酬型ストックオプションは、新株予約権1,282個を年間の上限とし、新株予約権の割当日の翌日から40年間を権利行使期間、行使価格を1円として付与されます。その他の行使条件につきましては、第4.1.(9)ストックオプション制度の内容をご参照ください。なお、当社の執行役員、子会社の取締役及び執行役員にも同様の算定方法により付与しております。

取締役の定数

当社は、取締役の定数を13名以内（うち監査等委員である取締役は4名以内）とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

・剰余金の配当決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主に対し柔軟な利益還元ができることを目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	29	72	37	61
連結子会社	14	0	21	-
計	44	72	58	61

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるSUSHIRO KOREA, INC. は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに属する韓英会計法人の監査を受けております。当連結会計年度に係る当該報酬額は4百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるSUSHIRO KOREA, INC. は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに属する韓英会計法人の監査を受けております。当連結会計年度に係る当該報酬額は4百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価及び上場支援に係る助言業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主に財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価及び上場支援に係る助言業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、特段の定めをしておりますが、監査日数及び当社の業務内容等の諸条件を勘定し、監査法人と相互協議の上、監査等委員会の同意を得て監査報酬を定めております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2016年10月1日から2017年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2016年10月1日から2017年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、監査法人及び各種団体の主催する研修等への参加並びに会計専門誌の定期購読等により、積極的な情報収集活動に努めております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8,18	8,149	8,538
営業債権及びその他の債権	9	909	1,214
棚卸資産	10	1,098	1,174
その他の金融資産	20	229	241
その他の流動資産	22	750	807
流動資産合計		11,134	11,975
非流動資産			
有形固定資産	11,14,18,37	19,262	21,169
のれん	12,14	30,371	30,371
無形資産	13,14	54,558	54,550
敷金及び保証金	34,35	6,453	6,969
その他の金融資産	20,34,35,38	73	51
その他の非流動資産	22	505	476
非流動資産合計		111,222	113,587
資産合計		122,356	125,562
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	16	16,849	16,719
借入金	17,18,38	4,355	4,114
未払法人所得税		839	2,028
その他の金融負債	19,20,34,35	1,334	1,763
引当金	21	1,600	1,179
その他の流動負債	22	1,718	1,920
流動負債合計		26,695	27,722
非流動負債			
借入金	17,18,38	48,861	44,747
その他の金融負債	19,20,34,35	2,712	2,489
引当金	21	1,197	1,646
繰延税金負債	15	17,950	17,104
その他の非流動負債	22	84	54
非流動負債合計		70,803	66,040
負債合計		97,498	93,762
資本			
資本金	23	100	100
資本剰余金	23	42,103	13,573
利益剰余金	23	7,282	17,730
自己株式	23,25	25,028	0
その他の資本の構成要素	24,33,34,35	465	450
親会社の所有者に帰属する持分合計		24,922	31,853
非支配持分		64	53
資本合計		24,858	31,800
負債及び資本合計		122,356	125,562

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
売上収益		147,702	156,402
売上原価	10	72,008	75,498
売上総利益		75,695	80,905
販売費及び一般管理費	26,29,33,37	67,102	70,976
その他の収益	14,27	195	119
その他の費用	14,28,29	1,279	844
営業利益		7,509	9,204
金融収益	30	76	217
金融費用	30	2,893	427
税引前利益		4,692	8,995
法人所得税費用	15	1,528	2,049
当期利益		3,164	6,946
当期利益の帰属			
親会社の所有者		3,184	6,952
非支配持分		20	6
当期利益		3,164	6,946
1株当たり当期利益	31		
基本的1株当たり当期利益(円)		90.11	253.16
希薄化後1株当たり当期利益(円)		85.86	247.09

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
当期利益		3,164	6,946
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	24	70	80
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値 に係る純変動の有効部分	15,24,34	-	74
純損益に振り替えられる可能性のある項 目合計		70	6
税引後その他の包括利益		70	6
当期包括利益		3,234	6,940
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		3,248	6,951
非支配持分		14	11
当期包括利益		3,234	6,940

【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の構 成要素	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2015年10月1日時点の残高		100	42,318	4,105	-	189	46,712	88	46,624
当期利益				3,184			3,184	20	3,164
その他の包括利益						64	64	6	70
当期包括利益合計		-	-	3,184	-	64	3,248	14	3,234
株式に基づく報酬取引				23		212	235		235
自己株式の取得	25				25,028		25,028		25,028
支配の喪失を伴わない子会社に対す る所有持分の変動				30			30	30	-
企業結合による変動	7,23		215				215		215
その他							-	8	8
所有者との取引額合計		-	215	7	25,028	212	25,038	38	25,000
2016年9月30日時点の残高		100	42,103	7,282	25,028	465	24,922	64	24,858
当期利益				6,952			6,952	6	6,946
その他の包括利益						1	1	5	6
当期包括利益合計		-	-	6,952	-	1	6,951	11	6,940
欠損填補	23		3,502	3,502			-		-
株式に基づく報酬取引				14		14	-		-
自己株式の取得	25				0		0		0
自己株式の消却	23,25		25,028		25,028		-		-
支配の喪失を伴わない子会社に対す る所有持分の変動				20			20	20	-
その他							-	2	2
所有者との取引額合計		-	28,530	3,497	25,028	14	20	21	2
2017年9月30日時点の残高		100	13,573	17,730	0	450	31,853	53	31,800

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		4,692	8,995
減価償却費及び償却費		3,591	3,904
減損損失		570	375
金融収益		76	223
金融費用		2,897	427
敷金及び保証金の家賃相殺額		267	283
リストラ関連費用		231	-
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		189	305
棚卸資産の増減額(は増加)		184	74
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		5,840	139
その他		214	306
小計		17,852	13,549
利息及び配当金の受取額		2	1
利息の支払額		1,097	248
法人所得税の支払額		1,980	1,729
法人所得税の還付額		438	-
営業活動によるキャッシュ・フロー		15,215	11,574
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		3,011	4,547
無形資産の取得による支出		333	295
敷金及び保証金の差し入れによる支出		984	837
関係会社株式の取得による支出		354	-
その他		101	145
投資活動によるキャッシュ・フロー		4,581	5,533
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入	25	78,748	-
長期借入金の返済による支出		57,916	4,503
リース債務の返済による支出		958	1,075
支払手数料の支払による支出		763	35
自己株式の取得による支出	23,25	25,037	0
その他		73	50
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,854	5,663
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		4,780	377
現金及び現金同等物の期首残高		3,394	8,149
現金及び現金同等物に係る換算差額		25	12
現金及び現金同等物の期末残高	8	8,149	8,538

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社スシローグローバルホールディングス（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であり、その登記されている本社は大阪府に所在しております。当社の連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されます。当社グループは、回転すし店を中心とする外食事業を営んでおります。当社グループは、すし事業に特化して、国内においては、フランチャイズ店やライセンス店を持たず「スシロー」の名前で直営回転すし店舗を運営する回転すしチェーンを展開しております。

なお当社は、以下のとおりの変遷を経て現在に至っております。

当社は、1984年10月に設立された株式会社すし太郎を前身としております。株式会社すし太郎は2000年12月に株式会社あきんどスシロー（以下「旧株式会社あきんどスシロー」という。）に商号を変更し、「すしを通して人々の暮らしを豊かにしたい」という経営理念の下、お客様には高品質で付加価値の高いサービスを継続的に提供するとともに、「回転すし総合管理システム」の導入などによる効率性の追求を併せて行うことで、お客様満足度の向上に日々努め、2003年9月に東京証券取引所市場第二部に株式上場いたしました。

しかし2007年10月以降、当社を取り巻く経営環境が激しく変化する中、当社がこのような激しい経営環境を乗り越え、組織力の強化と積極的かつ迅速な新規出店を同時並行で実行するという経営課題を的確に解決していくためには、中期的な視点から、経営方針について抜本的な改革を行う体制を構築することが急務であると判断し、ユニゾン・キャピタル・グループから出資を受け、2008年11月にマネジメント・バイ・アウト（MBO）による非公開化を実施し、2009年4月に東京証券取引所市場第二部の株式上場を廃止いたしました。

その際に、旧株式会社あきんどスシロー（実質上の存続会社）株式の取得等を目的として2008年8月にエーエスホールディングス株式会社が設立され、旧株式会社あきんどスシローを公開買付けにより子会社化し、その後、旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を2009年5月31日に行い、同日付でエーエスホールディングス株式会社の商号を株式会社あきんどスシロー（以下「前株式会社あきんどスシロー」という。）に変更いたしました。

その後、2012年7月にCEILジャパン株式会社が設立され、当該会社が2012年9月にユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドの保有する全株を取得し、前株式会社あきんどスシローを子会社化しました。なお、連結財政状態計算書に計上されているのれん及びブランドは当該子会社化により認識されたものであります（注記「14. 資産の減損」を参照）。CEILジャパン株式会社は、2013年1月1日に前株式会社あきんどスシローを消滅会社とする合併を行い、同日付でCEILジャパン株式会社の商号を株式会社あきんどスシローに変更しております。

株式会社あきんどスシローは2015年3月31日に株式会社あきんどスシローホールディングスを設立、持株会社体制へ移行し、2015年10月1日付で商号を株式会社スシローグローバルホールディングスに変更し、現在に至っております。なお、当社株式は2017年3月30日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループは、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2017年12月21日に代表取締役社長水留浩一及び執行役員清水敬太により承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、公正価値で測定されている金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円で表示されており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

連結財務諸表は、当社及びその子会社の財務諸表を含んでおります。

子会社

子会社とは、当社グループがその会社の財務及び経営方針を支配する力を有するすべての事業体を指し、通常は、その議決権の過半数を当社グループが所有します。現在行使可能又は転換可能な潜在的議決権の存在及び影響を考慮して、当社グループが他の事業体を支配しているかどうかを判断しております。子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結財務諸表に含めております。

当社グループは、共通支配下の場合を除く企業結合の会計処理に取得法を用いております。

取得法を用いる場合、取得対価は、譲渡資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する持分の公正価値の合計として測定しております。また、条件付対価契約から生じた資産又は負債の公正価値も含まれます。取得関連費用は、発生時に連結損益計算書で認識しております。企業結合において取得した識別可能資産及び引き受けた負債や偶発債務は当初、取得日現在の公正価値で測定しております。ただし、繰延税金や株式に基づく報酬などはIFRS第3号において公正価値測定の例外が設けられております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。割安購入により、取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を下回る場合、その差額は連結損益計算書に直接認識しております（(6) 無形資産- のれんを参照）。

共通支配下における企業結合取引、すなわち、すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。結合による対価が被結合企業の資産及び負債の簿価と異なる場合は、資本剰余金で調整しております。

当社グループ間の内部取引高、残高及び当社グループ間取引から発生した未実現損益は消去しております。すべてのグループ企業は共通の会計方針を適用しております。

非支配持分

子会社に対する持分のうち、親会社に直接又は間接的に帰属しないものは非支配持分として表示されません。包括利益は非支配持分が負となる場合であっても親会社の所有者と非支配持分に帰属させておりません。

当社グループと非支配持分の所有者間で行われる当社グループの子会社持分の変動について、子会社に対する当社の支配に変更を伴わない場合には、資本取引として処理しており、のれん又は連結損益計算書上の損益は認識しておりません。

(2) 外貨換算

機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、各企業が営業活動を行う主な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて測定しております。連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

取引及び残高

外貨建取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算しております。外貨建取引の決済並びに外貨建貨幣性資産及び貨幣性負債の期末日の為替レートによる換算から生じる為替差損益は、有効なキャッシュ・フロー・ヘッジとしてその他の包括利益として認識される場合を除き、連結損益計算書で認識しております。

在外子会社

当社グループの表示通貨と異なる機能通貨を用いているすべてのグループ企業の業績及び財政状態は、以下の方法で表示通貨に換算しております。

- ・資産及び負債は、決算日の為替レートで換算しております。
- ・収益及び費用は、平均為替レートで換算しております（平均レートが取引日の為替レートの累積的影響の合理的な概算値でない場合、取引日のレートで換算しております）。
- ・外貨換算差額は、その他の包括利益で認識し、為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に計上しております。

(3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金、当初の満期日が3ヶ月以内の流動性が高い短期投資が含まれます。

(4) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しております。取得原価は、主として総平均法により算定され、正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価格から販売に要する見積費用を控除した額となります。

連結財政状態計算書に計上されている棚卸資産の帳簿価額は定期的に見直しが行われ、滞留在庫又は当社グループが今後の販売で原価を回収できる可能性が低いと判断するものについては、当該棚卸資産の帳簿価額を見積正味実現可能価額まで減額しております。

(5) 有形固定資産

すべての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、有形固定資産の取得に直接付随するすべての費用が含まれます。当初取得後の追加コストは、その支出により将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、信頼性をもって金額を測定することができる場合にのみ、当該取得資産の帳簿価額に算入するか、又は個別の資産として認識しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に連結損益計算書で認識しております。

有形固定資産の減価償却は、取得原価から残存価額を控除した金額について、以下の見積耐用年数にわたる定額法により計算しております。

・建物	1～28年
・構築物	1～41年
・機械装置	1～8年
・工具器具備品	1～20年

耐用年数は、当社グループにとっての資産の期待効用の観点から決定しております。資産の残存価額と耐用年数は、技術の変化、使用の頻度及び市場ニーズを考慮して、各連結会計年度末に見直しが行われ、必要に応じて変更しております。減損が生じた場合は、速やかに資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております（(7) 資産の減損を参照）。

処分により発生する損益は、処分金額と当該資産の帳簿価額との差額により算出され、連結損益計算書に計上しております。

(6) 無形資産

のれん

のれんは毎期減損テストが行われ、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。のれんは、取得対価から取得日時点での被取得企業の識別可能な資産及び負債の公正価値を控除した額で測定しております。

なお、現在当社グループで認識されているのれんは、CEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローに対して行った企業結合により認識されたものであり、当該のれんは注記「1. 報告企業」に記載のとおり、CEILジャパン株式会社と前株式会社あきんどスシローの合併により、合併後会社に引き継がれております。当社グループには事業セグメントが1つしかなく、取得により生じるシナジー効果は当該セグメントとしての資金生成単位グループ全体から生じるため、当該のれんは、減損テストの実施にあたり、当該資金生成単位グループ全体に配分されております（(7) 資産の減損を参照）。

ブランド

ブランドは事業が継続する限り存在すると予想されるため耐用年数を確定できず、取得原価で表示し、償却は行っておりません。

なお、現在当社グループで認識されているブランドは、CEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローに対して行った企業結合により認識されたものであり、当該ブランドは注記「1. 報告企業」に記載のとおり、CEILジャパン株式会社と前株式会社あきんどスシローの合併により、合併後会社に引き継がれております。当社グループには事業セグメントが1つしかなく、ブランドの効果は当該セグメントとしての資金生成単位グループ全体から生じるため、当該ブランドは、減損テストの実施にあたり、当該資金生成単位グループ全体に配分されております（(7) 資産の減損を参照）。

ソフトウェア

当社グループが取得したソフトウェアのライセンスは、取得に要した原価に基づいて資産計上しております。これらの費用は見積耐用年数（5年）にわたり定額法で償却しております。

(7) 資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産（ブランド）は償却の対象とはならず、毎第4四半期会計期間中又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っております。償却対象の資産は、ある事象や状況の変化が帳簿価額を回収することができない可能性を示す兆候があった場合に減損テストを行います。減損損失は、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に認識されます。回収可能価額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と使用価値のいずれか高い方となります。減損テストを実施するに際し、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最少単位（資金生成単位）でグループ分けを行っており、これは個別の店舗ごとに検討されています。

将来キャッシュ・フローの予測には、市場成長率、販売量、市場価格を含む多くの重要な仮定や見積りが関与しております。将来キャッシュ・フローの予測は、過去の傾向、市況及び業界の傾向を踏まえ、将来の売上収益及び営業費用の最前の見積りに基づいて行っております。これらの仮定は、経営者により見直しております。将来キャッシュ・フローの予測値は、評価日の資本コストにリスク・プレミアム等を加味した適切な割引率に基づき調整しております。この割引率は、回収可能価額の計算で用いられる税引前加重平均資本コストに基づいております（注記「14. 資産の減損」参照）。

のれん以外の固定資産については、毎年減損損失の戻入の兆候について検討を行い、戻入が必要な場合には、償却分を調整した当初の帳簿価額を超えないように新たに見積った回収可能価額を上限として、損失の戻入をいたします。

(8) 法人所得税

当期の法人所得税は、税務当局への納付又は税務当局からの予想還付額に基づき測定しております。

繰延税金は、資産負債法を用い、資産及び負債の税務基準額と連結財務諸表上の資産及び負債の帳簿価額との間に生じる一時差異に対して認識しております。ただし、当該一時差異が、企業結合以外の取引で、かつ会計上又は税務上のいずれかの損益にも影響を及ぼさない取引より生じる場合は、繰延税金は認識されません。繰延税金は、期末日現在制定又は実質的に制定されており、関連する繰延税金資産が実現する又は繰延税金負債が決済される期において適用されると予想される法定税率を使用して算定しております。

繰延税金資産は、一時差異を利用できるだけの将来の課税所得が発生する可能性が高い範囲で認識しております。子会社及び関連会社への投資から生じる将来加算一時差異については、一時差異の解消時期を当社グループが管理し、予測可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、繰延税金を計上しております。のれんの当初認識時における将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識しておりません。

(9) リース

ファイナンス・リース（リース資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリース契約）により保有される資産は、有形固定資産及び無形資産に取得原価で計上され、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定額法で償却しております。ファイナンス・リースにおける債務（将来期間の金融費用控除後）は、決済日が1年以内又は1年超のいずれかに応じて、流動負債又は非流動負債として計上しております。金融費用は、リース債務の残存帳簿価額に対し一定の利子率で算定された金額により、リース期間にわたって期間按分により認識しております。

オペレーティング・リース（ファイナンス・リース以外のリース契約）の場合、支払リース料は貸手から受領したインセンティブ控除後の金額について、リース期間にわたって定額法により連結損益計算書に認識しております。

(10) 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を返済するために経済的便益をもつ資源が流出する可能性が高く、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。

将来の支出が12ヶ月を超え、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、引当金は当該負債に特有のリスクを反映した割引率を使用して、現在価値に割り引いております。時の経過による引当金の増加は、每期連結損益計算書の金融費用に計上しております。

(11) 収益認識

収益は、通常の営業過程において物品の販売から受領する対価の公正価値から販売関連の税金を控除した金額で測定しております。収益の認識は以下に行われます。

店舗収益

店舗収益は、店舗において顧客に料理を提供し、関連する債権の回収可能性が合理的に保証された場合に認識しております。

受取利息

受取利息は、実効金利法により認識しております。金融債権に減損が生じた場合、当社グループは、帳簿価額を回収可能価額（当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フロー）まで減額し、引き続き時の経過による資産の増加を受取利息として認識しております。

(12) 従業員給付

退職給付

韓国の連結子会社を除き、当社グループには従業員退職給付制度がありません。韓国の連結子会社は確定拠出制度を採用しております。確定拠出型の退職給付に関する費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

短期従業員給付

短期従業員給付は、役務が提供された期に費用計上しております。賞与及び有給休暇費用については、当社グループが従業員から過去に提供された労働の対価として支払う現在の法的又は推定的債務を有しており、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、その見積られた額を負債として計上しております。

(13) 借入コスト

意図した用途又は売却が可能となるまでに相当の期間を要する資産である適格資産の取得、建設又は製造に直接起因する借入コストは、意図した用途又は売却が可能となるまで、当該資産の取得原価に含めております。その他の借入コストは、発生した期間の連結損益計算書に全額費用として認識しております。

(14) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(15) 株式に基づく報酬

当社グループは持分決済型株式報酬制度を設けており、取締役及び従業員に対し、当社グループの持分金融商品（オプション）を付与しております。オプションの付与日における公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しております。付与されたオプションの公正価値は、付与日から権利確定期間にわたり費用及び資本の増加として認識しております。

(16) 金融商品

デリバティブ以外の金融資産

当社グループはデリバティブ以外の金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産、貸付金及び債権、満期保有投資及び売却可能金融資産のカテゴリーに分類しております。この分類は、各金融商品が取得された目的により決定しております。経営幹部は、当初認識時に金融商品の分類を定め、毎決算日にその分類を見直しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、売買目的で保有する金融資産及び当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として指定した金融資産を、当カテゴリーに分類しております。金融資産は、主に短期売却の目的で取得された、又は、経営者がそのように指定した場合に当カテゴリーに分類しております。当カテゴリーの資産は、公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は純損益として認識しております。当該金融資産は、売却目的で保有される場合、又は期末日から12ヶ月以内に売却されることが予想される場合、流動資産となります。当社グループは現在、当カテゴリーの金融商品を保有しておりません。

(b) 貸付金及び債権

貸付金及び債権は、支払額が固定又は決定可能であり、活発な市場で取引されていないデリバティブ以外の金融資産であり、当社グループが金銭、財貨又は役務を直接相手先に提供し、当該債権を売却する意図がない場合に発生します。貸付金及び債権は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定し、実効金利法による償却額は純損益で認識しております。これらの債権は、減損の客観的証拠が存在する場合に、当該資産の帳簿価額と実効金利で割り引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額を減損損失とし、連結損益計算書で認識しております。当該金融資産は、満期が期末日から12ヶ月を超えるものを除き、流動資産に含めております。貸付金及び債権は、連結財政状態計算書上、主に営業債権及びその他の債権と敷金及び保証金に計上しております。

(c) 満期保有投資

満期保有投資は、支払額が固定又は決定可能であり、満期を有するデリバティブ以外の金融資産であり、当社グループが満期まで保有する意図と能力を有するものであります。満期保有投資は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定し、実効金利法による償却額は純損益で認識しております。当社グループは現在、当カテゴリーの金融商品を保有しておりません。

(d) 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、他のカテゴリーに分類されないデリバティブ以外の金融資産又は当初認識時に当社グループが売却可能に指定した金融資産であり、期末日から12ヶ月以内に処分する予定ではない限り、非流動資産に計上しております。売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。当社グループは現在、売却可能金融資産を保有しておりません。

金融資産は、取引日、すなわち当該資産の購入及び売却の約定日に認識しております。また金融資産は、そこから得られるキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、又は、譲渡され、当社グループが実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で認識中止となります。

デリバティブ以外の金融負債

金融負債は、当社グループが金融商品の契約条項の当事者になった時点で認識しております。金融負債は、債務が免除、取消し又は失効した時点で認識中止となります。これらの金融負債は、支払期限が期末日から12ヶ月以内に到来する場合は流動負債に分類し、そうでない場合は非流動負債に分類しております。当該金融負債は主に、連結財政状態計算書の営業債務及びその他の債務と借入金から構成されます。

当該金融負債は、公正価値で当初認識し、その後、償却原価で測定しております。実効金利法に基づく償却及び認識中止に係る損益は、連結損益計算書の損益に計上しております。

デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは、当初契約締結日における公正価値で認識し、その後、期末日の公正価値で測定しております。再測定の結果生じる損益の認識方法は、デリバティブがヘッジ手段に指定されているか、また指定されている場合は、ヘッジ対象の性質及びヘッジの有効性により決定しております。当社グループは特定のデリバティブを、認識されている資産若しくは負債、又は発生可能性が非常に高い予定取引から生じるキャッシュ・フローの変動リスクのヘッジ手段に指定しております(キャッシュ・フロー・ヘッジ)。

当社グループは、ヘッジ会計を適用するために、ヘッジの開始時点において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略に関する公式な指定及び文書化を行っております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たす有効なデリバティブの公正価値の変動は、その他の包括利益で認識し、その累計額をその他の資本の構成要素に計上しております。非有効部分に関する損益は、連結損益計算書に即時認識しております。

その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を及ぼす期に組替調整額として純損益に振り替えております。

公正価値の測定

活発な市場で取引されている金融商品の公正価値は、期末日現在の市場価格に基づいております。

活発な市場で取引されていない金融商品の公正価値は、評価技法を用いて測定しております。当社グループは、種々の手法を用い、期末日における市場価格に基づく仮定を行っております。

金利スワップの公正価値は、将来キャッシュ・フローの現在価値として計算しております。

金融負債の公正価値は、保有する金融商品と同様の利率を用いて将来の契約上のキャッシュ・フローを割り引いて計算しております。

4. 重要な会計上の見積りと判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、連結財務諸表の報告日の資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす見積りや仮定を用いることが必要となります。これらの見積りや仮定は、過去の経験や経営幹部が知り得る限りの情報に基づいて設定しておりますが、実際の結果と最終的に異なる可能性があります。見積りと仮定は継続して見直しております。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある見積りと仮定は、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損において用いられます。当社グループで認識されているのれんは非償却であり、またブランドは事業が継続する限り存在すると予想されるため耐用年数を確定できず、償却していないことから、毎第4四半期会計期間中又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っております。当該減損テストでは、資金生成単位における売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額として測定しております。当該売却費用控除後の公正価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産に係る減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。のれんの帳簿価額は注記「12. のれん」、耐用年数が確定できない無形資産の帳簿価額は注記「13. 無形資産」、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損の内容は注記「14. 資産の減損」をそれぞれご参照ください。

上記のほか、連結財務諸表上で認識する金額に重要な影響を与える会計方針の適用に際して行う見積り及び判断に関する情報は、以下の注記に含まれております。

- ・法人所得税（注記「15. 法人所得税」）
- ・ファイナンス・リース契約における資産を含む有形固定資産及び無形資産の耐用年数（上記及び注記「3. 重要な会計方針 (5) 有形固定資産及び(6) 無形資産」を参照）
- ・法的債務及び推定的債務から発生する資産除去債務（注記「21. 引当金」）
- ・敷金及び保証金の評価（注記「34. 金融商品」及び「35. 公正価値測定」）

5. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は検討中であります。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年9月期	金融資産及び金融負債の分類及び測定、減損並びにヘッジ会計に関する改訂
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年9月期	収益認識に関する会計処理の改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年9月期	リース取引の認識に関する会計処理の改訂

IFRS第16号は、借手のリースについて、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、リース期間にわたり原資産を使用する権利である使用権資産とリース料の支払義務であるリース負債をそれぞれ認識することを要求しています。ただし、短期リース又は少額リースである場合は、当該基準の要求を適用しないことを選択できます。使用権資産とリース負債を認識した後は、使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る金利費用が計上されます。

6. セグメント情報

(1) セグメント収益及び業績

当社グループは、すし事業の単一セグメントのみとなるため、事業分野ごとの収益、損益及びその他項目の記載を省略しております。

(2) 製品及びサービス別に関する情報

当社グループは単一の製品及びサービスを販売しているため、製品及びサービス別の売上収益の記載を省略しております。

(3) 地域別に関する情報

外部顧客からの国内売上収益が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しております。

また、日本国内の非流動資産の帳簿価額は、連結財政状態計算書の非流動資産の大部分を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しております。

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループの売上収益の10%以上を占める単一の外部顧客は存在しないため、記載を省略しております。

7. 企業結合

前連結会計年度（自 2015年10月1日 至 2016年9月30日）

CEI US Holdings Corporation（現Sushiro U.S. Holdings Inc.）の取得

(1) 企業結合の概要

当社は2016年4月21日（以下「企業結合日」という。）に、親会社であるConsumer Equity Investments Limitedから、米国において寿司関連の和食レストランを展開するCEI US Holdings Corporation（以下「CEI US社」という。）の全株式（議決権比率100%）を取得いたしました。当該企業結合は共通支配下の企業結合に該当するため、帳簿価額に基づき会計処理しております。

(2) 企業結合の対価

当社はCEI US社の全株式を現金4.5百万USドル（492百万円）で取得しております。

(3) CEI US社の資産及び負債

企業結合日におけるCEI US社の資産及び負債の帳簿価額は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	137
その他	17
非流動資産	
有形固定資産	170
その他	112
資産合計	437
流動負債	
営業債務及びその他の債務	75
その他	16
非流動負債	54
負債合計	145
為替換算差額	15
資産及び負債合計（純額）	276
企業結合の対価（(2)参照）	492
差額（注）	215

（注）当該差額は、連結財政状態計算書において資本剰余金から直接控除しております。

(4) 取得関連費用

取得関連費用は6百万円であり、連結損益計算書の「その他の費用」に含めております。

(5) グループ業績への企業結合による影響

当連結会計年度の連結損益計算書に含まれる企業結合日以降のCEI US社の売上収益及び当期純損失は、それぞれ167百万円、670百万円であります。

当該企業結合が当期首(2015年10月1日)に行われたと仮定した場合の当社グループの売上収益及び当期利益は、それぞれ147,901百万円、2,901百万円であります(非監査情報)。なお、CEI US社が運営しておりました全店舗(2店舗)の閉鎖及び当該店舗の運営会社の解散については、2016年9月30日時点で決定しております。閉鎖等に係る損失については、注記「28. その他の費用」を参照ください。

当連結会計年度(自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
銀行預金及び手許現金	8,149	8,538
合計	8,149	8,538

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
売掛金	761	1,071
未収入金	148	143
合計	909	1,214
流動	909	1,214
非流動	-	-
合計	909	1,214

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
食材	950	1,025
貯蔵品	148	149
合計	1,098	1,174

(注) 1. 棚卸資産の取得原価のうち、当連結会計年度において費用として認識され、売上原価に含まれている金額は前連結会計年度が72,008百万円、当連結会計年度が75,444百万円であり、評価減を実施した棚卸資産はありません。

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書に計上された、過年度の棚卸資産評価減の戻入はありません。

11. 有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	建設仮勘定	合計
2015年10月1日残高	14,870	3,333	1,976	26	8,096	189	28,491
企業結合による取得	72	-	26	-	12	60	170
取得	61	-	239	4	1,159	4,044	5,508
売却又は処分	117	1	241	0	549	-	907
振替	1,964	394	131	-	868	3,975	617
外貨換算差額	41	-	3	-	13	4	61
2016年9月30日残高	16,809	3,727	2,128	30	9,574	314	32,583
取得	81	-	-	8	1,148	5,425	6,662
売却又は処分	421	18	196	1	505	-	1,141
振替	2,269	428	482	-	1,479	5,381	722
外貨換算差額	42	-	3	-	12	-	57
2017年9月30日残高	18,780	4,137	2,417	38	11,708	358	37,438

(単位：百万円)

減価償却累計額及び減損損失累計額	建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	建設仮勘定	合計
2015年10月1日残高	4,446	1,357	1,040	9	3,657	-	10,509
減価償却費	1,263	310	340	6	1,456	-	3,374
減損損失	409	24	33	-	62	-	527
減損損失の戻入	130	16	6	-	8	-	159
売却又は処分	115	1	236	0	534	-	887
外貨換算差額	32	-	1	-	10	-	43
2016年9月30日残高	5,840	1,673	1,171	15	4,623	-	13,322
減価償却費	1,343	326	280	6	1,707	-	3,662
減損損失	270	53	14	-	37	-	373
減損損失の戻入	19	2	0	-	1	-	22
売却又は処分	419	18	194	1	487	-	1,119
外貨換算差額	39	-	3	-	11	-	53
2017年9月30日残高	7,054	2,032	1,273	20	5,890	-	16,269

(単位：百万円)

帳簿価額	建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	建設仮勘定	合計
2015年10月1日残高	10,424	1,977	936	17	4,439	189	17,982
2016年9月30日残高	10,969	2,053	958	15	4,952	314	19,262
2017年9月30日残高	11,726	2,105	1,144	18	5,818	358	21,169

(注) 1. 建物、機械装置、車両運搬具及び工具器具備品の帳簿価額には、ファイナンス・リースによるものが前連結会計年度においてそれぞれ11百万円、504百万円、15百万円及び2,402百万円、当連結会計年度においてそれぞれ6百万円、350百万円、18百万円及び2,654百万円含まれております。

2. 取得にはファイナンス・リースによる増加が、前連結会計年度において1,367百万円、当連結会計年度において1,120百万円含まれております。

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度において、有形固定資産の取得原価に含まれる借入コストは存在しておりません。

4.有形固定資産の減損及び減損損失の戻入は注記「14.資産の減損」に開示しております。

12. のれん

のれんの取得原価及び減損損失累計額の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
取得原価		
期首残高	30,371	30,371
企業結合	-	-
期末残高	30,371	30,371
減損損失累計額		
期首残高	-	-
減損損失	-	-
期末残高	-	-
帳簿価額		
期首残高	30,371	30,371
期末残高	30,371	30,371

(注) のれんの減損は注記「14.資産の減損」に開示しております。

13. 無形資産

無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	ブランド	ソフトウェア	その他	合計
2015年10月1日残高	53,596	956	249	54,800
取得	-	196	418	614
売却又は処分	-	-	-	-
外貨換算差額	-	3	-	3
その他	-	-	234	234
2016年9月30日残高	53,596	1,149	433	55,177
取得	-	359	271	631
売却又は処分	-	-	-	-
外貨換算差額	-	2	-	2
その他	-	-	395	395
2017年9月30日残高	53,596	1,510	309	55,415

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	ブランド	ソフトウェア	その他	合計
2015年10月1日残高	-	329	34	363
償却費	-	205	12	217
減損損失	-	42	1	43
減損損失の戻入	-	-	1	1
外貨換算差額	-	2	-	2
2016年9月30日残高	-	574	46	620
償却費	-	230	13	242
減損損失	-	-	1	1
減損損失の戻入	-	-	0	0
外貨換算差額	-	2	-	2
2017年9月30日残高	-	805	60	865

(単位：百万円)

帳簿価額	ブランド	ソフトウェア	その他	合計
2015年10月1日残高	53,596	627	214	54,437
2016年9月30日残高	53,596	575	387	54,558
2017年9月30日残高	53,596	705	249	54,550

(注) 1. 耐用年数を確定できる無形資産は、その耐用年数にわたり定額法で償却されます。無形資産の償却費は、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に計上しております。

2. ブランドは耐用年数が確定できないため、償却の対象にはなりません。当該ブランドはCEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローに対して行った企業結合により認識されたもので、事業が継続する限り存続すると予測されるため、ブランドの耐用年数を確定できないと判断しております。無形資産の減損は注記「14. 資産の減損」に開示しております。

14. 資産の減損

(1) 事業資産の減損

当社グループが、業績が悪化している店舗について連結損益計算書に計上している減損損失は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
建物	409	270
構築物	24	53
機械装置	33	14
工具器具備品	62	37
その他	43	1
合計	570	375

(注) 1. すべての減損損失は事業資産から生じたものであり、連結損益計算書のその他の費用に含まれます。

2. 各店舗を資金生成単位として、事業資産の減損テストを実施しております。今後使用する予定のない遊休資産は、独立した資金生成単位として減損テストを実施しております。
3. これら資産の回収可能価額(前連結会計年度291百万円、当連結会計年度428百万円)は、前連結会計年度及び当連結会計年度においては7.0%の割引率を用いた使用価値に基づいております。
4. 減損損失を認識した店舗は、前連結会計年度13店舗(閉鎖されたSushiro U.S. Holdings Inc.の2店舗を含む)、当連結会計年度15店舗であります。

(2) 事業資産の減損の戻入

業績が改善している店舗について、当社グループが連結損益計算書に計上している減損損失の戻入は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
建物	130	19
構築物	16	2
機械装置	6	0
工具器具備品	8	1
その他	1	0
合計	161	22

(注) 1. 減損損失の戻入はすべて、連結損益計算書のその他の収益に含まれます。

2. 各店舗を資金生成単位として、減損損失の戻入の検討を実施しております。遊休資産は、独立した資金生成単位として減損損失の戻入の検討を実施しております。
3. これら資産の回収可能価額(前連結会計年度887百万円、当連結会計年度40百万円)は、前連結会計年度及び当連結会計年度においては7.0%の割引率を用いた使用価値に基づいております。
4. 減損損失の戻入を認識した店舗は、前連結会計年度6店舗、当連結会計年度2店舗であります。

(3) 企業結合により取得した資産の減損

当社グループで認識されているのれん及び耐用年数を確定できないブランドは、CEILジャパン株式会社が前株式会社あきんどスシローに対して行った企業結合により認識されたものであり、当該のれん及び耐用年数を確定できないブランドは注記「1. 報告企業」に記載のとおり、CEILジャパン株式会社と前株式会社あきんどスシローの合併により、合併後会社に引き継がれております。当社グループには事業セグメントが1つしかなく、取得により生じるシナジー効果及びブランドの効果は当該セグメントとしての資金生成単位グループ全体から生じるため、当該のれん及び耐用年数を確定できないブランドは、減損テストの実施にあたり、当該資金生成単位グループ全体に配分されております。

当該資金生成単位の回収可能価額は、使用価値に基づいて算定しております。使用価値は、過去のデータを反映し経営者が承認した翌連結会計年度の事業計画を基礎とし、その後の長期成長率を0%と仮定して計算した将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。割引計算に際しては、加重平均資本コストに基づく税引前の割引率を使用しており、前連結会計年度及び当連結会計年度においては7.0%としております。

前連結会計年度末において回収可能価額は、のれん及び耐用年数を確定できないブランドが含まれる資金生成単位グループの資産の帳簿価額を64,048百万円上回っていますが、税引前割引率が4.7%上昇した場合、又は、各期の将来の見積キャッシュ・フローが42.8%減少した場合、回収可能価額と帳簿価額が等しくなります。

当連結会計年度末において回収可能価額は、のれん及び耐用年数を確定できないブランドが含まれる資金生成単位グループの資産の帳簿価額を91,798百万円上回っていますが、税引前割引率が6.5%上昇した場合、又は、各期の将来の見積キャッシュ・フローが51.1%減少した場合、回収可能価額と帳簿価額が等しくなります。

15. 法人所得税

連結損益計算書に計上されている法人所得税は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
当期法人所得税	2,256	2,894
繰延法人所得税	728	845
合計	1,528	2,049

(注) 繰延税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴う当連結会計年度における繰延税金費用の減少額は790百万円です。

その他の包括利益に直接計上されている法人所得税は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分	-	24
合計	-	24

(注) 上記の内容は、当期法人所得税です。

法定実効税率と平均実際負担税率の調整は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
	%	%
法定実効税率	34.8	34.3
永久に損金(益金)に算入されない項目	1.8	0.9
税率変更の影響	8.6	-
未認識の繰延税金資産	11.2	6.5
税額控除	7.0	5.4
その他	0.3	0.6
平均実際負担税率	32.6	22.8

連結財政状態計算書上の繰延税金資産及び繰延税金負債は以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
繰延税金資産	1,324	2,138
繰延税金負債	19,273	19,242
繰延税金負債純額	17,950	17,104

当社グループの繰延税金資産及び繰延税金負債の増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2015年10月1日 至 2016年9月30日）

（単位：百万円）

	2015年10月1日	純損益を通じて認識	その他の包括利益において認識	2016年9月30日
繰延税金資産				
有形固定資産	217	8	-	226
資産除去債務	204	9	-	213
未払事業税	61	120	-	181
賞与引当金	256	102	-	359
繰越欠損金	43	43	-	-
その他	273	73	-	346
合計	1,055	269	-	1,324
繰延税金負債				
ブランド	18,673	402	-	18,271
有形固定資産	1,069	70	-	999
その他	0	3	-	3
合計	19,742	469	-	19,273

当連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

（単位：百万円）

	2016年10月1日	純損益を通じて認識	その他の包括利益において認識	2017年9月30日
繰延税金資産				
有形固定資産	226	528	-	754
資産除去債務	213	152	-	364
未払事業税	181	2	-	183
賞与引当金	359	30	-	328
その他	346	163	-	509
合計	1,324	814	-	2,138
繰延税金負債				
ブランド	18,271	-	-	18,271
有形固定資産	999	28	-	971
その他	3	3	-	0
合計	19,273	31	-	19,242

繰延税金資産を認識していない一時差異は、当連結会計年度末において578百万円（前連結会計年度末：2,598百万円）であります。当社グループは、日本国内において連結納税制度を適用しておりますが、当該一時差異には同制度の適用外である地方税（住民税及び事業税）に係る繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異を含めておりません。地方税にかかる将来減算一時差異の金額は、当連結会計年度末において391百万円（前連結会計年度：431百万円）であります。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金は、当連結会計年度末において2,764百万円（前連結会計年度末：2,405百万円）であり、主に海外子会社で発生したものであります。また、その失効予定は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
5年以内	33	255
6年目	204	244
7年目	226	245
8年目	227	217
9年目	202	123
10年目以降	1,513	1,679
合計	2,405	2,764

上記には連結納税制度の適用外である地方税（住民税及び事業税）にかかる繰延税金資産を認識していない繰越欠損金を含めておりません。地方税にかかる繰越欠損金の金額は、当連結会計年度末において2,907百万円（前連結会計年度末：1,874百万円）であります。なお、地方税にかかる繰越欠損金の期限切れは9年であります。

16. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
買掛金	10,953	10,945
未払金	5,896	5,775
合計	16,849	16,719
流動	16,849	16,719
非流動	-	-
合計	16,849	16,719

17. 借入金

当社グループの借入金の満期（割引前）は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
1年以内	4,503	4,168
1年超2年以内	4,168	4,168
2年超3年以内	4,168	4,168
3年超4年以内	4,168	36,741
4年超5年以内	36,741	-
合計	53,748	49,245

借入金の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金利	満期	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
ファシリティA実行分	3ヶ月TIBOR + 0.2%	2021年3月31日	18,562	14,466
ファシリティB実行分	3ヶ月TIBOR + 0.25%	2021年3月31日	34,654	34,395
合計	-	-	53,216	48,861
流動	-	-	4,355	4,114
非流動	-	-	48,861	44,747
合計	-	-	53,216	48,861

当社グループは、2016年9月30日に、従前の借入に対してファシリティ契約を通じて借換えを行っております。なお、当社は上場基準を満たしたため、2017年3月8日に当該ファシリティ契約の変更を行っておりません。

2016年9月27日付ファシリティ契約の借入枠及び返済期限は以下のとおりであります。

借入枠

ファシリティA借入枠 187億48百万円

ファシリティB借入枠 350億円

リボルビングファシリティ借入枠 50億円

返済期限

ファシリティA：2016年12月30日より3ヶ月ごとに返済（最終返済日2021年3月31日）

ファシリティB：最終返済日（2021年3月31日）に一括返済

リボルビングファシリティ：利息期間（2週間、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月のいずれかを選択）の最終日に返済。ただし、一定の条件を満たせば、当該元本はさらにロールオーバーが可能。

主な借入人の義務

イ．借入人の決算書類、予算書等を提出する義務

ロ．本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく企業結合、会社分割、合併、連結又は会社再編を行わないこと

ハ．本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと

ニ．本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく資産の売却、賃貸、移転その他の処分を行わないこと

ホ．本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく金融債務に関して債権者となつてはならないこと

へ. 財務制限条項を遵守すること

財務制限条項の内容は以下のとおりであります。各指標は日本基準に基づき計算されます。

- ・ Debt Cover比率（関連対象期間末日の連結純負債 / 関連対象期間のEBITDA）が、以下の表の割合を超えないこと。

関連対象期間	割合
2016年12月31日に終了する関連対象期間	5.10:1
2017年3月31日に終了する関連対象期間	5.10:1
2017年6月30日に終了する関連対象期間	5.00:1
2017年9月30日に終了する関連対象期間	4.60:1
2017年12月31日に終了する関連対象期間	4.60:1
2018年3月31日に終了する関連対象期間	4.50:1
2018年6月30日に終了する関連対象期間	4.40:1
2018年9月30日に終了する関連対象期間	4.00:1
2018年12月31日に終了する関連対象期間	4.00:1
2019年3月31日に終了する関連対象期間	3.90:1
2019年6月30日に終了する関連対象期間	3.80:1
2019年9月30日に終了する関連対象期間	3.50:1
2019年12月31日に終了する関連対象期間	3.40:1
2020年3月31日に終了する関連対象期間	3.30:1
2020年6月30日に終了する関連対象期間	3.20:1
2020年9月30日に終了する関連対象期間	2.80:1
2020年12月31日に終了する関連対象期間	2.70:1

- ・ 日本グループの連結純利益が2期連続してマイナスとならないこと。
- ・ 日本グループの資本的支出が2017年9月30日に終了する会計年度において、6,220百万円を超えないこと。
- ・ 連結純資産が4,000百万円を下回らないこと。

ト. 配当制限条項を遵守すること

(注) 2017年3月8日付の主な変更内容は以下のとおりであります。

以下の項目については、撤廃されております。

- ロ. 本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく企業結合、会社分割、合併、連結又は会社再編を行わないこと
- ニ. 本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく資産の売却、賃貸、移転その他の処分を行わないこと
- ホ. 本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく金融債務に関して債権者となってはならないこと

ト. 配当制限条項を遵守すること

以下の項目については、下記のとおり変更されております。

イ. 借入人の決算書類を提出する義務

へ. 財務制限条項を遵守すること

財務制限条項の内容は以下のとおりであります。各指標はIFRSに基づき計算されます。なお、当社グループは当連結会計年度末において当該財務制限条項を遵守しております。

- ・ 日本グループの連結純利益が2期連続してマイナスとならないこと。
- ・ 連結純資産が4,000百万円を下回らないこと。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における未使用の借入枠は、5,000百万円であります。

18. 担保資産

担保に供している資産の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
現金及び現金同等物(注)2	7,106	-
関係会社短期貸付金(注)1、2	4,168	-
有形固定資産(注)2	1,466	-
関係会社株式(注)1、2	33,891	-
関係会社長期貸付金(注)1、2	24,580	-
合計	71,210	-

(注)1. 上記の関係会社短期貸付金、関係会社株式及び関係会社長期貸付金は連結財務諸表上、相殺消去しております。

2. 上記の資産の担保権については、株式会社東京証券取引所への上場予備申請時及び上場承認時にすべて解除されております。

担保付債務は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
借入金(1年以内返済予定)	4,355	-
借入金(長期)	48,861	-
合計	53,216	-

19. ファイナンス・リース

当社グループは、注記「11. 有形固定資産」に開示されている特定の有形固定資産についてファイナンス・リース契約を締結しております。これらのリースは、更新権はあるものの、購入選択権やエスカレーション条項はありません。

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低支払リース料総額の合計及びそれらの現在価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	最低支払リース料総額		最低支払リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
1年以内	998	1,198	928	1,157
1年超5年以内	2,357	2,234	2,291	2,198
5年超	-	-	-	-
合計	3,355	3,432	3,219	3,355
将来財務費用	136	77	-	-
リース債務の現在価値	3,219	3,355	3,219	3,355

20. その他の金融資産及び金融負債

その他の金融資産及び金融負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
その他の金融資産		
貸付金及び債権		
預け金	226	239
その他	76	2
公正価値で測定される金融資産		
デリバティブ資産	-	51
合計	302	292
流動	229	241
非流動	73	51
合計	302	292

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
その他の金融負債		
償却原価で測定される金融負債		
リース債務	3,219	3,355
預り金	355	606
その他	360	291
公正価値で測定される金融負債		
デリバティブ負債	111	-
合計	4,045	4,251
流動	1,334	1,763
非流動	2,712	2,489
合計	4,045	4,251

預り保証金の満期は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
1年以内	12	7
1年超2年以内	7	19
2年超3年以内	19	6
3年超4年以内	6	6
4年超5年以内	6	6
5年超	30	29
合計	81	74

21. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2015年10月1日 至 2016年9月30日）

（単位：百万円）

	資産除去債務	その他	合計
2015年10月1日	1,471	785	2,256
期中増加額	135	1,137	1,272
割引計算の期間利息費用	15	-	15
期中減少額（目的使用）	7	732	739
期中減少額（戻入）	7	1	7
その他	-	0	0
2016年9月30日	1,607	1,189	2,797
流動	451	1,149	1,600
非流動	1,156	41	1,197
合計	1,607	1,189	2,797

当連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

（単位：百万円）

	資産除去債務	その他	合計
2016年10月1日	1,607	1,189	2,797
期中増加額	138	1,052	1,190
割引計算の期間利息費用	15	-	15
期中減少額（目的使用）	15	1,157	1,172
科目振替	-	6	6
その他	-	0	0
2017年9月30日	1,745	1,080	2,825
流動	146	1,033	1,179
非流動	1,599	47	1,646
合計	1,745	1,080	2,825

資産除去債務は、店舗等の不動産賃貸借契約終了時における賃借物件の造作や設備の解体費に関連するものです。債務額は、賃借物件の造作や設備の耐用年数を考慮に入れて決定した使用見込期間（主に10～20年）といった要素に基づいて見積計上しております。債務の計算に用いられる割引率は、耐用年数に応じた国債の利回りです（主に0.026%～2.057%）。

その他には賞与引当金等が含まれております。

22. その他の資産及び負債

その他の資産及び負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
その他の資産		
前払費用	1,246	1,279
その他	9	5
合計	1,256	1,283
流動	750	807
非流動	505	476
合計	1,256	1,283

(注) 前払費用は、主として敷金及び保証金の償却原価と支払額の差額であります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
その他の負債		
前受金	136	101
未払費用	187	150
未払消費税等	1,196	1,326
未払有給休暇	280	389
その他	3	7
合計	1,802	1,973
流動	1,718	1,920
非流動	84	54
合計	1,802	1,973

23. 資本金及び剰余金

(1) 授権株式数及び発行済株式数

授権株式及び発行済株式は、以下のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
授権株式数(無額面普通株式)	5,000,000,000,000	109,000,000
発行済株式数(無額面普通株式)	41,200,762,837	27,458,920
自己株式	25,000,000,000	62

	株数(株)	資本金(百万円)	資本剰余金(百万円)
全額払込済みの発行済み普通株式：			
2015年10月1日現在	41,200,762,837	100	42,318
企業結合による変動	-	-	215
2016年9月30日現在	41,200,762,837	100	42,103
自己株式の消却	25,000,000,000	-	25,028
株式併合	16,173,303,917	-	-
欠損填補	-	-	3,502
2017年9月30日現在	27,458,920	100	13,573

(注) 1. 2016年12月15日開催の定時株主総会において、定款一部変更に係る議案が承認されております。

これにより、効力発生日(2017年1月19日)をもって、発行可能株式数は4,999,891,000,000株減少し、109,000,000株となっております。

2. 当社は2015年12月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、株主から25,000,000,000株の自己株式を取得いたしました。当該自己株式の1株当たりの取得金額は、財務及び資本管理戦略の一環として、2015年3月31日の株式移転で用いられた価格とほぼ同額の1円となっております。

3. 当社は2016年12月15日を効力発生日として、自己株式の消却を行っており、同年12月22日付で普通株式590株を1株に株式併合しております。これにより、発行済株式総数は41,173,303,917株減少し、27,458,920株となっております。

(2) 資本構造

当社グループの資本構造は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
負債合計	97,498	93,762
現金及び現金同等物	8,149	8,538
純負債	89,349	85,224
資本合計	24,858	31,800

当社グループは、現在及び将来の事業活動のために適切な水準の資産、負債及び資本を維持することに加え、事業活動における資本効率の最適化を図り、財務体質を向上させるという方針のもと、資本を管理しております。経営幹部は、当社グループの資本管理において、親会社所有者帰属持分比率を一定の指標として評価しており、前連結会計年度及び当連結会計年度における当該比率はそれぞれ20.0%及び25.0%となっております。

(3) 剰余金

資本剰余金

日本における会社法（以下「会社法」という。）では、株式の発行に対して払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。

資本剰余金の増減には、共通支配下の企業結合による影響が含まれております（注記「7. 企業結合」を参照）。

利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本剰余金に含まれている資本準備金及び利益剰余金に含まれている利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができるとされております。利益剰余金は未処分留保利益から構成されております。

24. その他の資本の構成要素

(単位：百万円)

	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分	新株予約権	合計
2015年10月1日	16	-	205	189
在外営業活動体の換算差額	64	-	-	64
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分				
当期発生額	-	60	-	60
連結損益計算書への組替調整額	-	60	-	60
株式に基づく報酬取引	-	-	212	212
2016年9月30日	48	-	416	465
在外営業活動体の換算差額	75	-	-	75
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分				
当期発生額	-	108	-	108
連結損益計算書への組替調整額	-	10	-	10
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る当期法人所得税（注記15）	-	24	-	24
株式に基づく報酬取引	-	-	14	14
2017年9月30日	27	74	402	450

その他の資本の構成要素の内容及び目的は以下のとおりであります。

在外営業活動体の換算差額

外貨建てで作成された在外子会社の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値に係る純変動の有効部分

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブ取引の公正価値に係る変動額のうち有効な部分であります。

新株予約権

ストック・オプション制度に係る株式に基づく報酬取引であります（注記「33. 株式に基づく報酬」を参照）。

25. 自己株式

前連結会計年度（自 2015年10月1日 至 2016年9月30日）

	株数（株）	株式資本（百万円）
2015年10月1日現在	-	-
取得による増加（注）1	25,000,000,000	25,028
2016年9月30日現在	25,000,000,000	25,028

当連結会計年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

	株数（株）	株式資本（百万円）
2016年10月1日現在	25,000,000,000	25,028
消却による減少（注）2	25,000,000,000	25,028
取得による増加（注）3	62	0
2017年9月30日現在	62	0

（注）1．当社は2015年12月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、株主から25,000,000,000株の自己株式を取得いたしました。当該自己株式の1株当たりの取得金額は、財務及び資本管理戦略の一環として、2015年3月31日の株式移転で用いられた価格とほぼ同額の1円となっております。当該取得に伴い、前連結会計年度において、25,000百万円の借入（金利3ヶ月TIBOR+2.0%、満期2021年3月31日）を実行しております。

2．当社は2016年12月15日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式25,000,000,000株の消却を行っております。

3．当社は2017年4月20日開催の取締役会決議により、また単元未満株式の買取請求により、単元未満株式を取得しております。

26. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2015年10月1日 至 2016年9月30日）	当連結会計年度 （自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）
従業員給付費用	41,822	44,250
地代家賃	6,882	7,362
減価償却費及び償却費	3,591	3,850
水道光熱費	3,582	3,867
その他	11,224	11,647
合計	67,102	70,976

27. その他の収益

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2015年10月1日 至 2016年9月30日）	当連結会計年度 （自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）
減損損失の戻入	161	22
その他	34	97
合計	195	119

28. その他の費用

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
上場関連費用(注)1	253	407
リストラ関連費用(注)2	231	-
減損損失(注)3	570	375
その他	225	62
合計	1,279	844

(注)1. 主な内訳としましては、上場に係る弁護士費用、その他の専門家報酬等が含まれております。

2. 前連結会計年度に認識されたリストラ関連費用は、Sushiro U.S. Holdings Inc.の店舗の閉鎖に係るものであります。当該費用は、詳細な計画が存在し、影響を受ける従業員にその計画を通知したうえで認識しております。当該費用は、リース契約の解約違約金や従業員への解雇給付の支払い見込額など、費用に関する固有のデータに基づき金額を測定しております。

3. 前連結会計年度の減損損失には、Sushiro U.S. Holdings Inc.の店舗(2店舗)の閉鎖に係るものが232百万円含まれております。

29. 従業員給付費用

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
賃金及び給与	37,577	39,739
従業員賞与	1,737	1,622
法定福利費	2,279	2,839
その他	292	51
合計	41,885	44,250

(注)従業員給付費用は販売費及び一般管理費並びにその他の費用に計上されております。本邦の厚生年金保険法に基づく厚生年金保険料の事業主負担分は前連結会計年度が1,199百万円、当連結会計年度が1,591百万円含まれております。また、韓国子会社の確定拠出制度における退職給付費用は前連結会計年度が16百万円、当連結会計年度が18百万円含まれております。

上の表に含まれる、主な経営幹部の報酬は以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
役員報酬	267	239
役員賞与引当金繰入額	90	57
その他	99	40
合計	457	336

(注)主な経営幹部の報酬は、直接又は間接的に当社グループの活動を計画、統制及び指揮する責務を負う主要役員の報酬から構成されております。

30. 金融収益及び金融費用

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
金融収益		
受取利息		
現金及び現金同等物	1	0
敷金及び保証金	62	60
従業員貸付	1	0
デリバティブ評価益	-	64
為替差益	-	80
その他	12	13
合計	76	217
金融費用		
支払利息		
償却原価で測定される金融負債	1,386	407
割引計算の期間利息費用(引当金)	15	15
借換えに伴う債務の消滅に係る費用(注)	1,178	-
コミットメントフィー	136	2
為替差損	97	-
デリバティブ評価損	18	-
その他	63	2
合計	2,893	427

(注) 当社グループは、2016年9月30日に、従前の借入に対してファシリティ契約を通じて借換えを行っております。当該借換えに伴い、従前のファシリティ契約に関連する前払費用の未償却部分1,178百万円は、従前の借入の認識を中止したことにより、新規ファシリティ契約の実行時に一括費用認識しております。

31. 1株当たり利益

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益(百万円)	3,184	6,952
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する普通株主に係る当期利益(百万円)	3,184	6,952
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する普通株主に係る当期利益(百万円)	3,184	6,952
基本的期中平均普通株式数(株)	35,331,477	27,458,891
希薄化後1株当たり当期利益の計算に用いられた普通株式増加数(株)	1,748,247	674,415
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	37,079,724	28,133,305
基本的1株当たり当期利益(円)	90.11	253.16
希薄化後1株当たり当期利益(円)	85.86	247.09
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(普通株式200千株)。	新株予約権4種類(普通株式516千株)。

(注) 当社は、2016年12月22日付で普通株式590株を1株にする株式併合を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

32. 非資金取引

主な非資金取引の内容は以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
ファイナンス・リース取引による資産の取得	1,367	1,120

33. 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型株式報酬制度を設けており、取締役及び従業員に対し、当社グループの持分金融商品（オプション）を付与しております。オプションの付与日における公正価値はブラック・ショールズ・モデルを用いて算定しております。付与されたオプションの公正価値は、付与日から権利確定期間にわたり費用及び資本の増加として認識しております。連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度が235百万円であります。

第1回から第5回までのストック・オプションは、株式会社あきんどスシローが発行したものであります。行使又は消却されていないストック・オプションに係る義務は、株式会社あきんどスシローの単独株式移転により当社を設立した日（2015年3月31日）に、株式会社あきんどスシローから当社に承継されております。

ストック・オプション制度の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権の数 (個)	新株予約権の 目的となる株式数 (株)	付与日	行使期限	1株当たり 行使価格 (円)	権利行使条件
第1回	1,099,841,411	732,602	2012年12月28日	2019年12月27日	1,993.02	(注)1、2
第2回	286,915,151	191,113	2013年2月18日	2019年12月27日	1,993.02	(注)1、2
第3回	76,510,706	50,963	2014年3月31日	2019年12月27日	1,993.02	(注)1、2
第4回	153,021,412	101,927	2014年3月31日	2019年12月27日	1,993.02	(注)1、2
第5回	100,994,080	67,272	2014年4月30日	2019年12月27日	1,993.02	(注)1、2
第6回	191,276,767	127,409	2015年3月31日	2019年12月27日	1,993.02	(注)1、2
第7回	474,239,183	315,890	2015年3月31日	2019年12月27日	3,493.39	(注)1、2
第8回	140,397,081	93,517	2015年3月31日	2019年12月27日	1,993.02	(注)1、2
第9回	200,000,000	133,220	2016年6月20日	2019年12月27日	3,493.39	(注)1、2
第10回	226,854,166	151,050	2016年6月20日	2019年12月27日	1,993.02	(注)1、2
第11回	50,000,000	33,305	2016年9月29日	2019年12月27日	3,493.39	(注)1、2
第12回	50,000,000	33,305	2016年9月29日	2021年9月30日	3,493.39	(注)1、2
第13回	184,773,282	123,018	2016年9月29日	2019年12月27日	1,993.02	(注)1、2

(注)1. 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下のいずれかに該当する場合に限り、本新株予約権を行使できます。

上場した場合

当社所有のあきんどスシロー株式会社について、購入予定者が発行済み普通株式の50%以上を保有することになる所有権の譲渡（又は資産の大部分の売却）に関する拘束力のある契約（条件付きか、そうではないかを問わない）が締結され、かつ、Consumer Equity Investments Limited（以下「CEIL」という。）が本新株予約権者に対して本新株予約権の行使の意思を確認するための通知を行った場合

CEILが所有する当社普通株式について、購入予定者が発行済み普通株式の50%以上を保有することになる所有権の譲渡、又はCEILの支配権の変更に係る拘束力のある契約（条件付きか、そうでないかを問わない）が締結されるか、又はCEILがその企業集団の組織再編のために必要であると判断した場合に、CEIL又は本件売却における売却当事者が、CEIL及び本新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約に従い、本新株予約権者に対してその保有する本新株予約権のすべてを行使することを書面により通知した場合

2. 本新株予約権者は、退職、死亡、破産、懲戒解雇、職務上の義務違反などが生じた場合には、原則として本新株予約権を行使することができません。
3. 2016年12月22日付で普通株式590株を1株に株式併合しております。これにより、新株予約権の目的となる株式数及び1株当たり行使価格は株式併合後の株式数に換算して記載しております。

株式報酬制度における発行済みのストック・オプション数の推移及びその加重平均行使価格は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)		当連結会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	
	1株当たり 加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	1株当たり 加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)
期首未行使残高	2,232	5,055,970	2,307	2,461,768
付与	2,625	474,779	-	-
条件変更	-	3,068,981	-	-
失効	-	-	1,993	307,057
期末未行使残高	2,307	2,461,768	2,352	2,154,711
期末行使可能残高	-	-	2,352	2,154,711

未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度において3.27年、当連結会計年度において2.28年であります。当該ストック・オプションの最大期間は、前連結会計年度において5年、当連結会計年度において4年であります。

前連結会計年度においては、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額を変更しております。当該変更による公正価値の増分はありません。当連結会計年度においてストック・オプションの取消及び条件の変更はありません。

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

前連結会計年度に付与されたオプションの公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて評価しており、評価に用いられた主な基礎データは以下のとおりであります。

	第9回・第10回・ 第13回	第11回・第12回
付与日における株価(円)(注)1	2,749	2,578
権利行使価格(円)	1,993~3,493	3,493
予想ボラティリティ(注)2	32.8~52.6%	24.5~50.5%
オプションの予想残存年数	3.25~3.50年	3.25~5.00年
予想配当	-	-
無リスク利率	0.30~0.21%	0.22~0.17%

(注)1．ストック・オプションの対象株式は付与日時点で非上場株式であるため、対象会社の事業計画に基づく割引キャッシュ・フロー法により評価額を算定しております。

2．当社と類似の上場企業の実績ボラティリティをもとに見積っております。

3．測定日時点の加重平均公正価値は、前連結会計年度に付与された第9回から第13回については235百万円であります。

4．2016年12月22日付で普通株式590株を1株に株式併合しております。これにより、権利行使価格は株式併合後の株式数に換算して記載しております。

34. 金融商品

(1) デリバティブ取引

(a) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

当社グループは、特定の資産及び負債の金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ契約をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しております。当該ヘッジの非有効部分については重要性はありません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)		当連結会計年度 (2017年9月30日)	
	資産	負債	資産	負債
金利スワップ				
キャッシュ・フロー・ヘッジ	-	60	51	-
流動	-	-	-	-
非流動	-	60	51	-
合計	-	60	51	-

金利スワップの公正価値は、期末日における観察可能なデータに基づく見積将来キャッシュ・フローの現在価値で計算しております。

前連結会計年度末現在及び当連結会計年度末現在において、存在する金利スワップ契約の名目元本はそれぞれ25,300百万円及び24,800百万円であります。前連結会計年度末現在及び当連結会計年度末現在の金利スワップの固定金利は、0.015%～0.036%であり、主な変動金利はTIBORであります。

キャッシュ・フローが発生すると見込まれる期間は、ヘッジ対象である借入金と整合しております。

なお、当連結会計年度末において存在する金利スワップ契約は、2016年9月30日に借換えしたファシリティ契約に伴う借入に対して、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されております。

(b) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)		当連結会計年度 (2017年9月30日)	
	資産	負債	資産	負債
金利スワップ	-	51	-	-
流動	-	51	-	-
非流動	-	-	-	-
合計	-	51	-	-

前連結会計年度末現在において、存在する金利スワップ契約の名目元本は16,250百万円であります。前連結会計年度末現在の金利スワップの固定金利は0.453%～0.460%であり、主な変動金利はTIBORであります。

キャッシュ・フローが発生すると見込まれる期間は、前連結会計年度末については1年以内となっております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、為替リスク、信用リスク、流動性リスク、金利リスクといったあらゆる財務リスクにさらされております。当社グループは、特定の方針に基づきこれらのリスクをヘッジしております。

当社グループは、実需に基づく特定の取引から生じるリスクを軽減する目的においてのみ、デリバティブ取引を使用しております。

(a) 為替リスク

当社グループは海外でも事業を展開しており、主に韓国ウォンを初めとする外貨のエクスポージャーから発生する為替リスクにさらされております。為替リスクは、将来の商取引及び計上されている資産や負債から発生します。日本円が韓国ウォンに対して10%の円高になった場合に連結損益計算書の税引前利益は、前連結会計年度が105百万円減少し、当連結会計年度が114百万円減少することになります。

(b) 信用リスク

敷金及び保証金は、テナントのリース契約における敷金及び保証金であり、当該物件の所有者の信用リスクにさらされております。当社グループの開発部は、第三者の信用格付システムに基づいた所有者の信用調査を行って信用リスクを評価し、負債状況の悪化にできるだけ早く気付けるように、相手方の財政状態を定期的にモニタリングすることにより、信用リスクの軽減に努めております。また、営業債権、預け金は、取引先の信用リスクにさらされております。当社は与信管理の規程に基づき、財務経理部を主管部門として重要な取引先の信用状況について把握する体制をとっております。敷金及び保証金、営業債権、預け金の簿価は、これら金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーを示しております。当連結会計年度末現在、期日経過又は減損している金融資産はありません。

敷金及び保証金、営業債権、預け金以外の金融資産は、重要な信用リスクにさらされておられません。

(c) 流動性リスク

堅実な流動性リスク管理方針により、十分な現金及び現金同等物を確保し、借入限度枠の設定により必要な資金を確保しております。事業環境の変化に対応するため、当社グループは、未使用の借入限度枠を十分に確保することにより、柔軟な資金調達を可能とするよう努めております。

(d) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、主に長期借入金から生じます。変動金利の借入金により、当社グループは将来キャッシュ・フローの変動リスクにさらされております。その他の条件がすべて同じである場合、金利が0.1%増加すると、税引前利益が前連結会計年度において28百万円、当連結会計年度において24百万円減少することになります。

当社グループは、変動から固定への金利スワップを用いることによりキャッシュ・フローの金利リスクを管理する方針であります。こうした金利スワップは、借入金を実質的に変動金利から固定金利に転換する効果があります。金利スワップ取引において、当社グループは、想定元本に基づき算定された固定金利と変動金利との差額について、特定の期日に受け渡す契約を相手先との間で締結する方針であります。

(3) 金融商品の公正価値

金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)		当連結会計年度 (2017年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産：				
敷金及び保証金	6,453	6,732	6,969	7,165
公正価値で測定される金融資産：				
デリバティブ資産	-	-	51	51
償却原価で測定される金融負債：				
リース債務	3,219	3,337	3,355	3,415
公正価値で測定される金融負債：				
デリバティブ負債	111	111	-	-

金融資産及び金融負債の公正価値は以下のように算定しております。

(a) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値は、リース期間にわたる将来キャッシュ・フローを、国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて計算しており、レベル3に該当します。

(b) リース債務

リース債務の公正価値は、元利金の合計額を同様のリース取引を新たに行った場合に想定される金利で割り引いた場合の現在価値により算定しており、レベル3に該当します。

(c) デリバティブ

金利スワップ契約の公正価値は、保有する金融商品と同様の利率を用いた将来キャッシュ・フローの現在価値を基礎として計算しており、レベル2に該当します。

35. 公正価値測定

公正価値ヒエラルキー

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルに基づいて決定しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の公表価格

レベル2：資産又は負債に関する直接又は間接的に観察可能なレベル1に含まれる公表価格以外のインプット

レベル3：資産又は負債に関する観測可能でないインプット

前連結会計年度（2016年9月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
敷金及び保証金	-	-	6,732	6,732
合計	-	-	6,732	6,732
負債：				
リース債務	-	-	3,337	3,337
デリバティブ負債				
ヘッジ会計が適用されていない金利スワップ	-	51	-	51
ヘッジ手段として指定された金利スワップ	-	60	-	60
合計	-	111	3,337	3,448

当連結会計年度（2017年9月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
敷金及び保証金	-	-	7,165	7,165
デリバティブ資産：				
ヘッジ手段として指定された金利スワップ	-	51	-	51
合計	-	51	7,165	7,216
負債：				
リース債務	-	-	3,415	3,415
合計	-	-	3,415	3,415

（注）1．経常的に連結財務諸表に計上される資産及び負債について、当社グループは、各報告期間末に分類を再評価することで、ヒエラルキーのレベル間での振替が生じていないかを判断しております。

2．前連結会計年度末及び当連結会計年度末に終了する報告期間中に、公正価値測定レベル1とレベル2間の振替及びレベル3から、又はレベル3への振替はありません。

36. 偶発債務

該当事項はありません。

37. コミットメント

(1) 設備投資契約

期末日現在契約は済んでいるもののまだ発生していない資本的支出は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
有形固定資産	1,627	2,248

(2) オペレーティング・リース契約

解約不能オペレーティング・リースにおける今後の最低支払リース料総額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2016年9月30日)	当連結会計年度 (2017年9月30日)
1年以内	225	226
1年超5年以内	668	721
5年超	251	105
合計	1,144	1,052

(注) 1. 連結損益計算書に計上されたリース料支払額は、前連結会計年度が355百万円(最低支払リース料総額：318百万円、変動リース料：38百万円)、当連結会計年度は379百万円(最低支払リース料総額：333百万円、変動リース料：46百万円)であります。

2. 当社の本社に関するリース契約は、当社がリース期間満了の12ヶ月以上前に貸手に契約終了を通知しない限り、2年ごとに自動更新されます。

38. 関連当事者取引

重要な関係会社については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」を参照してください。

当社と関連当事者との間の取引及び債権債務残高は以下のとおりであります。

前連結会計年度における取引総額及び前連結会計年度末残高

(単位：百万円)

名称	関連当事者との関係	取引	取引金額	債権債務残高
Consumer Equity Investments Limited	親会社(注)7	コンサルティング契約(注)1	118	30
		当社の銀行借入に対する担保(注)2	53,748	-
		自己株式の取得(注)3	24,643	-
		関係会社株式の取得(注)4	492	-
水留浩一	当社代表取締役	資金貸付(注)5	-	73
古瀬洋一郎	当社取締役	自己株式の取得(注)6	36	-
豊崎賢一	当社取締役	自己株式の取得(注)6	153	-
ジョン・ダーキン	当社取締役	自己株式の取得(注)6	12	-

当連結会計年度における取引総額及び当連結会計年度末残高

(単位：百万円)

名称	関連当事者との関係	取引	取引金額	債権債務残高
Consumer Equity Investments Limited	その他の関連当事者 (注)7	コンサルティング契約(注)1	26	-
		債権譲渡(注)5	74	-

(注)1. 契約内容

事業戦略、オペレーション、マーケティング、ファイナンス等に係るアドバイザリーサービスの提供報酬

年間100万ユーロを4分割で3月末日、6月末日、9月末日、12月末日に支払うことになっております。

なお、当コンサルティング契約は2016年12月31日をもってその契約を終了しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針：

Consumer Equity Investments Limitedはアイルランドに所在する法人であり、当社が締結した金銭消費貸借契約上の債務の担保として、保有する当社の株式のすべてを金融機関の担保に供しておりましたが、株式会社東京証券取引所への上場予備申請時に、当該株式の担保権はすべて解除されております。

3. 自己株式の取得については、2015年12月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、取引条件を決定しており、その結果、当社はConsumer Equity Investments Limitedより自己株式を24,642,604千株取得しております(注記「23. 資本金及び剰余金」を参照)。

4. 関係会社株式の取得については、第三者算定機関により算定した価額を参考に協議のうえ、決定しております。

5. 資金貸付については、株式会社あきんどスシローの取締役会(2015年3月31日開催)において承認されております。また、利率は国税庁が定めた2015年の特例基準割合による利率に基づいております。

なお、当該資金貸付は2017年1月18日開催の臨時取締役会の決議に基づき、取引条件を決定し、Consumer Equity Investments Limitedに譲渡しております。

6. 自己株式の取得については、2015年12月2日開催の臨時株主総会の決議に基づき、取引条件を決定しております(注記「23. 資本金及び剰余金」を参照)。

7. 2017年3月30日付の当社株式の東京証券取引所市場第一部への新規上場に伴い、Consumer Equity Investments Limitedが保有していた当社発行済株式の一部売出しが行われたことにより、その保有割合が98.5%から28.9%に減少した結果、Consumer Equity Investments LimitedはIFRSに基づく当社の親会社に該当しないこととなりました。また、2017年9月30日現在、Consumer Equity Investments Limitedはその他の関連当事者に該当してはありましたが、2017年9月29日締結の資本業務提携契約に基づくConsumer Equity Investments Limitedによる株式会社神明に対する当社株式の譲渡により、関連当事者に該当しないこととなります。
8. 経営幹部に対する報酬は注記「29. 従業員給付費用」に開示しております。

39. 後発事象

(新株予約権の権利行使及び資本金の額の減少)

当社が発行いたしました第1回から第6回、第8回から10回、第13回新株予約権につき、2017年11月7日に以下のとおり、行使されております。また、当社は2017年9月29日開催の当社取締役会において、下記のとおり資本金の額の減少について決議しております。

(1) 減資の目的

今回の資本金の額の減少は、当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることが目的であります。なお、資本金の額の減少は、下記「(2) 新株予約権の権利行使」に記載のConsumer Equity Investments Limitedがその保有する当社の新株予約権（以下「本新株予約権」）を行使したことを条件として、下記「(3) 減資の方法」に記載の方法により、当該本新株予約権の行使に基づき行う当社普通株式の発行と同時に実施するものであるため、会社法第447条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施しております。

(2) 新株予約権の権利行使

行使新株予約権個数	2,332,353,284個
交付株式数	普通株式1,553,576株
行使価額総額	3,296百万円
未行使新株予約権個数	328,230,772個
増加する発行済株式総数	1,553,576株
資本金増加額	1,715百万円
資本準備金増加額	1,715百万円

(3) 減資の方法

減少すべき資本金の額

当社の資本金の額は、上記「(2) 新株予約権の権利行使」に記載のとおり、本新株予約権の行使により、1,815百万円となる見込みであります。この資本金の額を1,715百万円減少して、100百万円といたしました。

減資の方法

減少する資本金の額1,715百万円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたしました。

(4) 減資の日程

取締役会決議日	2017年9月29日
債権者異議申述公告日	2017年10月5日
債権者異議申述最終期日	2017年11月6日
減資の効力発生日	2017年11月7日

(5) 今後の見通し

資本金の額の減少は、連結財政状態計算書の資本における勘定科目内の振替処理であり、資本合計額に変動はなく、本件が業績に与える影響はございません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益(百万円)	38,408	76,889	114,846	156,402
税引前四半期利益(税引前利益)(百万円)	2,113	4,369	6,403	8,995
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	1,467	2,988	4,342	6,952
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	53.44	108.81	158.12	253.16

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)	53.44	55.37	49.32	95.04

(注) 1. 当社は、2017年3月30日付で東京証券取引所市場第一部に上場いたしましたので、第1四半期の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2016年12月22日付で株式590株につき1株の株式併合を行っております。基本的1株当たり四半期(当期)利益については、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年9月30日)	当事業年度 (2017年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,642	605
関係会社短期貸付金	14,168	4,168
前払費用	5	6
繰延税金資産	22	51
その他	1,283	1,133
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	6,119	5,962
固定資産		
有形固定資産		
建物	0	0
工具、器具及び備品	0	0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	5	4
無形固定資産合計	5	4
投資その他の資産		
関係会社株式	133,891	33,896
関係会社長期貸付金	124,580	20,412
繰延税金資産	201	132
その他	-	52
投資その他の資産合計	58,672	54,492
固定資産合計	58,678	54,497
資産合計	64,797	60,459
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	14,503	4,168
未払金	371	143
未払費用	29	7
未払法人税等	144	1,349
預り金	20	16
賞与引当金	33	50
役員賞与引当金	60	43
関係会社事業損失引当金	151	-
その他	9	-
流動負債合計	5,320	5,776
固定負債		
長期借入金	149,245	45,077
役員退職慰労引当金	15	21
その他	60	4
固定負債合計	49,320	45,102
負債合計	54,640	50,878

(単位：百万円)

	前事業年度 (2016年9月30日)	当事業年度 (2017年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	25	25
その他資本剰余金	38,245	9,743
資本剰余金合計	38,270	9,768
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,502	660
利益剰余金合計	3,502	660
自己株式	25,000	0
株主資本合計	9,868	9,207
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	-	98
評価・換算差額等合計	-	98
新株予約権	289	276
純資産合計	10,157	9,581
負債純資産合計	64,797	60,459

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
営業収益	1,506	1,375
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,299	1,281
営業損失()	489	506
営業外収益		
受取利息	1,874	1,347
その他	8	27
営業外収益合計	883	374
営業外費用		
支払利息	982	141
上場関連費用	253	407
その他	1,014	4
営業外費用合計	2,250	552
経常損失()	1,856	685
特別損失		
デリバティブ評価損	60	-
関係会社株式評価損	1,246	101
特別損失合計	1,306	101
税引前当期純損失()	3,162	786
法人税、住民税及び事業税	447	165
法人税等調整額	223	40
法人税等合計	670	125
当期純損失()	2,492	660

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年10月1日 至 2016年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	100	25	38,245	38,270	1,010	1,010	-	37,360	-	-	105	37,465
当期変動額												
当期純損失（ ）					2,492	2,492		2,492				2,492
自己株式の取得							25,000	25,000				25,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-	-	184	184
当期変動額合計	-	-	-	-	2,492	2,492	25,000	27,492	-	-	184	27,308
当期末残高	100	25	38,245	38,270	3,502	3,502	25,000	9,868	-	-	289	10,157

当事業年度（自 2016年10月1日 至 2017年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	100	25	38,245	38,270	3,502	3,502	25,000	9,868	-	-	289	10,157
当期変動額												
当期純損失（ ）					660	660		660				660
欠損填補			3,502	3,502	3,502	3,502		-				-
自己株式の取得							0	0				0
自己株式の消却			25,000	25,000			25,000	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									98	98	13	85
当期変動額合計	-	-	28,502	28,502	2,842	2,842	25,000	661	98	98	13	576
当期末残高	100	25	9,743	9,768	660	660	0	9,207	98	98	276	9,581

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、常勤取締役退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(損益計算書)

従来、損益計算書上、支払手数料(前事業年度703百万円)として表示しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、その他(当事業年度4百万円)に含めて表示しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

- 1 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産

	前事業年度 (2016年9月30日)	当事業年度 (2017年9月30日)
現金及び預金	642百万円	- 百万円
関係会社株式	33,891	-
関係会社短期貸付金	4,168	-
関係会社長期貸付金	24,580	-
計	63,281	-

(注)上記の資産の担保権については、株式会社東京証券取引所への上場予備申請時及び上場承認時にすべて解除されております。

担保に係る債務

	前事業年度 (2016年9月30日)	当事業年度 (2017年9月30日)
1年以内返済予定の長期借入金	4,503百万円	- 百万円
長期借入金	49,245	-
計	53,748	-

(損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
営業取引による取引高		
営業収益	506百万円	375百万円
販売費及び一般管理費	143	27
営業取引以外の取引による取引高	874	347

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	当事業年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)
役員報酬	156百万円	174百万円
給料及び手当	141	230
賞与引当金繰入額	33	63
役員賞与引当金繰入額	60	40
役員退職慰労引当金繰入額	15	11
株式報酬費用	187	-
減価償却費	1	1
支払報酬	162	99
貸倒引当金繰入額	2	-

なお、すべて一般管理費であります。

(表示方法の変更)

前事業年度において、販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額の注記に記載しておりました「租税公課」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より記載を省略しております。なお、前事業年度の「租税公課」は55百万円であります。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式33,896百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式33,891百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年9月30日)	当事業年度 (2017年9月30日)
繰延税金資産		
関係会社株式	319百万円	511百万円
長期前払費用	141	151
その他	127	111
繰延税金資産小計	587	772
評価性引当金	362	589
繰延税金資産合計	225	183
繰延税金負債		
その他	1	-
繰延税金負債合計	1	-
繰延税金資産純額	223	183

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載していません。

(重要な後発事象)

(新株予約権の権利行使及び資本金の額の減少)

当社が発行いたしました第1回から第6回、第8回から10回、第13回新株予約権につき、2017年11月7日に以下のとおり、行使されております。また、当社は2017年9月29日開催の当社取締役会において、下記のとおり資本金の額の減少について決議しております。

(1) 減資の目的

今回の資本金の額の減少は、当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることが目的であります。なお、資本金の額の減少は、下記「(2) 新株予約権の権利行使」に記載のConsumer Equity Investments Limitedがその保有する当社の新株予約権(以下「本新株予約権」)を行使したことを条件として、下記「(3) 減資の方法」に記載の方法により、当該本新株予約権の行使に基づき行う当社普通株式の発行と同時に実施するものであるため、会社法第447条第3項の規定に基づき取締役会の決議により実施しております。

(2) 新株予約権の権利行使

行使新株予約権個数	2,332,353,284個
交付株式数	普通株式1,553,576株
行使価額総額	3,296百万円
未行使新株予約権個数	328,230,772個
増加する発行済株式総数	1,553,576株
資本金増加額	1,715百万円
資本準備金増加額	1,715百万円

(3) 減資の方法

減少すべき資本金の額

当社の資本金の額は、上記「(2) 新株予約権の権利行使」に記載のとおり、本新株予約権の行使により、1,815百万円となる見込みであります。この資本金の額を1,715百万円減少して、100百万円といたしました。

減資の方法

減少する資本金の額1,715百万円の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたしました。

(4) 減資の日程

取締役会決議日	2017年9月29日
債権者異議申述公告日	2017年10月5日
債権者異議申述最終期日	2017年11月6日
減資の効力発生日	2017年11月7日

(5) 今後の見通し

資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、本件が業績に与える影響はございません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	0	-	-	0	0	0
	工具、器具及び備品	0	-	-	0	0	0
	計	0	-	-	0	0	0
無形 固定資産	ソフトウェア	5	0	-	1	4	3
	計	5	0	-	1	4	3

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2	-	-	2
賞与引当金	33	50	33	50
役員賞与引当金	60	43	60	43
役員退職慰労引当金	15	11	6	21
関係会社事業損失引当金	151	-	151	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで										
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内										
基準日	毎事業年度末日										
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料										
公告掲載方法	電子公告 (http://www.sushiroglobalholdings.com/financial/) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。										
株主に対する特典	<table border="1"> <tr> <td>株主優待制度の内容</td> <td>スシローで使用できる優待食事券を贈呈する (注)2</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>年間3,000円分(半期1,500円分×2回) なお、年間1,000円分(半期500円分)は土曜・日曜・祝日を除く平日使用限定</td> </tr> <tr> <td>回数</td> <td>年2回(権利確定:9月30日/3月31日)</td> </tr> <tr> <td>使用期限</td> <td>6ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>使用条件</td> <td>・会計金額1,000円毎に500円分の優待食事券を使用可能 ・他の割引券との併用可能</td> </tr> </table>	株主優待制度の内容	スシローで使用できる優待食事券を贈呈する (注)2	金額	年間3,000円分(半期1,500円分×2回) なお、年間1,000円分(半期500円分)は土曜・日曜・祝日を除く平日使用限定	回数	年2回(権利確定:9月30日/3月31日)	使用期限	6ヶ月間	使用条件	・会計金額1,000円毎に500円分の優待食事券を使用可能 ・他の割引券との併用可能
株主優待制度の内容	スシローで使用できる優待食事券を贈呈する (注)2										
金額	年間3,000円分(半期1,500円分×2回) なお、年間1,000円分(半期500円分)は土曜・日曜・祝日を除く平日使用限定										
回数	年2回(権利確定:9月30日/3月31日)										
使用期限	6ヶ月間										
使用条件	・会計金額1,000円毎に500円分の優待食事券を使用可能 ・他の割引券との併用可能										

(注)1. 定款の規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2. 株主優待制度は2017年9月30日現在の株主名簿に記載された株主様に対するご優待より実施いたします。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（売出し）及びその添付書類

2017年2月22日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2017年3月13日、2017年3月14日及び2017年3月21日近畿財務局長に提出。

2017年2月22日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第3期第2四半期）（自 2017年1月1日 至 2017年3月31日）2017年5月12日近畿財務局長に提出。

（第3期第3四半期）（自 2017年4月1日 至 2017年6月30日）2017年8月10日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2017年2月22日 近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号（本邦以外の地域における有価証券の売出し）に基づく臨時報告書であります。

2017年4月26日 近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

2017年9月29日 近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2017年3月13日、2017年3月14日及び2017年3月21日近畿財務局長に提出。

2017年2月22日提出の臨時報告書（本邦以外の地域における有価証券の売出し）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2017年12月21日

株式会社スシローグローバルホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳野 大二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スシローグローバルホールディングスの2016年10月1日から2017年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社スシローグローバルホールディングス及び連結子会社の2017年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2017年12月21日

株式会社スシローグローバルホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳野 大二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スシローグローバルホールディングスの2016年10月1日から2017年9月30日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スシローグローバルホールディングスの2017年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。